

334.7
Y48



* 0024440000 *

0024440-000

334.71-Y48ウ

外地統治機構の研究

山崎丹照・著

高山書院

昭和18

ADE

403

334.71
Y48

山崎丹照著

外地統治機構の研究

高山書院版



序

明治維新に際して蹶然國際場裡に躍出したる新日本は、國家の正當なる進路を歩んでつぎ／＼に朝鮮その他若干の地域を新に領土又は之に準ずべきものと做した。今の聖なる大東亞戰爭の結果として、更に、おのづから其の領域の擴大せらるべきは必定であらう。此等新領域の統治機構を如何にするか。それは過去の我國に於ける重大なる課題であつたが、將來に於ては一層重大なる意義を有すべき課題である。此の課題を剴切に解決する爲には、立法・行政・司法の各分野に互り、極めて周到なる用意を以て畫策する所あらねばならぬ。

由來現代の我國は法制の整備に於て世界に冠たるものである。是れ即ち立憲法治の理念が如實に發現したる所、固より之を多とすべきであるが、時に或は形式に即して法制を整頓するの餘り、其の實體を理解するを難しとすることなすとせぬであらう。此の事は、新領域——謂はゆる外地——に施行せらるゝ法制に就いて、私の特に痛感する所である。

ある。而かも、専ら此の題目を捉へて之を攻究論述したるものは、方今各般の法制に關する著作の饒多なるに拘らず、絶えて之を見ず、洵に一大缺陷なりと謂ふべきである。知友山崎丹照君は篤學の人である。職を行政部に奉じて公務に没頭するの傍、ことさら外地統治機構の研究に多大の關心を寄せ、弘く資料を探り検討を施し、以て此の一書を成した。私は同君の需に應じて其の稿本を綿密に繙讀した。その敘説する所は間々私の素懐と符合せざるものなきにあらざるも、本書の題目に屬すべき事項に關する限り、漏らす所なく之を攻究して懇切に論述せること、寔に敬服に堪へざるものがある。是れ正に従前の缺陷を補填するものと謂ふべく、ひとり私の渴望を充たすのみならず、世の講學者並に實務家に裨益すること少からざるを疑はぬ。乃ち私は敢て本書を江湖に推薦するものである。

昭和十七年十二月

東京郊外吉祥寺の草舎に於て思を皇國興隆の前途に馳せつゝ

村上 恭一

自序

全世界を通じて單一の法域と爲すの目を期することは、永久に望むことの出来ない痴人の夢であらう。乍併、一國一法域と謂ふ理想は、それが單一の國家主權の下に支配されてゐるものである限り、其の實現が寧ろ常道である。即ち一國家が數多の法域に區分せられ、同種の而も内容を異にする數多の法規が並び行はれることは、全く過渡的な變態的な現象と謂はなければならぬ。乍併、現實の問題としては、一國內の或る地域が其の主たる地域に比して文化の程度を異にし、また其の居住人民の本質・傳統・宗教・習俗・社會觀・道德觀等々を異にする場合、之に相應して、主たる地域とは異なりたる法制を有する異法地域の存在を容認することは、蓋し統治政策の見地よりして全く止むを得ない必要な措置であらう。而して此の如き場合に於て、其の異法地域を形成するところのもの、之即ち所謂外地である。従つて外地制度の存在は、どこまでも現實の統治政策の實際的必要から生じて來たものであつて、決して永久不變の存在たる性質を有するものではない。即ち外地に於ける諸事情が、其の總ての點に於て内地のそれと大差なきに至り、之を内地と同一法制の下に立たしむるも何等支障を見ざる状態に立ち到つたならば、最早や外地制度を存續せしめる必要は

ないのである。而して其の場合に於ては、國家の全地域が通じて同一法制の下に立つことになり、國家の統治形態としては最も理想的なものとなるのである。

そはともかく、現在我が統治下に在りて、異法地域を形成する所のものは、朝鮮・臺灣・樺太・關東州及南洋群島である。蓋し此等の地域は、其の我が統治下に入った歴史も新しく、居住人民の文化の程度其の他に於ても、著しく内地と趣を異にするものあり、乃ち必ずしも總て之を内地と同一法制の下に律し得ざるものがあるからである。乍併、此の如きは曩にも述べたるが如く、國家としては決して望ましい統治形態ではなく、それはどこまでも過渡的なものであり變態的なものである。我國としては可及的速かに前記諸地域の水準を昂め、其等の地域をして、内地と同一法制の下に立たしむるも何等支障なき状態にまで立ち到らしめなければならぬのである。由來我が外地統治の經驗は、必ずしも其の沿革を遠しとしない。従つて植民地統治の永き經驗を有する歐米諸國に於ては、當初より我が外地統治の成果に對して、疑念を挿む者が必ずしも尠くなかつたのである。然るに前記諸地域の一たび我が統治に歸するや、治安の維持・文化の向上・産業の振興等、其の政治的並びに經濟的發展は寔に著しきものあり、曩に疑念を挿んだ諸外國をして眞に後へに瞠若たらしむるものがあつたのである。殊に我國の新領土に臨むや、一視同仁の聖旨を奉體して、眞に克く内外地の融合に努めたのである。まことに此の事實は、口に正義人道を以てながらも常に搾取と壓

迫以外に植民政策あるを知らざる諸外國の、眞に意外とした所である。曩に支那事變の勃發を見るや外地同胞の克く其の分に應じて銃後の赤誠を致し、或は進んで從軍を希ひ或は勞務奉公・獻金報國等に努め來りし所以のものも、實に我が比類なき外地統治の成果の現れであつて、聖慮の程寔に畏き極みである。我等は我國の外地統治が速に其の有終の美を濟めて外地の水準を昂め、外地制度の存續を不必要ならしめん日の一日も早からんことを冀ふものである。

今や支那事變は大東亞戦争と進展し、其の作戰の規模は豪壯雄大を極めて來た。而して御稜威の下忠烈勇武なる陸海軍將兵の奮戦力闘に依り、開戦年餘にして早くも日章旗は燦として大東亞の天地に輝くに至つた。今後此の赫々たる戦果に應へて、大東亞建設の大業を完遂せんことこそ、之れ我が皇國日本に課せられたる聖なる使命である。さあれ此の大使命達成の爲には、前途に幾多の困難が豫想せられる。乍併、よし如何なる障害が我を俟たんとも、我國は斷じて之を克服しなければならぬのである。而して之が克服の道は一つ、それは我が國力の總てを擧げて此の大使命に動員することである。従つて此の舉國的大動員の要請に對し、些かにても支障を及ぼすが如き虞あるものあらんか、それは國家の名に於て其の總てが止揚されなければならぬのである。此の意味に於ては、現在我が外地制度の存在の如きも、亦當然に検討を要すべき一の對象となつて來るものであらうか。何となれば今日我が國は、内地或ひは外地と謂ふが如き狭小なる觀念に捉はるるところな

く、一億一心、眞に打つて一丸となり、以て大東亞建設の中核體たることを要求されてゐるのである。即ち端的に之を謂ふならば、最早や内外地の區分の如きは之を全面的に撤廢されなければならぬのである。乍併、尙現實の問題としては、今日外地の實際事情に鑑み、之を一舉に解決してしまふといふことは、必ずしも其の當を得ざるものがある。政府乃ち茲に見る所あり、今回我が外地制度の上に全面的の再検討を加へ、頗る實際的なる方法を以て内外地の一體化——所謂内外地行政の一元化——を圖つた次第である。惟ふに從來我國に於ける外地統治は、其の外地住民皇民化の基本理念に至つては何等間然する所なく、また其の實踐に付ても頗る優秀の成果を收め得て來たことは前述の通りである。唯其の外地行政のあり方——特に外地行政機構のあり方——に付ては、國家總動員の見地よりして若干批判の餘地あるを免れ得なかつた。特に大東亞戰爭の勃發以後、國家行政に高度の綜合性能率性の要求せられ來るや、外地行政のあり方に付ては、何等か其の要請に應ふべき合理的措置の施されんことを要望する聲頗る高きものがあつた。之即ち今回、政府の内外地行政一元化の諸方策となつて現れた所以である。我等は政府今回の勇斷に對し滿腔の敬意を表すると共に、心より其の成果に期待するものである。

本書は我が外地統治機構の現狀に付て、若干の解明を與へんとするものである。乍併、現在に於ける我が外地統治機構と謂ふものも、結局それは歴史の所産に過ぎない。従つて之に對する正確なる認識を得んが爲には、先づ歴史の事實を検討し、且之を反省するの要がある。惟ふに一切の社會現象は、必然なるが故に發生し、合理なるが故に存續する。即ち如何に必然性を以て生れたものであつても、一度それが合理性を失ふ場合に於ては、最早や其の存續は許されないのである。此の必然性と合理性とを最も雄辯に説明するものは、疑もなく歴史である。従つて歴史を外にする社會現象の研究は、常に其の當を得ざるものである。本書は此の如き意味に於て、我が外地統治機構の歴史的研究の部分にかなりの紙幅を費した。従つて見方に依つては、或は其の歴史的研究の部分が全體の量に比較して餘りにも多過ぎるとの非難を免れ得ないかも知れない。乍併、著者は、此の種の研究に於ては、歴史的研究の方法が絶對的のものであることを信じ、敢て其の非難を甘受せんとするものである。尙また著者が本書に於て、其の歴史的研究の部分を敢て冗長の筆を採つた所以のものには、今一つの理由が存する。それは我が外地統治機構に關する從來の歴史は、將來我が統治の下に歸すべき、大東亞諸地域の統治機構に付て、或る種の示唆を與へること大なるものあるを信ずるからである。謂ふまでもなく今日我が外地統治に見る赫々の成果は、幾多先人の努力と智能との結晶である。我等は此等先人の業績を回顧することに依つて、外地統治に關する幾多の教訓を學びとることが出來るであらう。即ち此の點亦本書に於ける著書の狙ひの一つでもあるのである。唯著者の非力なる、かくして出來上つたものを讀み返して見るに、其の企圖したる所は何等達成せらる

ることなく、全體として寔に散漫極まるものである。尙其の記述の體裁に付ても、精粗繁簡必ずしも其の所を得ず、論じて盡さざる所のもの亦甚だ多きを覺える。乍併、其の補正は何れも之を後日に期し、ひとまづ江湖の批判を仰がんとする次第である。冀くば讀者諸彦幸に寛容の心を以て、何分の叱正の勞を賜はらむことを。

尙本書の執筆に當つては、其の當初より同郷の先輩前樞密院書記官長村上恭一先生の御教示に預かること多大なるものがあつた。尙また本書の稿成るや、先生には御多忙の裡に、全體に亘つて頗る懇切なる御校閲の勞を取られ、更にまた有難き序文さへも賜はつた。重ね々々の御懇情寔に感謝に堪へない所である。不敏の著者が、兎も角もかうして一本を纏め得たる所以のものも、一に先生の御指導の賜である。記して以て深甚の謝意を表する次第である。

昭和十七年十二月

井之頭池畔の茅屋にて

著

者

目次

第一章 序 説	一
第一節 外地の意義	一
第二節 外地に對する帝國憲法の効力	三
第三節 外地統治機構の特異性	三
第二章 外地統治に關する中央機關	一四
第一節 拓務省設置以前	一四
第二節 拓務省の設置	二四
第三節 對滿事務局の設置	四〇
第四節 内外地行政一元化の爲にする外地統治中央機構の全面的再編成	五五

一 概説..... 二

二 朝鮮・臺灣及樺太に關する中央大臣..... 六

三 關東州及南洋群島に關する中央大臣..... 六七

第三章 外地の行政機構..... 九〇

第一節 外地行政機構の特異性..... 九〇

第二節 朝鮮の行政機構..... 九三

第一款 朝鮮に於ける中央行政機構の變遷..... 九四

一 總監府時代..... 九四

二 明治四十三年朝鮮總督府の設置..... 九六

三 大正八年朝鮮總督府機構の大改正..... 一〇五

四 内外地行政一元化の爲にする朝鮮總督府官制の改正..... 一二七

1 官制改正後に於ける朝鮮總督の地位 2 朝鮮總督府の部内機構

第二款 朝鮮に於ける地方行政機構の變遷..... 一三〇

一 官治行政機構..... 一三〇

1 統監府時代 2 明治四十三年の朝鮮總督府地方官制 3 大正八年の朝鮮總督府地方官制の改正 4 現行官制の下に於ける朝鮮の地方行政機構

二 自治行政機構..... 一三七

1 地方自治行政前史時代 2 地方自治行政の黎明時代 3 昭和五年地方自治行政機構の確立より今日に至る

第三節 臺灣の行政機構..... 一七

第一款 臺灣に於ける中央行政機構の變遷..... 一七

一 領臺當初の行政機構..... 一七

二 大正八年臺灣總督府機構の改正..... 一八九

三 内外地行政一元化の爲にする臺灣總督府官制の改正..... 一九二

1 臺灣總督の地位 2 臺灣總督府の部内機構

第二款 臺灣に於ける地方行政機構の變遷..... 二〇〇

一 官治行政機構..... 二〇〇

二 自治行政機構..... 二〇八

第四節 樺太の行政機構..... 二二五

- 一 樺太に於ける官治行政機構の變遷……………二五八
- 1 軍政時代……………二五八
- 2 明治四十年樺太廳の設置……………二五九
- 3 内外地行政一元化等の爲にする樺太廳官制の改正……………二五九
- 二 樺太に於ける自治行政機構の變遷……………二五三

第五節 關東州の行政機構……………二六八

- 一 關東州に於ける官治行政機構の變遷……………二六八
- 1 軍政時代……………二六八
- 2 關東都督府時代……………二七〇
- 3 關東廳時代……………二七二
- 4 關東局の設置……………二七五
- 5 大東亞省設置に伴ふ關東局官制の改正……………二七九
- 二 關東州に於ける自治行政機構の變遷……………二八〇

第六節 南洋群島の行政機構……………二九五

- 一 南洋群島に於ける官治行政機構……………二九五

- 二 南洋群島に於ける自治行政機構……………二九九

第四章 外地の立法機構……………三〇六

第一節 法……………三〇七

- 一 勅令を以て外地に施行したる法律……………三〇〇
- 二 外地に施行する目的を以て制定せられた法律……………三〇〇
- 三 屬人的性質を有する法律……………三〇二

第二節 勅令……………三〇三

第三節 閣令及省令……………三〇六

第四節 外地行政官廳の命令……………三〇九

第一款 律……………三〇九

- 一 律令制度の沿革……………三〇九
- 二 律令の形式……………三五二
- 三 現在に於ける律令施行の狀況……………三五四

第二款 制 令

第三款 律令及制令以外の外地行政官廳の命令

- 一 朝鮮に於ける命令 三六二
- 二 臺灣に於ける命令 三六三
- 三 樺太に於ける命令 三六三
- 四 關東州に於ける命令 三六四
- 五 南洋群島に於ける命令 三六五

第五節 外地の舊法令

三六五

第五章 外地の司法機構

三六八

第一節 概 説

説

三六八

第二節 朝鮮の司法機構

三七一

- 一 統監時代に於ける朝鮮の司法機構 三七一
- 二 日韓併合以後に於ける朝鮮の司法機構 三七五
- 三 朝鮮に於ける現行司法機構 三七七

第三節 臺灣の司法機構

三六三

- 一 領臺當時の司法機構 三六三
- 二 明治三十一年臺灣總督府法院條例の改正 三六六
- 三 大正八年臺灣總督府法院條例の改正 三六七
- 四 臺灣に於ける現行司法機構 三六九

第四節 關東州の司法機構

三六六

- 一 軍 政 時 代 三六六
- 二 審 理 所 時 代 三六九
- 三 法院令に依る法院時代 三六九
- 四 裁判令に依る二級審制法院時代 四〇〇
- 五 大正十三年關東州裁判令の改正 四〇一

第五節 南洋群島の司法機構

四〇四

附 録 歴代外地行政長官一覽表

四〇九

著者紹介

著者山崎氏は昭和三年東京帝國大學法學部卒業、直ちに第一銀行に入つたが、同五年同行を辭して官界に轉じた。其の後内務系官吏を歴任し、同十四年末内閣法制局參事官となり、同局に在ること三年有餘にして、本年四月海務院に榮轉して今日に及んでゐる。

又昨十七年九月には、其著「内閣制度の研究」(高山書院發行)を上梓し、文協推薦になつてゐる。

第一章 序 說

第一節 外地の意義

外地とは、我が統治權が排他的に行はるゝ地域で、而も或る特種の理由に依り、國家全體の爲めに制定せられた法規が原則として行はれず、其の地域の爲めに特に制定せられた法規が、各別に一つの體系を爲して行はれてゐる地方を謂ふ。而して之に對し内地とは、國家全體の爲めに制定せられた法規が、原則として當然に行はるゝ地域を謂ふ。即ち内地が一の法域を爲すに對し、之とは分離して各別個の法域を爲すものが外地である。

此の意味に於て現在内地と稱せらるゝものは、我國本來の領土たる本州・四國・九州・北海道・琉球・小笠原島其他の島嶼であり、外地と稱せらるゝのは、後に附加せられた領土たる朝鮮・臺灣・樺太及び租借地たる關東州並に委任統治地域たる南洋群島である。(尤も以上の中、樺太に關しては、曩の政府發表に於て之を内地行政に編入する旨の方針が明かにせられ、現に之に必要な諸般の措置が講ぜられつゝある。而して其の措置は遠からず完了するに至るべく、其の曉に於ては、樺太は最早や之を外地と稱することの出來ぬことは謂ふ迄もない。)尙内地及び外地なる語を、此の如き意味に於て使用することは、尙未だ之を充分に熟したものと謂ふことは出來ない。尤も其の内地なる語に限つては、最早や其の用法は充分熟してゐるものであつて、各種法令に於ても多く見かける所である。即ち例

へば共通法第一條第一項には、「本法ニ於テ地域ト稱スルハ内地、朝鮮、臺灣、關東州又ハ南洋群島ヲ謂フ」と規定され、航空法第四十二條第一項には、「前項ノ規定ハ内地、朝鮮、臺灣相互間ニ付之ヲ準用ス」と規定されてゐる。其他各種の法令に於て、内地なる語の使用されてゐることは、其の例が頗る多い。之に反し外地なる語は未だ一般に耳新らしく、法令上の用語としても未だ必ずしも十分に熟してゐるとは謂へないやうである。即ち法令に於ては多く此等の地域を指稱する場合には之を具體的に抑へて、朝鮮、臺灣、樺太、關東州及南洋群島と擧げてゐるのである。併しながら既に昭和十五年法律第五十五號所得稅法人稅内外地關涉法は、其の題名に於て既に内外地なる文字を掲げ、外地なる文字を其の意味に於て用ひてゐる。尙官廳の公文書其他に於ても、外地なる語は漸次用ひられて行くやうである。尙又學者の著書に就て之を見るに、外地なる語は寧ろ稀にしか用ひられてゐず、其の多くは特殊地域、特別地域、特別地、植民地、内地以外の領域等の語が用ひられてゐるやうである。而して外地なる語の用ひられてゐる場合にも、多くはそれを新領土たる臺灣、朝鮮及樺太を指稱するものとし、租借地たる關東州及委任統治地域たる南洋群島は、之と區別して準外地又は領外地なる語を以て呼んでゐるやうである。此の如く外地なる語は未だ必ずしも社會の各方面に於て慣熟した語とは謂ひ難いやうである。併乍、外地なる語は内地なる語との對照に於ても比較的其の内容が理解され易く、且他の語に比して比較的語弊も少く無難であると謂ふ意味に於て、漸次廣く用ひられて行く傾向に在るやうである。

扱て現實の問題として内地とは、帝國憲法施行當時我國の領域であつたものを謂ひ、外地とは其の後附加せられた領土、委任統治地域及租借地を謂ふこととなるのであるが、乍併、それは決して永久不變の區別ではない。何となれば外地と謂ふのは、曩にも述べたるが如く或る特殊の理由に依り、内地と異法領域を爲す所の地域である。其の或る

特殊の理由とは、其等の地域が内地と離れて別箇の社會生活圏を爲し、未だ内地の社會と同化するに至らざる點である。即ち其の爲めに社會生活の規律たる國法も亦自ら内地と相異ならざるを得ないのである。従つて將來外地が内地と同化して同一の社會生活圏を形成するに至れば、其の社會生活を規律する國法も、亦自ら其の區別の理由を失ふに至るのである。即ち其の場合に於ては、其の外地は内地に編入されると謂ふことになるのである。(樺太の内地編入方針の決定が正に其の適例である。)そしてそれは國家としては最も望ましい統治形態なのである。

惟ふに全世界を通じて單一の法域と爲すの日を期することは、永久に望み得べきもない痴人の夢であるとしても、一國家一法域といふ理想は、それが單一主權の支配下に置かれてゐるものである限り、其の實現が寧ろ常道である。即ち一國家が數多の法域に區分せられ、同種の而も内容を異にする法規が並び行はれるといふことは、全く過度的な變態的な現象と目せらるべきものである。乍併、一國內に於ても其の各地域に依つて文化の程度を異にし、居住人民の本質・傳統・宗教・習俗・社會觀・道德觀等々の相違を存する場合には、之に照應して異法地域の存在を容認することは、統治政策の見地よりして、全く止むを得ない必要な措置としなければならぬのである。

第二節 外地に對する帝國憲法の効力

外地に對し帝國憲法が施行せらるゝや否やは、學界に於て永く争はれて來た所の問題である。といふのは帝國憲法は、他の諸國の憲法(註)に於て多く見るが如く、其の施行區域に關して明白な規定を置いてゐないからである。

(註) 例へばベルギー憲法に於ては、「將來獲得スルコトアルベキ植民地、海外屬領地又ハ保護地ハ特別法ニ依リテ之ヲ統治ス」

(第一條第四項)と規定してゐる。又オランダ憲法に於ては、「オランダ王國ハ歐洲ニ於ケル領土並ニ歐洲以外ノ諸洲ニ於ケル植民地及屬地ヲ包含ス」(第一條)、「憲法ハ反對ノ明言アル場合ヲ除クノ外、歐洲ニ於ケル國ニノミ之ヲ施行ス」(第二條)と規定し尙歐洲以外に於ける植民地及屬地は國王が統理する(第六一條第一項)が、其の地の政府の行動に關する條例は法律を以て之を規定する(第六一條第二項)ものとしてゐる。

外地に對して帝國憲法の適用ありや否やの問題は、沿革的には明治二十八年臺灣領有の時を契機として起つたものである。即ち日清戰爭終了の直後明治二十八年末の帝國議會に、政府は臺灣總督に對し法律と同一の效力を有する律令を制定する權限を委ぬる旨の法律案を提出したのである。當時該法律案提出の理由としては、「臺灣ノ帝國ノ版圖ニ歸セシ以來日尙淺ク百事草創ニ屬スルノミナラズ動モスレバ土匪蜂起ノ虞ナキニアラス。然ルニ同島ハ首都東京ヲ距ルコト甚ダ遠ク且兩地間交通ノ便未ダ全ク開ケザルガ如キ事情アリ、又同島ハ本國ト全ク人情風俗ヲ異ニシ本國ト同一ノ法令ヲ以テ律スベカラザルノ事情アリ。是レ本案ヲ提出スル所以ナリ。」といふにあつた。右の案が衆議院に上程せらるゝや、俄然帝國憲法が臺灣に實施せられ居るや否やに付ての議論が喧しくなつたのである。即ち中村克昌議員先づ本案と憲法第八條及第九條との關係を質問したるに對し、水野政府委員は、「本法は憲法とは關係なし、憲法は未だ臺灣に效力なし。」と述べた。乍併其の後之を翻し、「其の一部例へば人民の權利義務に關するが如きものは適用なし。」と辯明した。更に「裁判に關しては如何にするか」との質問に對し、「同様命令を以て規定すべし」と述べ、又「内地人に對しては如何なる法規を適用するか」と問はれ、「一概には述べ難し」と答へた。要するに本案に對する政府の答辯は確固たるものを缺き、其の特別委員會に於ける審議の大勢は政府の不利に傾いた。於是、政府は、調査に藉口して案を撤回し、其の翌日再び同一内容の法律案を衆議院に緊急提出した。而して其の本會議に於ては高田早苗

議員より、本案は憲法の立法事項を蹂躪するもので憲法に違反するものであるとの反對論が述べられた。乍併、結局特別委員長鳩山和夫の報告の如く、臺灣總督は法律の委任により、其の管轄區域内に、單に法律と効力を同じふする命令を發するに過ぎないのであるから、憲法違反に非ずといふことになつたのである。唯此の如き制度は永久的には之を認むべからざるものとして、政府提出の原案に對して「此ノ法律ハ施行ノ日ヨリ滿三箇年ヲ經タルトキハ其效力ヲ失フモノトス」との一條が追加せられたのである。之れ即ち有名なる明治二十九年法律第六十三號—所謂六三法—である。其の後本法は必要に應じ、數次に亘つて其の有効期限延長の方法が執られたが、其の法律案の議會に提出せらるゝや、其の都度、憲法に所謂立法事項を臺灣總督に委任するが如きは憲法違反なり、との論が執拗に繰り返された。乍併其の都度また法律の委任に依り、之と其の效力を同じふする命令を發するは憲法違反に非ずとして、その法律案は通過したのである。

即ち政府に於ても議會に於ても、帝國憲法は臺灣—新領土—に當然適用ありとの見解を執つて來たのである。唯かくして法律に依り臺灣總督に附與せられたる命令制定の權限が餘りにも廣汎なりとの理由に依り、其處に憲法違反の疑あらざるやの點が争はれたのである。而して之に對し政府は、終始委任命令の法理に依つて其の憲法違反に非ざる所以を説明し、議會の多數も亦此の見解を支持して來たのである。臺灣領有の後、我が版圖となつた樺太及朝鮮に就ても亦同様に解せられて來たのである。

次に我國が領土權を有せざる關東州及南洋群島に就てあるが、此等の地域に對しては帝國憲法は行はれずとするのが政府の見解のやうである。それは此等の地域に於ては、憲法上の立法事項に付ても法律を以てせず勅令を以て規定せられて居り、而も其の勅令を以てしたる場合に於ても、何等法律の委任あるを見ないことに依つて知られる。例

へば明治四十一年勅令第二百十三號關東州裁判事務取扱令は、關東州に於ける民事・刑事及非訟事件に關する事項を規定したもので、其の内容は原則として民法・刑法・非訟事件手續法其の他の法律に依つたものであるが、其の形式は勅令である。事は南洋群島に付ても同様であつて、即ち大正十二年勅令第二十六號南洋群島裁判事務取扱令は、南洋群島に於ける民事・刑事及非訟事件に關する事項を規定したもので、其の内容は法律事項——原則として民法・刑法・非訟事件手續法其の他の法律に依つてゐる——であるが、其の形式は勅令である。關東州及南洋群島に帝國憲法が行はれるとせば、此の如きことは許さるべき限りではない。之は要するに此等の地域に對しては帝國憲法は行はれず、從つて此等の地域に對する統治は、天皇大權の自由なる發動に依ると爲すものである。

外地に對する帝國憲法の效力に付ては、政府の見解は右に述べた通りである。乍併此の點に關する學者の見解は從來必ずしも一致せず、寧ろ政府の見解を支持する學説は少いやうである。今諸學者の説を瞥見するに、

その第一は、帝國憲法はその發布當時の領土に對してのみ妥當するものである。即ち憲法の地域的效力の限界を最も狭く解するものである。嘗て市村法學博士等によつて主張せられたもので、同博士は憲法發布の告文に、「八州民生ノ慶福ヲ増進スヘシ」とあり、またその勅語に「朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ」等の字句あるによつて、これを論證しようとして居られる。即ち帝國憲法は一切外地には施行されないと解するものである。

第二は、帝國の統治權の及ぶ全範圍が、帝國憲法の效力の及ぶ地域であり、それは憲法發布當時の領土たると新領土、租借地、委任統治地域たるとを問はないとするものである。佐々木法學博士等によつて主張せられる所であつて、この理論に於ては、帝國憲法の效力の地域的範圍は、我國統治權の行はるゝ地域的範圍と同意異語として解

されてゐる。そしてその根本的理由として、「帝國憲法施行セラレズトセンカ、舊領土以外ノ地ニ行ハル、統治權ニ付テハ何人ガ其ノ總攬者タルカ明ナラズ、少クトモ帝國憲法ニ依テハ之ヲ知ルヲ得ザルベシ。此ノ如キハ固ヨリ不當ノ事タリ。此ノ一事以テ能ク帝國憲法施行ノ理論ノ妥當ナルヲ示スニ足レリ。」とし、「而モ其ノ以外猶之ヲ妥當トスルノ根據多シ。」として、「帝國憲法施行セラレズトセンカ、新領土、租借地、委任統治地ニ於ケル國務ニ付テハ國務大臣ノ輔弼ナク、從テ責任ノ歸着スル所ナキニ至ルベク、又之ガ國費ニ付テハ豫算トシテ帝國議會ノ協贊ヲ經ルヲ要セザルコトトナラン。其ノ不當ナルコト論ナシ。」と説いて居られる。故上杉法學博士もまた、「凡ソ統治權ノ行ハル場所ハ、憲法ノ行ハル場所ナルコトモ亦當然ノ原則ナリ。ヒトリ帝國ノ領土ノミナラズ、租借地委任統治區域ニ在リテモ、亦統治權ノ行使ハ、憲法ヲ基礎トシテ行ハルベク、凡ソ憲法ヲ基礎トセザルノ法令アルコトヲ認ムベカラザルナリ。……然レドモ、憲法自ラ憲法ノ施行區域ヲ限リテ、領土ノ一定ノ部分ニ之ヲ行ハザルコトヲ定ムルコトヲ得ルハ云フヲ俟タズ。憲法ノ一部ニ就テ、之ヲ一定ノ區域ニ行ハザルコトヲ定ムルモ亦妨ナシ。憲法ノ明文ヲ以テ之ヲ定メザルモ、事ノ性質上、又ハ其ノ他ノ事由ニ依リ、憲法ノ一定ノ條項ガ、領土ノ一定ノ部分ニ行ハレザルモノト解スベキ場合モ亦之アルコトヲ得ベシ。之レ憲法ヲ行ハザルニ非ズ、憲法ハ當然統治權施行ノ全範圍ニ行ハルルコトヲ原則トスルガ故ニ、此等ノ例外ヲ認ムベシトスルナリ。故ニ我國ニ在リテ、臺灣・朝鮮・樺太ハ其ノ文化ノ程度ニ於テ、從來ノ帝國領土ト著シク異リ、且日本國家トノ關係尙ホ未ダ密接ナラザルモノアリ殊ニ關東州及南洋群島ハ、我ガ領土ヲ構成スルモノニ非ズ、從テ此等ノ區域ニ於テハ、憲法ハ全部行ハルルモノト爲サズ、必要ナル例外ヲ設ケタリ。然レドモ之レ憲法ガ行ハレザルニ非ズ、憲法ガ當然行ハルルノ原則ノ例外タルノミ。」と説かれた。

第三は、帝國憲法中の規定を分別して、其の一部は舊領土以外にも施行せられ、他の一部は施行せられずとするものである。美濃部法學博士は、憲法の諸規定を屬地法と屬人法とに區別し、屬人法は國家の統一的性質に基き、國の支配權の及ぶ全範圍に妥當する。之に反して屬地法は、原則として憲法制定當時の領域に對してのみ妥當すると説かれる。而して帝國憲法各條の規定に付ては、その規定の性質に應じて、その屬地法なりや屬人法なりやを區別しなければならぬとされ、(1)第一章に定められて居る天皇の各種の大權の中で、第六條・第七條及第十條以下第十六條に至る各條の大權は、性質上施行區域を限らるべきものでないことは明瞭である。獨り第五條の立法權、第八條の緊急命令權及第九條の命令權は原則としては屬地的大權と認めねばならぬ。何となれば立法にせよ、緊急命令又は普通の命令にせよ、それ自身屬地的效力を有することを原則とするもので、隨つて之を發するの大權も亦原則として屬地的動力を有するものでなければならぬからである。(2)第二章に定められて居る臣民の權利義務の中では、第十八條の臣民たる要件、第十九條の公務に就き得る能力及第二十條の兵役義務に關する規定だけは、日本臣民たる身分に隨伴するもので、屬人法たる性質を有するが、その他の規定は、憲法には等しく「日本臣民ハ」といふ文字を用ひて居るに拘らず、尙性質上屬地法と見るべきものである。(3)第三章及第四章の規定が凡て屬地的性質を有しないことに付ては既に述べた。(4)第五章の司法に關する規定は凡て屬地法と見るべきものである。(5)第六章司法組織は天皇の下に於ける第二次的の機關で、それは當然に一定の管轄區域を有すべきものである。(6)第六章の規定の中では、國民の納稅義務に關する規定と國の會計に關する規定とを區別しなければならぬ。國民の納稅義務は性質上屬地的で、隨つて第六十二條第一項及第二項、第六十三條は屬地法であるが、その他の規定は凡て國の會計に關するもので、而してそれは國に附隨し施行區域を限らるゝものではない。」とし、憲法の施行區域如何の問

題は、以上の中唯屬地法の性質を有する條項に付てのみ生じ得る問題であり、それらのものは屬地法本來の性質上新領土には當然には效力を及ぼさないと説いて居られる。これに對し黒田教授は、「この學説は何故に憲法の特定の規定は全範圍に妥當し、特定の規定は特殊範圍にのみ妥當するかを理由を示す點に於て明瞭でない。單に全範圍に及ぶものを屬人的とするに過ぎず、その區別の方法に於て恣意的なるを免れない。この區別は、それを基礎づける理論を發見することが必要である。」とせられ、「帝國憲法の諸規定中全範圍に妥當するものと、さうでないものとの區別は、帝國憲法の立憲主義的憲法として持つ特殊的性格を認識することによつてのみ根據づけることができる。立憲主義的憲法は、一方に於て國家自體の存在様式に關する根本原則であり、他方に於て國民の自由の保障の組織であり、その各々を中心として描いた二つの圓交錯した部分が權力分立主義的な組織である。この故に、帝國憲法中の國家自體の存在様式に關する根本原則は全範圍に妥當し、權力分立主義的組織は、その中の法治主義的原則に關する限り、舊領土以外に對しては幾分の變容を受け、第二章中の國民の自由の保障・保護に關する諸規定は、原則としては舊領土以外には妥當しないと見らるべきであらう。」と説いて居られる。其の他種々の學説が散見するが、それは要するに帝國憲法の地域的效力範圍を憲法施行當時の領土に限らんとするか、或は之を我が統治權の及ぶ全範圍に及ぶとするか、更にまた憲法の各條規を食ひ分けて、舊領土のみに適用あるものと新領土其の他にも適用あるものとに分たんとするの三者に大別さるゝやうである。尙其の他に少數説として政府の見解を支持する學説が存在することは上述の通りである。

帝國憲法が如何なる區域に施行せらるゝかに付ては、憲法自身何等の規定をも設けてゐない。乍併普通の原則から言つて、法律がその施行區域に付て別段の規定を設けない場合には、國の領土の全般に施行せらるゝのを通常とする。

憲法も亦此の普通の原則に従つて、國の領土の全部に施行せらるゝものと解すべきである。即ち帝國憲法は、苟も我が國家の構成部分を爲してゐるものに對しては、その新舊を問はずして齊しく適用せられるものである。唯關東州及南洋群島に對しては、我國は之が領土權を有せず、従つてそれは我が國家の構成部分を爲してゐない關係上、帝國憲法は其の效力を及ぼさないものである。

惟ふに帝國憲法の施行地域の問題に就て考察する場合、現行法の法理に於ては、帝國憲法を全體として取扱ふの外はない。現行法は帝國憲法の規定と分別して、其の一部は舊領土以外にも施行せられ、他の一部は之に施行せられずとするが如き處置を爲してゐない。従つて此の如き分別自身が、政策上適當なりや否やを考ふることは固より妨ない所であるが、乍併其の現に之を爲せるや否やは全く現行法上の問題としなければならぬ。而して現行法に於ては、此の如きは之を爲さざるものである。而も猶且之を爲さんとする事は、恐らくは恣意獨斷の譏を免れないであらう。尙關東州・南洋群島に付て憲法施行せられずとする政府の見解に對し、かくの如くんば此等の地域に行はるゝ統治權に付ては、何人が其の總攬者なるか明かならずとして、其の不當なる所以を説くものがある。乍併之は、實質的意義に於ける憲法と成文憲法たる帝國憲法とを混同するものである。憲法なるものは、實質上日本國家の根本法たる法則凡てを含むもので、それは決して七十六箇條から成り立つ成文の帝國憲法を以て、その全部を盡してゐるものではない。例へば國際條約の如きも亦實質的意義に於ける憲法の法源の一種である。元來國際條約は國家の單獨の意思表示ではなく、その外國との合意に依つて成立するものなることに於て、一般法令とは其の性質を異にする。乍併其の內容に於ては、それは單に國家の外國に對する關係を定めるだけではなく、同時に國內法上の關係をも定めてゐるものが少くない。此の場合に於ては、條約は同時に國法としての效力を有し、殊に若し其の內容が憲法的規律を定むるも

のなるときは——例へば租借地に關する條約、委任協約等——は正しく憲法の法源の一種たるものである。又我國に於て統治權の總攬者が天皇にあらせらるゝことは、成文憲法たる帝國憲法の條規を以て初めて定まつたものではなくそれは肇國の初めより國家と共に存する所の永遠の憲法である。成文憲法たる帝國憲法は唯我が帝國の領土は、萬世一系の天皇之を統治さるゝ旨を成文化したるのみである。それは肇國以來國家と共に存在する所の所謂實質的憲法に對しては何物をも附加したるものでもなければ、また何物をも減したるものでもない。従つて、我國が領土權を有せざる關東州及南洋群島の統治權者が何人にあらせらるゝやは、此の實質的意義の憲法に依つて明々白々の事實である。關東州及南洋群島の地域に憲法が施行せられずといふのは、成文法たる帝國憲法の施行せられずとするの義たるのみ。我が統治權の及ぶところ、その實質的意義に於ける憲法の働くのは當然のことである。尙關東州及南洋群島に於ては、帝國憲法が施行せられないといふ見地から、その臺灣及朝鮮等に於けると異り特に法律の委任なくして、法律事項を命令を以て規定してゐる。然るに一面に於てまた其等の地域に於ける國費に就ては、帝國議會の協贊を経たる豫算に依つて支出されてゐる。若し帝國憲法が其等の地域に施行せられないとするならば、之は其の必要のないことではないかと説く向がある。乍併歳出に付ての議會の協贊は、政府が當該會計年度に於て一定の目的の爲めに一定の金額を支出し得べきことを承認する行爲であり、歳入に付ての議會の協贊は、政府が當該年度に於ける收入を其の歳出の財源とすることに付ての承認を得る爲めにするものである。従つて具體的にはそれが内地に關して行はるゝものであると、將た外地に關するものであると、或はまた外國に於ける帝國官衙に關するものであるとは其の問ふ所ではないのである。従つてこの事實を以て關東州及南洋群島に帝國憲法が施行されてゐるといふことは謂ひ得ないのである。

第三節 外地統治機構の特異性

外地の統治機構とは、外地に於ける立法機構、行政機構及司法機構の三者を總稱するものである。外地に於ける此等の機構は、原則として内地に於けるそれとは別箇の體系を形成してゐる。而して外地に於けるそれは内地に於けるものに比して其の内容上種々特異の點を有するものであるが、今其の主なるものを擧げてみると、それは大凡次の如きものである。

一 立法機構の分野に付て之を見れば、外地に於ては立法事項が命令を以て定められ得ることである。即ち外地の立法は、樺太を除くの外一般に帝國議會の議決を経ずして行はれ、内地に於ては法律を以て定むることを要する事項も、原則として命令（朝鮮は制令、臺灣は律令、關東州及南洋群島は勅令）を以て定めることが出来る。随つて外地に於ては内地に見るが如き立法權と行政權の對立は無い。即ち三權分立の原則は、此の點に於て外地には行はれざるものと謂ふことが出来る。

二 行政機構の分野に付て之を見れば、第一に外地の行政機構は内地のそれと分離せられてゐることである。帝國憲法第十條に依る官制及任官大權は勿論各外地の行政機構にも及ぶものであり、従つて外地官廳の組織權限も内地の官制と同じく勅令に依る官制を以て定められ、各外地の官吏も任官大權に依つて任命せらるゝものである。乍併其の機構の實體に於ては内地と外地とは相分離せられて居り、内地の行政は天皇の下に各省大臣が其の各部を分擔してゐるに反して、外交及軍政等を除き其の他の一般行政に關しては、各省大臣の權限は原則として直接には外地に及ばず、

また内地に於ては各省大臣に分屬する一般行政の權限が、包括的に總て外地の行政長官に委任せられてゐるのである。

第二に地方自治制度が不完全なることである。即ち外地に於ける地方自治制は、官治的色彩を多分に存し、地方團體の自治權能が頗る弱いのである。

三 司法機構の分野に付て之を見れば、第一に外地の司法機構は樺太を除くの外、内地のそれと全く分離せられてゐることである。即ち外地の司法機關は内地及他の外地の司法機關とは全然別箇の存在を爲し、司法事務共助法等に依る特別の場合を除くの外、彼此連絡を有しないものである。

第二に司法權獨立の保障が、内地のそれに比して薄弱なことである。裁判が獨立に行はるゝことは、外地に於ても内地に於けると同様であるが、司法權の組織及び司法官の身分保障等に關し、内地に於ては法律を以てせらるゝ事項が外地に於ては原則として命令を以て定められてゐる。即ち此の限度に於ては、結局行政權が司法權に關與してゐるといふことになるのである。

第二章 外地統治に關する中央機關

現在我國に於ける外地統治に關する中央機關は、原則として内務大臣及大東亞大臣である。即ち内務大臣は朝鮮總督府、臺灣總督府及樺太廳に關する事務を統理し、また大東亞大臣は關東局及南洋廳に關する事務を統理することになつてゐる。尤も外地に於ける行政に付ても、其の箇々のものに就きそれ／＼の主管大臣の權限が直接伸びてゐるものもあり、また主管大臣が其等の行政に就き外地行政長官を監督してゐるものもある。乍併一般的にはどこ迄も、外地統治に關する中央官廳としては、内務大臣と大東亞大臣とを挙げなければならぬ。

我國に於て、中央に此の種の官廳を必要とするに至つたのは、遠く臺灣領有の時に遡る。乍併其の後我國に於ける外地統治に關する中央機關は、まことに目まぐるしい變轉を経た。之は一面我が中央政府の外地統治に關する理念の變動を示すもので、我が外地統治の歴史を探究する上に於ても可成り興味ある問題である。今茲に其の變轉の跡を一瞥してみたいと思ふ。

第一節 拓務省設置以前

我國に於て、外地統治に關する中央機關を必要とするに至つたのは、日清戰爭の結果臺灣を領有するに至つたから

である。

明治二十八年六月三十日、同年勅令第七十四號を以て臺灣事務局官制が公布された(註)。それに依ると、臺灣事務局は内閣に置かれ、内閣總理大臣の監督に屬するもので、臺灣及澎湖列島に關する文武諸般の事務を管理するものとなつてゐる。臺灣事務局は總裁・副總裁各一人、委員若干人を以て組織せらるゝことになつてゐるが、總裁には伊藤首相自ら其の任に當り、副總裁には陸軍中將川上操六、委員には大藏次官田尻稻次郎、男爵伊東已代治、外務次官原敬、逓信省通信局長田健次郎、陸軍次官兒玉源太郎、海軍中將山本權兵衛が任ぜられた。まことに錚々たる顔觸である。臺灣は明治維新以後初めて我が領有に歸したるの地、之が經營の成否は正に我が外地統治の能否を決すべき試金石である。さてこそ當時錚々たる智能を擧げ、其の總帥には伊藤首相自ら之に當つたもので、以て當時の我が意氣込みを知ることが出来る。

其の後臺灣の經營者々其の緒に就くや、中央に於ける其の事務所漸く繁劇を加へ、内閣の一部局たる臺灣事務局の如きを以てしては十分に其の要求を満すことが出来ない状態になつた。

かくして明治二十九年三月三十日、同年勅令第八十七號を以て拓殖務省官制(註二)が公布され、我國始めての外地統治の一省が生れたのである。時恰も黒田樞密院議長が内閣總理大臣臨時代理を命ぜられてゐるときであつた。かくして明治二十九年四月一日、愈々拓殖務省が店開きをし、初代の拓殖務大臣として高島鞆之助子爵が任ぜられた。而して拓殖務大臣は其の職掌として、(一)臺灣に關する諸般の政務、(二)北海道に關する諸般の政務にして從來内務省の主管に屬した事項を管理し、臺灣總督及北海道廳長官を監督することゝなつた。かくして省内に南部局と北部局との二局が置かれ、南部局では臺灣に關する事務を掌り、北部局では北海道に關する事務を掌ることになつた。ところ

が其の翌年次の松方内閣では、早くも此の拓殖務省は廢止されてしまつた。即ち明治二十九年四月一日に店開きをして翌明治三十年八月三十一日には早くも廢止されたのであるから、其の壽命は僅々一年五ヶ月であつた。尙拓殖務大臣としては、高島子爵が依然として松方内閣に於ても留任してゐたので、結局同氏は最初のそして最後の拓殖務大臣であつた。

(註一)臺灣事務局官制拔萃(明治二十八年勅令第七十四號)

第一條 内閣ニ臺灣事務局ヲ置キ内閣總理大臣ノ監督ニ屬セ

シム

第二條 臺灣事務局ハ臺灣澎湖列島ニ關スル文武諸般ノ事務

ヲ管理ス

第三條 臺灣事務局ハ臺灣總督ノ稟議報告等ニ就キ其ノ意見

ヲ内閣總理大臣ニ具申ス

第四條 中央各官衙及臺灣總督間ニ往復スル文書ハ臺灣事務

局ヲ經由スヘキモノトス

臺灣總督ニ對シテ中央各官衙ヨリ發スル文書ハ豫メ臺灣事

務局ノ審査ヲ經ヘキモノトス

第五條 臺灣事務局ハ總裁副總裁各一人委員若干人ヲ以テ之

ヲ組織ス

(以下略)

(註二)拓殖務省官制拔萃(明治二十九年勅令第八十七號)

第一條 拓殖務大臣ハ左ノ事務ヲ管理ス

一 臺灣ニ關スル諸般ノ政務

二 北海道ニ關スル諸般ノ政務ニシテ從來内務省ノ主管ニ

屬シタル事項

第二條 拓殖務大臣ハ臺灣總督及北海道廳長官ヲ監督ス

第三條 拓殖務省に專任參事官四人及專任書記官四人ヲ置ク

第四條 拓殖務省ニ左ノ二局ヲ置ク

南部局

北部局

第五條 南部局長及北部局長ハ勅任トス

第六條 南部局ニ於テハ臺灣ニ關スル事務ヲ掌ル

第七條 北部局ニ於テハ北海道ニ關スル事務ヲ掌ル

(以下略)

拓殖務省の廢止に依つて、同省の管掌した北海道に關する事務は、またもとの内務省に返されたが、臺灣の方はどうなつたかといふに、内閣に新に臺灣事務局なるものが設けられることになつた。即ち明治三十年八月三十一日、拓

殖務省官制の廢止と同時に同年勅令第二百九十五號を以て臺灣事務局官制が公布された(註一)。臺灣事務局は内閣に置かれ、臺灣に關する諸般の事務を掌理することになつたが、其の責任者として臺灣事務局局長が置かれ、それは内閣總理大臣の命を承け又は内閣書記官長の指揮に従つて、局中一切の事務を管理することとなつた。かくして前の拓殖務省時代に於ては、臺灣總督は拓殖務大臣の監督を承けて諸般の政務を統理してゐた(明治二十九年勅令第八十八號)のが、今度は内閣總理大臣の監督を承けて諸般の政務を統理することになつた(明治三十年勅令第三百六十號)。要するに外地行政に關する中央機構を簡素なものとすると共に、其の名義上の責任大臣を内閣總理大臣と爲し、以て臺灣總督の自由なる活動を招來せんとしたものである。

ところが、其の翌明治三十一年二月、即ち伊藤新内閣の成立早々、臺灣事務局は内務省の所管に移された。即ち明治三十一年二月八日、同年勅令第二十四號(註二)を以てする臺灣事務局官制の改正が之である。此の改正に依つて從來内閣にあつた臺灣事務局は内務省に移され、従つて從來内閣總理大臣の命を承け又は内閣書記官長の指揮に従つて局務を管理してゐた臺灣事務局局長は、今度は新に内務大臣の命を承け又は内務次官の指揮に従ふことになつたのである。之と同時に臺灣總督府官制にも所要の改正が行はれ、從來内閣總理大臣の監督を承けてゐた臺灣總督は、今度は内務大臣の監督を承けて諸般の政務を統理することになつたのである(明治三十一年勅令第二十三號)。

ところが、此の伊藤内閣は僅か五ヶ月餘にして退陣し、大隈内閣が之に代つて登場して來た。すると間もなく内務省の外局的存在であつた臺灣事務局は廢止され、純然たる省内事務の一部として大臣官房に於て之を取扱はるゝことに至つた。即ち明治三十一年七月二十二日、同年勅令第二百五十九號を以てする改正内務省官制(註三)が之である。これに依ると、内務大臣は警視總監、北海道廳長官及府縣知事を監督すると等しく臺灣總督を監督し、臺灣に關する

殖局は新に我が版圖となつた朝鮮に關する事項のみならず、從來の内務省の所管に屬してゐた臺灣及樺太に關する事項、外務省の所管に屬してゐた關東州に關する事項をも統理することとなり、外地全部の一元的統轄機關として頗る重要な意義を有する存在となつた。而して其の總裁は、其の職任の重大性に鑑み、親任官たるの身分を保有せしめたのである。拓殖局總裁には相踵いで桂太郎、後藤新平、元田肇、柴田家門の諸氏が任命された。尙此の拓殖局の創設に依り、從來内務省及外務省の所掌に屬してゐた臺灣、樺太及關東州の事務が拓殖局に移された關係上、内務省官制に對しては所要の改正が行はれた。尙外務省官制には、もと／＼關東都督を監督する旨の規定がなかつたので、今回も別に改正の要はなかつたのである。

かくして朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官及關東都督は、等しく内閣總理大臣の統理の下に、それ／＼の地域に於ける諸般の政務を統轄することになつた。(此の時朝鮮總督が諸般の政務を統轄するに付て、内閣總理大臣の監督を承けることになつたものと見るべきか否かに付ては、種々議論の存する所である。此の點の詳細に付ては、後に朝鮮總督の地位を論ずる際に之を譲る。)尙此の爲め臺灣總督府官制、關東都督府官制及樺太廳官制に對し、それ／＼所要の改正の行はれたことは謂ふ迄もない。

(註) 拓殖局官制拔萃(明治四十三年勅令第二百七十九號)

第一條 拓殖局ハ内閣總理大臣ニ隸シ臺灣、及韓國ニ關スル

事項ヲ統理ス

前項ノ外拓殖局ニ於テハ外交ニ關スル事項ヲ除クノ外關東

州ニ關スル事項ヲ統理ス

(中略)

第三條 總裁ハ親任トス内閣總理大臣ノ監督ヲ承ケ局中一切

ノ事務ヲ統理ス

第四條 總裁ハ所部ノ官吏ヲ指揮監督シ奏任官ノ進退ハ之ヲ

内閣總理大臣ニ具狀シ判任官以下ノ進退ハ之ヲ行フ

第五條 拓殖局ニ總裁官房ノ外左ノ二部ヲ置ク

第一部

第二部

(以下略)

ところが右の拓殖局は、山本内閣の行政整理の爲め、大正二年六月十三日を以て廢止されてしまつた。そして其の事務はまた内務省と外務省の所管に移された。即ち内務大臣は再び朝鮮、臺灣及樺太に關する事項を統理することとなり(註一)、外務大臣は關東州に關する事項を統理することとなつた(註二)。之に伴つて朝鮮總督府官制の一部改正が行はれ、從來總督は内閣總理大臣を経て上奏し裁可を受くとなつてゐたのが、内務大臣に由り内閣總理大臣を経てといふことになつた。臺灣總督府官制に付ても亦同様の趣旨の改正あり、總督は從來内閣總理大臣の監督を承けて諸般の政務の管理をしてゐたのが、今度は内務大臣の監督を承けることになつたのである。樺太廳官制に付ても亦事は同様であつて、從來樺太廳長官は内閣總理大臣の指揮監督を承けてゐたのが、内務大臣の指揮監督を承けることに改められた。關東都督府官制に付ても亦同様の改正が行はれ、即ち從來都督は内閣總理大臣の監督を承けて諸般の政務を統理してゐたのが、今度は外務大臣の監督を承けることに改められた。

(註一) 内務省官制中改正拔萃

(大正二年勅令第四百二十二號)

第一條 ニ左ノ一項ヲ加フ

内務大臣ハ朝鮮、臺灣及樺太ニ關スル事項ヲ統理ス

(中略)

第五條 ニ左ノ一號ヲ加フ

十 朝鮮、臺灣及樺太ニ關スル事項

(以下略)

(註二) 外務官制中改正拔萃

(大正二年勅令第三百三十九號)

第一條 ニ左ノ一項ヲ加フ

外務大臣ハ關東州ニ關スル事項ヲ統理ス

(中略)

第五條 中「外交ニ關スル事務」ノ下ニ「及關東州ニ關スル事

務」ヲ加フ

(以下略)

ところが矢張り不便であつたと見えて、寺内内閣の大正六年七月二十八日、また／＼内閣の外局として拓殖局が設

けられた(註一)。そして拓殖局は内閣總理大臣の管理に屬し、朝鮮・臺灣・樺太及關東州に關する事務を掌ることになつた。尤も關東州に關する事務と謂つても、外交に關する事務に付ては拓殖局は關知せず、それは専ら外務大臣の職權に屬することとした(註二)。今回設けられた拓殖局は、前の拓殖局の如く親任官の總裁を置くといふやうな大袈裟なものではなかつたが、併し其の長官には相當大物を据えるやうになつてゐた。尙拓殖局官制の公布に依り、從來外務大臣が關東都督に對して有してゐた全面的の政務監督權は、外交事務に關する事項のみに限定さるゝこととなりまた内務省官制にも改正が行はれて、内務大臣は朝鮮・臺灣及樺太に關する事項を統理すといふ條項が削除された。右中央機關の組織の變更に對應して、それ／＼外地の官制にも亦所要の改正が行はれた。即ち朝鮮總督は從來上奏を爲し裁可を受くる場合には、「内務大臣ニ由り内閣總理大臣ヲ經」ることになつてゐたのが、新しくは内務大臣を經由するの必要がなくなつた。また臺灣總督は從來「内務大臣ノ監督ヲ承ケ」となつてゐたのが、今度は「内閣總理大臣ノ監督ヲ承ケ」ることとなつた。關東都督は從來「外務大臣ノ監督ヲ承ケ」となつてゐたのが、新しくは「内閣總理大臣ノ監督ヲ承ケ諸般ノ政務ヲ統理ス但シ外交ニ關スル事項ニ付テハ外務大臣ノ監督ヲ承ケ」と改められた。樺太廳長官は「内務大臣ノ指揮監督ヲ承ケ」とあつたのが、新しくは「内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ」ること改められた。

(註一) 拓殖局官制拔萃(大正六年勅令第七十三號)

第一條 拓殖局ハ内閣總理大臣ノ管理ニ屬シ朝鮮、臺灣、樺太及關東州ニ關スル事務並南滿洲鐵道株式會社ニ關スル事務ヲ掌ル但シ外交ニ關スル事務ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

(中略)

第三條 長官ハ内閣總理大臣ノ命ヲ承ケ局務ヲ掌理ス

第四條 長官ハ所屬職員ヲ指揮監督シ奏任官ノ進退ハ之ヲ内閣總理大臣ニ具狀シ判任官以下ノ進退ハ之ヲ行フ

(以下略)

(註二) 外務省官制中改正拔萃

(大正六年勅令第七十六號)

第一條 第二項ヲ左ノ如ク改ム

其の後加藤友三郎内閣の大正十一年十月三十日には、拓殖局が廢せられて新に拓殖事務局が置かれた(註一)。拓殖事務局も亦内閣の外局であるが、それは前の拓殖局に較べて頗る簡素なものとなつた。従つて拓殖事務局長の職掌も全く事務的のものとなり、局長は「内閣總理大臣又ハ内閣書記官長ノ命ヲ承ケ局務を掌理ス」るものとなつた。次で加藤高明内閣の大正十三年十二月二十日には、前記の拓殖事務局も亦廢せられて内閣の所屬部局の一として拓殖局が置かれることとなつた(註二)。即ち拓殖局は外局としての地位すら與へられず、局長は全く内閣總理大臣の補助機關たるの職能をのみ有することになつたのである。

(註一) 拓殖事務局官制拔萃

(大正十一年勅令第四百七十六號)

第一條 拓殖事務局ハ内閣總理大臣ノ管理ニ屬シ朝鮮總督府、臺灣總督府、樺太廳、關東廳及南洋廳ニ關スル事務ヲ掌ル但シ別段ノ規定アルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

(中略)

第三條 局長ハ内閣總理大臣又ハ内閣書記官長ノ命ヲ承ケ局務ヲ掌理ス

(以下略)

(註二) 改正内閣所屬部局及職員官制拔萃

(大正十三年勅令第三百七號)

第二章 外地統治に關する中央機關

外務大臣ハ外交ニ關スル事項ニ付關東都督ヲ指揮監督ス

第五條 中「及關東州ニ關スル事務」ヲ削ル

(以下略)

第一條 内閣ニ内閣官房及左ノ所屬四局ヲ置ク
拓殖局

第四條 拓殖局ニ於テハ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外朝鮮總督府、臺灣總督府、樺太廳、關東廳及南洋廳ニ關スル事務ヲ掌ル

(中略)

第十條 各局長ハ内閣總理大臣ノ命ヲ承ケ局務ヲ掌理ス

(以下略)

第二節 拓務省の設置

田中内閣の昭和四年六月八日に至り、新に外地統治の中央機關として拓務省が設置された。そして拓務大臣は「朝鮮總督府、臺灣總督府、關東廳、樺太廳及南洋廳ニ關スル事務ヲ統理」することになった。

外地統治の中央機關として一省を設けるといふことは、當路者の間に於ては長い間の懸案であつた。即ち既に大正九年の頃、時の拓殖局長官川村竹治に依つて、原首相に對し拓殖省設置の意見書が提出されてゐる。次で赤池瀧、元田敏夫、俵孫一、別府總太郎、濱田恒之助、黒金泰義、成毛基雄等歴代の長官は、皆拓殖省設置の意見書を提出したものである。其の間政黨方面に於ても此の問題が取り上げられ、立憲政友會の領袖小川平吉等に依つて拓殖務省設置の建議案が衆議院に提出されたこともある。その他民間各方面に於ても之に關する種々の意見が發表され、熱烈なる議論が繰返されたものである。かくして愈々機が熟し、田中内閣の昭和三年冬の通常議會に所要の經費が豫算案として提出せられるに至つたのである。そして其の豫算案も帝國議會を通過したので、政府は鋭意準備を進め、愈々拓務省の開設に乗り出したのである。

ところが、政府は意外なところで、思はざる難關に逢着してしまつた。といふのは拓務省設置に關する官制案其の他が樞密院に御諮詢あらせられるや、樞密院は之に對して必ずしも釋然たる態度を示さなかつたのである。政府最初の拓務省官制原案（名稱も拓務省ではなく拓殖省といふのであつた）は、拓務大臣は總て外地の事務を統理するといふ立前のものであつた。即ち朝鮮に付ても拓務大臣は、他の外地に對すると等しく其の事務を統理する、而して之に

對應して朝鮮總督府官制をも改正し、「朝鮮總督ハ拓務大臣ニ由リ内閣總理大臣ヲ經テ上奏ヲ爲シ及裁可ヲ受ク」と爲さんとせるものであつたやうである。之に對し樞密院審査委員會に於て、齋藤實顧問官より、朝鮮を他の外地と同列に置き拓務省の所管に屬せしむることは、朝鮮の地位の特異性に鑑み不穩當と思はれる。従つて寧ろ朝鮮は之を除外したらどうかとの趣旨の發言があつたものゝ如くである。之に對し政府側に於ては、拓務省設置の結果朝鮮總督府官制は唯「總督ハ拓務大臣ニ由リ内閣總理大臣ヲ經テ上奏ヲ爲シ及裁可ヲ受ク」と改めらるゝに過ぎないので、朝鮮總督の權限には何等觸るゝ所がない。即ち從來朝鮮に關する輔弼の責は、内閣總理大臣が主務として負つてゐたものを今後は拓務大臣が代つて負ふといふに過ぎないのである。之は恰も大正二年に拓殖局官制が廢止された際、朝鮮・臺灣及樺太を内務大臣の管轄の下に置いたのと全く同一である。従つて今回此の問題を特に取り上げて論ずるのは、寧ろ不可解であるとするものゝ如くであつた。即ち今當時の新聞紙を拾つてみると、次の如き記事が見られる。

拓殖省官制に關する樞府精査委員會における齋藤實子の質問により、朝鮮總督の地位を總理大臣の直管から引下して拓殖大臣の管轄下に置く問題は樞府に於て重大化したか、之に關する樞府内の意見を聞くに

朝鮮統治の沿革を見るに日韓併合當時即ち明治四十三年八月二十九日明治天皇の下し給へる詔書のうちに

「朕は特に朝鮮總督を置きこれをして朕の命を承けて陸海軍を統率し諸般の政務を總轄せしむ百官有司克く朕の意を體して事に従ひ施設の緩急其の宜しきを得以て衆庶をして永く治平の慶に頼らしめんことを期せよ」とのたまはせられ、朝鮮統治に關しては特に重く御軫念あらせられた。また現行の朝鮮總督府官制を見るに、「總督は諸般の政務を統理し内閣總理大臣を経て上奏をなし及裁可を受く」と規定して居つて、例へば臺灣總督府官制中に規定せる臺灣總督の地位即ち「總督は内閣總理大臣の監督を承け諸般の政務を統理す」といふに比し其の地位は

明かに區別せられ、朝鮮だけは他の植民地に比して一層慎重な取扱をしてゐるに拘らず、今回の拓殖省官制によれば以上の如き沿革や現行官制を無視して、朝鮮を他の植民地と同列に置かんとするもので、到底首肯することは出来ぬ。

との意味を以て反對してゐるが、これに對する政府側の意見を聞くに

拓殖省官制を制定するについては、固より各植民地の官制をも改正するが、朝鮮總督府官制については「總督は諸般の政務を統理し拓務大臣に由り内閣總理大臣を経て上奏をなし及裁可を受く」と改めるに過ぎないから、朝鮮總督の権限は寸毫も縮小せられるものではない。若し拓殖省設置の結果朝鮮總督の権限が縮小せられるならば其の反對論は首肯出来るが、権限に異動ない限り反對論の根據はなくなる譯である。若し朝鮮總督の地位を拓殖大臣の管轄下に置くことが、朝鮮を他の植民地と同列の地位に落すものだと議論が立つならば、第一次山本權兵衛内閣當時の行政整理に際し、即ち大正二年六月十三日拓殖局官制が廢止されて、朝鮮・臺灣・樺太は何れも内務省の拓殖課を経て掌理され、従つて内務大臣の管轄下に置かれた事實を解するに苦しむ譯である。而も此の制度は大隈内閣を経て寺内内閣に到るまで、即ち大正六年七月三十一日の拓殖局官制公布までは持續したものである。即ち朝鮮總督の権限に異動の無い限りは、朝鮮總督が拓殖大臣の下に置かるゝとも何等問題を生ずるものではない。

といふにあるが、今後引續いて開かれる樞府精査委員會に於て、政府が果して樞密院側の言分に對して納得するまで説明し得るや否やは注目されてゐる。(昭和四年四月十五日、東京朝日新聞所載)

此の問題はまた朝鮮現地に迄も波及し、半島に於ける有力團體にして拓殖省設置に反對の態度を表明するものが少

くなかつた。政府に於ても本問題の處理に付ては頗る苦慮したるものゝ如く、樞府との間に圓滿打開の方途を見付ける爲めには、必ずしも原案を固執するものに非ずとの態度を執るに至つたやうである。従つてまた之と同時に、政府は拓務行政に關し、何等一貫せる信念を有せざるに非ずやとの感を一般に與へたことも事實である。即ち當時都下の有力新聞紙は此の問題を取り上げて、次の如くに論じてゐるのである。

官制より統治の根本

……實を謂へば、拓殖省の必要不必要は別とし、單に官制だけならば、決して樞密院の指摘する如き重要な問題でないのである。沿革としても、現在の拓殖局設置以前は、内務省の拓殖課に屬したことがあり、朝鮮總督が統理する諸般の政務を、拓殖大臣ニ由り内閣總理大臣ヲ經テ上奏ヲ爲シ及裁可ヲ受けることそれ自身が、明治天皇の聖旨にもとるとは考へられないのである。しかしながら、問題は、政府の確信なきところにある。拓殖省設置の問題は、政黨の間の問題としては決して歴史が淺くない。田中内閣に於ても、そも／＼内閣組織のはじめから懸案となり、従つて研究も重ねられた筈である。然るに樞府會議の席上、一顧問官から「政府は此の際朝鮮だけを拓殖省所管から除外する意思はないか」との質問があれば、「朝鮮は臺灣などと違つて全く平等の立場に立つて併合したものである上に、其の文化も頗る見るべきものがあり、朝鮮人の自負心から見ても除外するのが一案かも知れぬ」と、忽ち其の無確信を暴露してゐるのである。顧問官ことに齋藤子の質問は、恐らくは單なる拓殖省の名稱問題よりも其の八年治鮮の經驗上、痛切に思ひ當つたであらうところの、朝鮮統治の根本方針を危惧した結果であることを想像し得る。然るに、僅かに政府の所見をたゞけば、「拓殖といふ意味を拓地殖産と解する」といふだけで、人の爲め

に内閣の一椅子を加へたと思はしむる外、善かれ悪しかれ、そこに何等新官省の設置を首肯せしむる理由を示し得ないものである。樞府の質問は、恐らくは吾人の推察する如くにして、官制其のものに反対するのではないであらう。而も、たま／＼政府の之に對する答辯は、ひとり朝鮮の經驗者たる齋藤子のみならず、政府の朝鮮統治策に對する危惧をますます深からしめたであらうことを恐れるのである。……

しかしながら吾人は、拓殖省官制問題によつて暴露された政府の無確信に關聯して、ひとり今の政府の朝鮮統治策をのみ責めず、朝野の注意の之を機會に朝鮮に注がれんことを希望してやまないものである。拓殖省の問題は、其の名稱如何ではなくて、一顧問官の質問によつて忽ち政府の答辯に苦しむほど朝鮮問題について考へられてゐないところにある。インドと朝鮮は事情を異にし、本土との關係を異にするにしても、イギリスのインド省が、大臣を助くるに八名乃至十二名の評議員を以てし、其の評議員の資格を「十年以上インドに任官または在住し、而して印度を去つて以來五年以上を経ざるもの」として、以て對印度施設の實際を離れざらんことを期してゐるのは、たとひ其のまゝ移し得ざるまでも、新領土統治の如何に慎重にせざるべからざるかを教ふるものがあるのである。こゝには制度に觸れないにしても、拓殖省官制の立案者は果して一たびでも齋藤子の憂を憂へたことがあるかどうか。十年前の萬歲騒ぎは、神經病的に朝鮮に對する朝野の注意を緊張させたが、萬歲騒ぎの跡を絶つたことは決して朝鮮統治の成績が擧がつて、半島の同胞の之に満足せることを意味しない。拓殖省官制問題は必ずしも問題でないにしても、如何に朝鮮を見るかの問題を、齋藤子と共に改めて考へんことを、この機會に朝野に望むのである。

(昭和四年四月十六日、東京朝日新聞社説)。

其の後一週日、東京朝日新聞はまた此の問題を取り上げて左の如く論じてゐる。蓋し本問題に關し、當時世論の一

般を代表したものと謂へるであらう。

拓殖省と總督政治

拓殖省官制に關する樞密院精査委員會において暴露せる朝鮮統治上政府の無確信の態度については、過日の本欄において一論したところであるが、同席上齋藤子の質問として傳へられたる所に端を發して、朝鮮において拓殖省設置反對運動が具體化し、かつそれが擴大しつゝあるが如きは、統治上重要視しなければならぬ所である。

しかしながらたとへば甲子クラブが決議せるが如く「朝鮮を拓殖省の所管に屬せしむるは内地延長主義に反す」と謂ひ、同民會が「朝鮮總督を拓殖大臣監督下に置くは明治大帝の併合詔書、大正天皇の一視同仁の詔書に反し明かに朝鮮を植民地たらしめんとするものにして同民精神にもとる」と聲明せるが如きは、明に拓殖省設置の意味を朝鮮同胞に理解せしめ徹底せしむるの準備において不足なりしを證據立てゝゐるのである。或は恐る現内閣が、黨員の政權慾のために、大臣の椅子一つを増すを急ぎ、統治上重大なる今日の時機に、政務總監を空席としてゐるが如き國政より黨情を先にする不眞面目の態度が、朝鮮民心をして、齋藤總督の信望を思ひ、山梨現總督の不信任を表示せしめてゐるのではないかと思ふ。

内地延長主義をいふならば、總督政治による特別扱ひよりも、拓殖大臣により直接閣議に代表される方が、其の一步を進めてゐるといへる。一視同仁をいふならば、臺灣も樺太も南洋も一緒に代表した一國務大臣が大權を輔弼することの方が、其の主旨に合する。朝鮮のみを除外して、臺灣に同一問題が起らぬかどうか。即ち拓殖省設置そのものは、内地延長主義に反対し、一視同仁の精神を踏みにじるが如きものではなく、朝鮮、臺灣等を之によつて

植民地扱ひにせんとするものでもない。この點朝鮮における反對運動の諸君は意を安んじて可なりである。

しかしながら拓殖省と總督政治の内部的關係即ち總督政治を其のまゝにしてにおいて、権限の問題、事務の分配等において、十分なる考慮を拂はなかつたことの結果は、今後に於て多くの矛盾と缺陷とを示すことであらうと思ふ。總督の権限と、總督府の組織をあのまゝにしてにおいて、拓殖省を従來内閣總理大臣の下に大きくなつたり小さくなつたりした拓殖局と同じ運命をくり返さしむるか、それとも拓殖大臣の権限と活動を十分に、總督府は一地方行政官廳とし、軍權を失つた總督を地方長官とするか。これは同時に制令權、律令權の問題でもあり、議會の問題にもなるのである。臺灣議會の請願運動は、毎年の行事になつてゐる。朝鮮に同一の運動が影を見せないわけでもないのに、これらの根本問題はおいて少しも觸れてゐない。

そして拓殖の殖は植民の植ではない、拓殖の殖の意味であるといふならば、一應の答辯にはならうが、然らば内地の拓殖は農林省と商工省で管轄し、北海道の拓殖は内務省の管轄とし、其の上朝鮮、臺灣、樺太、南洋其の他の拓殖産を拓殖省によつて管理せしむるといふ段階と不統一を説明する義務が残るのである。且拓殖省は、別に明に移植民の事務をとるのである。而して一省設置の理由としては、人口食糧問題の解決として、此の移植民問題をもつとも重要視し、聲高く叫んだのである。然しながら移植民の先は朝鮮、臺灣等所謂植民地ではなくて、主として南米其の他の外國であり、北海道拓殖計畫において、もつとも多數の移民收容力を示してゐるのである。こゝにも拓殖省設置の目的と實際との間に大なる矛盾があるのである。

これらの根本問題を決せず、矛盾と缺陷に眼を覆つて、ひたすら大臣及政務官の増加により職官慾を満足し、これらを通じて利權をのばさんがために一省を創設したのが現内閣であり、それと同じ精神目的から異議を唱へず豫

算に賛成したのが其の反對黨であつた。これが朝野兩黨上下兩院の協賛により拓殖省に關する豫算が成立した後一月たつて樞密院で問題になり、朝鮮に反對運動が起つた所以である。樞密院も審議を慎重にして、缺陷を是正すると共に政府もこの機會に、根本方針を示して、新領土の民心に誤解なからしむることを要する（昭和四年四月二十三日、東京朝日新聞社説）。

そはともかくとして、拓殖省の設置に伴ふ拓務大臣と朝鮮總督の権限問題に關する政府當初の見解は、其の後數次の折衝にも拘らず遂に樞府の容認を得ざりしものゝ如く、結局朝鮮總督の上奏を爲し竝に御裁可を承くることに關しては、全然従來通りとすることになつたものゝ如くである。即ち政府は拓殖省官制の制定と同時に朝鮮總督の上奏權に關し、總督府官制第三條に「拓務大臣ニ由リ」なる字句を挿入した改正案を作成してゐたのを撤回し、同官制には全然手を觸れないことに決したものと如くである。此の點に關し當時都下の新聞紙は次の如くに報道してゐる。

拓殖省官制の樞密院第三回精査委員會は二十三日午後一時半から樞府事務所に開會、倉富、平沼正副議長、金子委員長外各委員、二上書記官長等樞府側のみ出席、まづ二上書記官長から政府側との交渉經過即ち

一、拓殖省の名稱については政府に於て種々研究したが「拓務省」以外に適當な名案がないから、結局「拓務省」と改稱した。

一、朝鮮總督の上奏權に關しては従來通りとし、御諮詢中の朝鮮總督府官制改正案はこれを撤回すると共に、新設省中に朝鮮部を設け朝鮮に關する事務を掌らしむ。

一、朝鮮總督は官制上全然拓務大臣の指揮監督を受けないこと。

一、實施期日の六月一日はこれを改めて公布の日よりとすること。

一、目下御諮詢中の拓殖省官制案は政府に於て一應これを撤回し、修正の上再諮詢の手續を取ること。等の諸點に關し詳細に報告するところあり、直に審議に入り種々意見を交換した結果、大體政府の妥協案を承認することに決し、二時四十分散會した（昭和四年五月二十四日、東京朝日新聞所載）。

之に關し當時朝鮮現地に於ける京城日日新聞は、其の社説に於て「骨拔となつた拓殖省官制」と題して次の様に論じてゐる。

問題の拓殖省は二十三日の樞府精査委員會で拓務省と決定、朝鮮總督の權限は從來通り總理大臣を経て上奏し、拓相により監督されることを除外するに至つたのである。之によりつまり拓務省から朝鮮を除外したことになり、朝鮮官制には何等の變更もなく從來と少しも變るところがないことになつたのである。樞府には朝鮮問題に於ては當代の最高權威ともいふべき齋藤實子もあり、聽従もよいけれども、今更ながら政府の輕率と無定見には呆れざるを得ない。結局拓務省を必要とする根本的意義を失つたことになり、新設の拓務省は全く骨抜きになつて仕舞つたわけである。かうなつてくると、いよ／＼拓務省なるものが無用の長物に過ぎぬことを露骨にするだけに過ぎぬではないか。

○

朝鮮の輿論があれ程までに沸騰するとは無論政府の豫期しなかつたところであるに相違ない。拓殖といふやうな字句が朝鮮から絶對反對されることは至つて當然であるのみならず、朝鮮總督を置く以上は其の權限を今日より低下するが如きは思はざるも甚だしいことである。樞府に於ける齋藤子の適切なる言によつて動かされた所多しとしても、在鮮官民共に期せずして朝鮮の重要性に鑑み新設省下から朝鮮除外を是認せしむるに至つたのもこれ當然と

いふべきのみ。今回のことによつて朝鮮に對する正常なる理解を内地朝野の識者に喚起するに至つたのは副産物として大きな收穫とせねばなるまい。同時に在鮮官民共に朝鮮なるものに對して明確に意識するに至つたことも又以て大きな産物とせねばならぬ。（下略）。（昭和四年五月二十五日、京城日日新聞社説）。

要するに、拓務省は朝鮮をも含めて外地全部の事務を統理する權限を有する。而も朝鮮總督は官制上何等拓務大臣の監督も承けなければ、また其の上奏を爲し御裁可を仰ぐ場合に於ても、拓務大臣を経由するの要なしとするものである。種々のいきさつがあつての結果かうなつたものであらうが、何となく割り切れざるものゝ残ることを感ぜざるを得ない。當時東京朝日新聞は此の點に關し、次の如くに論じてゐる。

拓殖省は拓務省と名稱を改め、朝鮮部を獨立せしめ、朝鮮總督府官制には手を觸れないことにして、出直すことになつた由であるが、かくては拓務省が、所謂植民地全部の行政を連絡統一する役所として、其の豫算を帝國議會の協賛を経たことが全然無視されるのみならず、ひいては臺灣が、朝鮮と取扱を異にして、樺太と共に、租借地や委任統治地域を一括指揮監督に服することに對する異議を唱へ出さないとも限らない。その上に朝鮮總督が總理大臣を経て上奏する權能を依然存続することゝ、拓務大臣の植民地行政統一連絡の義務との間に果して調和が存するかどうか疑はしく、ひいて拓務省其のものゝ有する總督政治との並行に關する矛盾と、其の存在價值についての疑問を顯著にせざるを得ないのである。

かくの如くして植民地統治に對しては、拓務省の實質は、現在の拓殖局と何等異るところなく、たゞこの拓殖局に從來内務省外局の一課がなし來つた外國移民の仕事を加へたに過ぎないのである。これを官吏數の上から見れば、一局長數課長によりて管掌した仕事を、大臣と政務次官と事務次官と參與官と、三人の局長と多くの書記官、事務

官によつて行はんとするのである。これを事務費と俸給とからいへば、恐らく數萬圓で済んだものに、九十四萬五千圓を投ぜんとするものであり、仕事の内容からいへば、内務省の社會部の職業課の仕事の一部であるブラジル移民の世話を、四百五十一萬圓かけて、わざ／＼一省を設けてするといふことになるのである。政府が拓務省を設くる目的が、大臣と政務官の數を増す以外に何も無いことの暴露であつて、國家の行政よりして謂へば、拓務省を以て何等加ふる所はない。政府はむしろ官制案を撤回したまふ、再び提案せざることを賢明なるを選ぶべきではないか（昭和四年五月二十四日、東京朝日新聞社説）。

尙又當時野黨であつた民政黨に於ても、新設さるべき拓務省官制に付ては若干の疑義を有したるものゝ如く、當時都下の新聞紙には次の如き記事が載つてゐる。また世論困迷の一證と見ることが出来る。

民政黨は新設される拓務省の官制につき大なる疑義があるとして、幹部間では相當重大視してゐる。即ち

前議會に於て同豫算を提出説明した際は、朝鮮總督は拓務大臣に由り内閣總理大臣を経て上奏するとあつてこれが成立した。よつて政府はそのまゝこれを樞密院に諮詢したのであるが、樞密院の異論に逢ひ直に屈服して、従來通り朝鮮總督は總理大臣を経て上奏するといふ事になり、朝鮮總督府官制には全然手を觸れず現行法通りとなつた。故に其の監督權は依然として總理大臣にあり、拓務省豫算に對する議會の協賛の趣意とは全く相反する。

然るに一方拓務省の新官制には朝鮮部なるものがあり、尙拓務大臣は朝鮮總督府、臺灣總督府其の他の事務を統理すとあつて、之に依れば朝鮮總督府の監督權は又拓務大臣にも存することゝなつてゐる。これ大なる矛盾であつて、朝鮮總督府に對する責任所管の所在が全く不明となり憲法上由々しき疑義を生ずるといふのである。

右につき八日午後江木、松田、富田、頼母木、依の諸氏は非公式に意見の交換を爲したが、要するに十日には官制

も公表されるので、これを觀た上で十一日の總務會にて正式に問題として黨の意向を發表することになつた（昭和四年六月九日、東京朝日新聞所載）。

結局かくして拓務省官制（註）は爲つた。それに依ると、拓務大臣は「朝鮮總督府、臺灣總督府、關東廳、樺太廳及南洋廳ニ關スル事務ヲ統理」することゝなつた。そして省内の機構としては、朝鮮部及管理・殖産・拓務の三局を置き、朝鮮部に於ては朝鮮總督府に關する事務を掌らしめることにした。即ち朝鮮は他の外地とは別扱ひにするといふことを明かにしたのである。尙殖産局に於ては、臺灣總督府・關東廳・樺太廳及び南洋廳の産業・交通・通信・金融租税及專賣に關する事務を、管理局に於ては其の他の事務を掌らしめることにしたのである。尙拓務省の設置に伴ひ従來内閣の所屬部局として存在した拓殖局がなくなり、内閣所屬部局及職員官制中所要の改正が行はれた。また臺灣總督府官制、樺太廳官制及關東廳官制にも之に應じてそれ／＼所要の改正が行はれ、従來臺灣總督、樺太廳長官及關東長官は内閣總理大臣の監督を承けてゐたのが、新しくは拓務大臣の監督を承けることに改められた。乍併朝鮮總督府官制のみは、前に述べたやうないきさつで全然手が觸れられなかつた。正直に云つて、一方拓務省を新設して朝鮮總督府の事務を統理する旨を規定しながら、他方之に對應すべき朝鮮總督府官制の改正が行はれなかつたことは、何と云つても兩者の關係にはつきりしないものが残つたことは否めない。そしてそれは單に理論上の問題としてのみならず實際問題としても、其の後種々デリケートな問題を生んだものゝ如くである。即ち拓務省側に於ては、其の創立當時より拓務省官制に「朝鮮總督府ニ關スル事務ヲ統理ス」とあるの故を以て、拓務大臣は當然朝鮮總督を監督するの權限ありと解したものゝ如くである。乍併また之に對し朝鮮總督府側に於ては、假令拓務省が創設されて朝鮮總督府に關する事務を統理することゝなつたとしても、朝鮮總督府官制には何等の變改をも齎らされたものではないので

あるから、總督は何等拓務大臣の監督を承くるものに非ずとの主張を堅持したものと如くである。當時拓務省創設後間もなく時の朝鮮總督山梨半造大將の辭任問題が起り、此の問題に絡んで右の監督權有無の問題に關し、拓務省側と朝鮮總督府側に於ては相當深刻な對立を見せたものと如くである。當時東京朝日新聞は此の問題に關し、「朝鮮總督府側の見解」と題して次の如き記事を掲げてゐる。

從來朝鮮總督府官制第三條には「總督ハ諸般ノ政務ヲ統理シ内閣總理大臣ヲ經テ上奏ヲ爲シ及裁可ヲ受ク」とあり臺灣總督府官制第三條には「總督ハ内閣總理大臣ノ監督ヲ承ケ諸般ノ政務ヲ統理ス」とあつた。此の兩者の官制を比較すれば、朝鮮總督の地位が臺灣總督と異り、内閣總理大臣の監督さへも承けて居らぬことが明白である。此の朝鮮總督の位置は、拓務省の設置によつて何等影響を受けて居らぬことは拓務省官制第一條中「拓務大臣ハ朝鮮總督府……ニ關スル事務ヲ統理ス」と規定せるに止まり、現行朝鮮總督府官制第三條の規定を廢し、又は變更するやうな字句を使用して居らぬのに徴し明白である。

元來朝鮮總督は日韓併合の詔書に明かなる如く、一種特別の地位を有してゐる。曾て大正六年寺内内閣の當時朝鮮總督府の事務は、内務省拓殖課において掌理してゐたことがある。其の時は官制上朝鮮總督は「内務大臣ニ由リ内閣總理大臣ヲ經テ上奏ヲ爲シ及裁可ヲ受ク」となつてゐたので、時の後藤内務大臣から財務關係について訓令を發したことがある。其の訓令を受取つた時の長谷川總督は「朝鮮總督は内務大臣の監督を受けて居らぬから訓令を受くる理由がない」と直に右の訓令を後藤内相に返戻したことがある。

かくの如く官制に「内務大臣ニ由リ内閣總理大臣ヲ經テ……」とありたる時すらなほ内務大臣の監督を受くべきものにあらずとの見解をとつた。然るに現行の拓務省官制は、樞密院に御諮詢を仰いだ原案には「朝鮮總督ハ拓務大

臣ニ由リ内閣總理大臣ヲ經テ……」とありたるを樞密院の異論によつて「拓務大臣ニ由リ」の字句を特に削除したほどであるから、拓務大臣に朝鮮總督及び總督府の政務を監督する權限のないのは勿論解釋ともいふべきである。以上が朝鮮總督府側の主張である。其の解釋の下に、今回山梨總督の賜暇歸京願の書類を濱口總理大臣宛に提出したところ、拓務省より拓務大臣あてにせられたいと希望して來たのに對し、山梨總督は、官制の明文により總理大臣宛とするが當然であるとして之に應じない爲め、種々交渉を重ねた結果總理大臣あてとすることに決した。これが爲め總督府側では今後凡ての書類を總理大臣あてとすると意氣込んでゐるが、一方拓務省側では拓務省官制第一條に「朝鮮總督府ニ關スル事務ヲ統理ス」とあるは、特殊の場合を除き、拓務大臣に朝鮮總督を監督する權限を附與したものである。而して後の勅令は前の勅令を廢止變更するの效力を有するから、朝鮮總督府官制は新拓務省官制によつて變更されたものであるとの解釋の下に、拓務大臣は朝鮮總督府の諸般の政務を監督するの權限を有するものであると主張し、其の主張によつて現に山梨總督に對し、命令又は訓令を意味する諸種の電報が飛んでゐるのは事實である。

然るに山梨總督は拓務大臣の監督をうけて居らぬ、従つて拓務大臣からどんな電報が來ても取合ふ必要はないと何等回答又は返電せずにあるから、何れ二十五日山梨總督の着京と共に、山梨總督の辭任問題と關聯して、拓務大臣の朝鮮總督監督權問題も持上るであらうと、各方面から成行は注目されてゐる（昭、四、七、二十三日、東朝所載）。其の後山梨總督に代つて、齋藤實子が再び朝鮮總督の地位に就いたが、齋藤總督は松田拓相との間に朝鮮總督府對拓務省の運営問題に付き種々協議を重ねる所があつた。そして其の結果一の結論に到達し、之を覺書に作成して關係各方面に配付したものと如くであるが、之に付て當時東京朝日新聞は次の如くに報じてゐる。

さきに拓務省新設の際樞密院で問題となり漸く其の諒解を得て決定を見た朝鮮總督と拓務大臣との権限問題に關しては、現内閣に至り齋藤總督の就任を見たのを機として濱口首相、松田拓相と齋藤總督との間に意見の交換があり此の根本方針に付ては一致點を見出したが、之を文案に作成して具體的に取極をなすことは、拓務省と朝鮮總督府間に於て種々折衝を重ねた結果、此の程漸く意見の一致を見、遂に左の如き内規的覺書を作成し、濱口首相始め朝鮮總督其の他に配付された。之に依れば拓務省設置の結果臺灣總督府、關東廳等の官制は改正されたが、朝鮮總督府官制には全然手を觸れず、従前のまゝの官制とし、存置し、拓務大臣の権限は朝鮮總督を監督する権限なき事を明瞭にした。

△拓務大臣と朝鮮總督との権限に關する件

- 一、拓務大臣は朝鮮總督を監督する権限なし（これが理由略）
- 二、拓務大臣は朝鮮總督に關する事務につき主務として輔弼す（理由略）
- 三、朝鮮總督より上奏裁可を請ふ場合の文書は、内閣總理大臣の外拓務大臣をも經由するを相當とす（理由略）

（昭和四年九月十日、東京朝日新聞所載）

即ち右に依ると拓務大臣は朝鮮總督に對して監督権限を有せずとするものゝ如くである。尤も此の覺書の存否に付ては、今此に的確な資料を有たないので、遽に其の眞否を斷ずることを得ない。乍併、右覺書の第三項即ち朝鮮總督より上奏裁可を請ふ場合の文書は、其の後の實際問題としては内閣總理大臣の外拓務大臣をも經由してゐたやうである。即ち朝鮮總督府官制は「拓務大臣ニ由り内閣總理大臣ヲ經」ることを要求してゐないけれども、實際問題としてはそのやうに運用されてゐたやうである。従つて他の項目に付ても或は覺書通りに運用されてゐたのではないかと

思はれる。乍併、之に對しては勿論異論があり、結局本問題に對しては何等歸一したる解釋無しといふのが其の實際であつたやうである。そして實際問題としては監督権限の有無といふも、それは結局其の時の拓務大臣と朝鮮總督の所謂政治力の差に歸するとされてゐたやうである。即ち拓務大臣の所謂政治力が朝鮮總督のそれに比して優位のものなるときは、拓務大臣は朝鮮總督に對する監督権限を行使し、然らざるときは自然監督権なしとされてゐたやうである。

（註）拓務省官制拔萃（昭和四年勅令第五百二十二號）

- 第一條 拓務大臣ハ朝鮮總督府、臺灣總督府、關東廳、樺太廳及南洋廳ニ關スル事務ヲ統理シ南滿洲鐵道株式會社及東洋拓殖株式會社ノ業務ヲ監督ス
- 拓務大臣ハ涉外事項ニ關スルモノヲ除クノ外移植民ニ關スル事務及海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事務ヲ管理ス
- 拓務大臣ハ前項ノ事務ニ付外務大臣ヲ經由シ領事官ヲ指揮監督ス
- 第二條 拓務省ニ左ノ一部及三局ヲ置ク
 - 朝鮮部
 - 管理局
 - 殖産局
 - 拓務局
- 第三條 朝鮮部ニ於テハ朝鮮總督府ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第四條 朝鮮部ニ部長ヲ置ク拓務次官ヲ以テ之ニ充ツ拓務大臣ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス
- 第五條 管理局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外臺灣總督府、關東廳、樺太廳及南洋廳ニ關スル事務
 - 二 拓務大臣ノ定ムル地域ニ於ケル移植民ノ保護指導ニ關スル事務
 - 第六條 殖産局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 臺灣總督府、關東廳、樺太廳及南洋廳ノ産業、交通、通信、金融、租稅及專賣ニ關スル事務
 - 二 南滿洲鐵道株式會社及東洋拓殖株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事務
 - 三 拓務大臣ノ定ムル地域ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事務
 - 第七條 拓務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 他ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外移植民ニ關スル事務
 - 二 他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事務

第二章 外地統治に關する中央機關

第三節 對滿事務局の設置

岡田内閣の昭和九年十二月二十六日、同年勅令第三百四十七號を以て對滿事務局官制が公布され、從來拓務大臣の持つてゐた關東州に關する事務統理權が、新に内閣總理大臣の管理に屬する對滿事務局の所掌に移されるに到つた。之は滿洲國の誕生に伴ふ我が對滿行政機構の整備の現れであつて、ある意味に於ては歴史の必然性を持つたものとも謂へる。乍併、それが愈々實現を見るに至る迄には、隨分困難な迂餘曲折の道を辿つたものである。

昭和六年九月十八日、張學良軍に依る滿鐵爆破の暴舉は、所謂滿洲事變のきつかけとなり、遂に全滿に兵火が擴がるに至つた。而して暴戾張軍は遂に關外に追はれ、民衆歡呼の裡に滿洲國の成立を見るに至つたことは衆知の通りである。而して我國が之を正式に承認するに至るべきことは、其の當初より當然豫想されてゐた所であつた。乍併、我國としては其の正式承認に先立つて、其の基礎作業として當然解決しておかなければならない不可缺の問題があつた。それは他でもない、滿蒙四頭政治の統一の問題である。即ち當時滿洲に關する我が出先官憲は其の關係頗る錯雜を極め、従つて其の權限關係に於ても頗る困難且不明瞭なるものがあつた。即ち軍、外務省關係、拓務省關係の諸機構が頗る複雑な關係に置かれてゐる上に、もう一つ滿鐵關係の機構が之に加はつて、益々複雑怪奇な形相を呈してゐたのである。

従つて當時之に付て何等か合理的な解決方法を講じなければならぬといふことは、既に議論の時代ではなくて切實な現實の要求であつた。於是、當時其の關係省たる陸軍・拓務・外務・大藏の四省間に於ては、屢々之に關して議が

練られたのであつた。而して當時右四省の問題となつた所のは主として次の諸點であつた。

- 一 滿蒙四頭政治を統一したる新機關の長官を官制上如何に取扱ふべきか。
 - 二 新機關の長官の監督權を内閣總理大臣に附與するか、または拓務大臣の監督下に置くか。
 - 三 現在滿鐵の有する附屬地内の行政權を新機關に移管した場合、其の行政權を如何に取扱ふか、其の取扱運用の方法如何、またこれを效果的に運用する手段如何。
 - 四 新機關成立の場合、現在の關東長官、總領事の資格・權限を如何にするか。
- 問題が問題であるだけに此等の點に關しては、當時關係各省間に於ても必ずしも容易に其の議が熟さなかつたものと如くである。當時本問題に關して東京朝日新聞は其の社説に於て次の如くに論じてゐる。

滿蒙四頭政治の打破

滿洲國成立とともに、全然一變せる局面に適應すべきわが對滿蒙政策の更始一新が切實に待望されたのであつた、滿洲事變以來、國軍の偉大なる努力が傾倒されて來たが、もつとも遺憾なことは、軍事的活動の延長以外、本國からの滿蒙に對する政治的要素の不足といふよりは甚だしく缺如したことであつた。國策の確立に伴ふ政治的活動が遅れるほど、滿蒙に於ける輝かしい我が軍事的効果を臺なしにしてしまふのである。對滿政策の更始確立が一日を忽にすべからざる所以である。すでに現前の事實である滿洲國と日本との關係を速に公式化すること、即ち承認問題を決定することは、もつとも重要な根本政策であるが、これとともに不統一を極むる對滿機關に統制を加ふことはより根本的な問題である。所謂滿蒙四頭政治の弊が叫ばれてから隨分久しくなるが、齋藤内閣が成立早々對滿

蒙政策更新の重大使命を感悟して、所謂四頭政治を打破して、それによつて對滿政策の更始確立を企圖しつゝあることは喜に堪へないことである。

傳へらるゝ陸軍案と拓務案とは、一見相對するが如く見ゆるけれども、事實は必ずしもさうではない。關東長官の権限を擴大強化して、これを以て對滿蒙統制の中心たらしめんとする拓務省案は、滿蒙の情勢が常態に復歸した將來に於ては、正に然らざるを得ないものであり、さうした場合の案として頗る當を得てゐるが、軍事行動を必要とし、またそれが主要なる部分を占めてゐる非常時の滿蒙に於ては、事實上不便でもあり、また不可能でもある。現在及近き將來の滿蒙情勢に即すれば、四頭政治を關東軍司令官の一端に統合せしめる外なく、その方が實際上、またもつとも便利である。然し、それは治安維持を先決條件としてゐる現狀に於て、軍政的過渡的辦法として實に止むを得ざる必要に出づるものであることは勿論である。過渡的辦法である陸軍案と事態安定後の拓務案とをつき混ぜることは困難ではなく、例へば關東軍司令官をして關東長官を兼任せしめ、その下に親任官たる政務總監を置くやうなことも、その一方法でないかと考へる（昭和七年六月七日、東京朝日新聞社説）。

結局齋藤内閣は本問題に關し、其の抜本的な解決方法を講ずることを爲さず、ともかく現行制度の運用に依つて暫定的に其の事務の統一を圖るといふ手段をとることになつた。そして差當り其の急に應ずる方法としては、滿洲國派遣臨時特命全權大使を置き、關東軍司令官・關東長官を兼ねしめ、三位一體の實を擧げしめることになつた。此の間の事情に關し、當時都下の新聞紙は次の如くに報じてゐる。

（昭和十七年七月）二十六日の閣議に於て在滿機關統一に關する左記要綱を決定した。

在滿帝國諸機關の完全なる統一の促進を期するも、差當り現行制度の運用により、左記要綱に基づき暫定的に其

の事務の統一を計るものとす。

- 一、關東軍司令官、關東長官及滿洲派遣臨時特命全權大使は事實上同一人を以て充つ。
- 一、關東廳官制は特に變更を加ふることなく、現行のまゝとす。
- 一、特命全權大使は外務大臣の指揮監督を承け外交事項を管掌し且在滿帝國領事官を監督す。
- 一、特命全權大使に隨員を附す。在職の官吏にして大使の隨員を命ぜられたるものは其の官の定員外とすることを得、大使及隨員の給與に關し必要なる事項は別に勅令に依り之を定む。
- 一、關東軍特務部は從來の如く之を存置するものとし、其の部員をして特命全權大使の隨員を兼ねしむることを得。南滿洲鐵道株式會社の教育衛生土木に關する事務は、當分の内從來通りの南滿洲鐵道株式會社をして之を行はしむ。

なほ右官制は諸般の準備を整へた上、八月上旬よりこれを実施することとなり、其の大使館事務所は新京に置くことに内定してゐるが、齋藤首相は同日午後二時官中に參内、天皇陛下に拜謁仰付られ統一案の内容につき上奏御裁可を仰ぎ御前を退下した（昭和七年七月二十六日、東京朝日新聞所載）。

事急を要し徒らなる時日の遷延を許さざる實狀にあつた當時の情勢の下に於ては、或は之も一つの解決方法であつたのかも知れない。乍併根本的な解決を後日に見送つた不徹底極まるものであることは否み得ない所である。當時此の點に關し東京朝日新聞は次の如く論ずる所があつた。蓋し當時一般人士の之に對する偽らざる感を述べたものであらう。

在滿機關統一案の決定

久しい懸案の滿蒙四頭政治統一問題は、結局制度によつて統一せず、人によつて統一するの案で解決する事に關議の決定を見た。即ち現行の官制には一切手を觸れず、新に武人を以て補する滿洲派遣臨時全權大使を置いて、其の人に關東軍司令官及關東長官を兼ねしめ、滿蒙現地に關する限り、文武内外政務の權限を事實上悉く同一人に歸屬せしめんとするのである。而して其の特派全權として武藤大將の呼聲が高い。

滿蒙の治安を維持するには、我軍隊の力を借りる事が絶対に必要であり、同地方における我活動の主要部分が今尙軍事行動に屬する現行の實狀に於て、苟も滿蒙諸機關の統一を思ひ立つ以上、昨年の事變前ならばいざ知らず、今日に於て軍人以外に現地の最高統制者を求むることの難きは自明當然の事であつて、關東軍司令官が關東長官を兼任し、同時に現地に於ける對外交渉の職權をも具有するに至るべきは必然の歸結であらう。たゞ之を制度化して一新機構を創設するには、假に樞密院審査の面倒を避けるといふやうな横着な理由は別としても、種々の困難あるべきは想像に難くなく、結局審議幾變轉の後、大策は無策に似たる今回の現制度運用論に歸着したのは、一應過渡期における暫定案としてならば容認してもよく、寧ろ我が國民性特有の制度癖から脱して、事實を法制に先行せしめ、水先づ到つて然る後水路をつける此の實際主義に興味ある弾力性を見出すのである。然し結局此の暫定案に到達する迄の經過に於て、暴露された政府の無定見に徴しても、今後一層滿蒙問題に關し政府鞭撻の必要は痛感されるのであり、又今回の解決案が弾力性に富みたるものであるだけに、特に新に駐滿全權の地位につく人に向つて、自省戒慎を要望せざるを得ぬのである。

吾人がかねてから四頭政治統一を要望したのは、單なる形式の整備其のものではなく、四頭政治統一を前提として當然生るべき實質的な對滿國策の樹立であり、單に出先官憲の奮闘にのみ一任して、眞に責任を國民に負ふ筈の本國政府が、對滿政策の確立に關して兎角責任を回避するが如き從來の弊風から一日も早く脱するにある。然るに齋藤内閣成立以來、此の意味に於ける更始一新の徴を不幸にしてまだ見ぬのみか、先般來の滿鐵總裁選任の行懸りといひ、又滿蒙四頭政治革新に關して、一旦政府の内議がましまり法文化までした間際になつて、一アジア局長の復命報告に依つて俄然白紙状態に歸り、漸くにして今回の暫定的解決を見るに至つたが如き、その到達した結論の當否は別問題として、如何にも其の間政府自身に滿蒙問題に對する定見、確信を缺いてゐたことを暴露したのである。一事が萬事、この調子では今後難問山積、一國を擧げて異常な決心を以て打ち懸らねばならぬ對滿蒙の重大時局に際して、政府への信頼上甚だ心細く感ぜしめらるゝものがある。

今回の解決案によれば、軍人であるところの駐滿特命全權は、全權としては外交軍務に關して當然外務大臣の指揮監督を受けるし、その關東長官たる身分においては、涉外事項に關して外務大臣の監督を受ける外、諸般の政務については拓務大臣の監督を受くべき事、官制の明記するところである。然し實際において駐滿全權がよく従順に外務大臣や拓務大臣の節度統制に服するや否や、これは國政機構の上において生命的な重大問題であり、嚴格なる官制勵行を期待することは勿論であるが、結局内閣や所管大臣に出先地における全權の従順を確保するに足るだけの定見と熱意とがあり、政府が名實ともに對滿政策の中心となり得るに足る廣き見透しと毅然たる態度を具備することが先決條件である。これと同時に新に駐滿特命全權の大任を帯ぶる武官に對しては、一面において關東軍司令官として統帥權に直屬する身分と、他面において對外使臣及行政長官として國政上の機關である複雑微妙の關係に

善處して混同するところなく、常に深甚なる注意と細心なる自制とをその分別の上に加ふべきことを望まざるを得ない。殊に今回は官制に一切手を着けぬ結果からであらうか、最初に豫想された事務總長格の輔佐者に關して明定さるゝところが無いが、原則として武官には不慣であると思像される行政方面の事項に關しては、心を廣うし禮を厚うして適任の士を迎へ、この方面に十分信頼し得る幕僚を質的に充實することが、全權の使命を完全に遂行する上において必要であらうと思はれる（昭和七年七月二十七日、東京朝日新聞社説）。

かくして所謂三位一體の實現に依り、在滿帝國諸機關の形式的統合が一應爲つた譯である。乍併、もと／＼これは制度其れ自身には何等手が觸れられてないものであるだけに、其の後あらゆる點に於て矛盾撞着を生じて來たことはまことに其の數の免れない所である。先づ其の第一の問題は關東州に關するものである。關東州は地理上宛も滿洲國の門戸を爲し、同國とは全く密接不可分の立場に在る。滿洲國の成立前ならばいざ知らず、同國の成立後に於ては、それとの關聯に於て考察せられなければならず、従つて關東州の地位は自ら従前とは頗る異つたものとならざるを得ないのである。之と同時に関東長官の地位を從來の如く非常に高いものとせず、寧ろそれは滿洲國駐劄特命全權大使の統督に服せしむることの當を得たることに至つた。かくして岡田内閣の時代となるや、右の所謂三位一體を二位一體となし、而も其の間の關係を制度的にも明瞭ならしめよとの要望が熾烈に起つて來たのである。そして其の最も強硬なる主唱者は謂ふ迄もなく軍部であつた。當時東京朝日新聞は、此の問題を取扱つて次の如くに論じてゐる。

對滿機關と拓務省問題

獨立自主の滿洲國が出現してからは、租借地たりし關東州の地位は全然變つてしまつたのだから、従つて關東長官が元の儘の權限を以て、關東州及滿鐵附屬地の行政を掌り、滿鐵の監督をしてゐることは、たとひ三位一體として同一人が軍司令官と駐滿大使と關東長官を兼ねて見たところで、そこに矛盾があり、不都合を生ずるのは、もとよりの事といはねばならぬ。それ故に其の改革問題が、今日に於て起るのは、寧ろ遅い位であつて、何とか現在の實情に副ひ、重要な對滿政策の實行に支障ならしむるの途を、一日も早く發見し、實現させなければならぬ。滿洲國が嚴然たる獨立國であると共に、日滿議定書に基く特殊密接の關係があり、國防、治安、交通、經濟、外交其他社會全般に互る一體的要求があることは、簡單なる事務機關によつて、對滿政策の統一純化を圖るに頗る困難なるものがあるのである。こゝに於てか、所謂三位一體を、二位一體とするに一致しても、陸軍、外務、拓務、各々案を異にして、意見必ずしも一致し難きを見るのであつて、これは事實其のものに複雑性がある當然の結果といはなければならぬ。

しかしながら、親任官の關東長官の廢止は一致して居り、滿鐵監督權や、附屬地行政權を除いた關東州の行政長官として、州知事或は樺太廳長官程度の關東長官たらしむることについては異論なく、行政權をも掌握する所の駐滿大使なり駐滿全權なりを、關東軍司令官をして兼ねしめることについても、外務・拓務において異存はないが如くである。

問題は滿洲國內における滿鐵の監督權と、滿鐵附屬地行政權に關して、外務省は外務大臣の管轄下に移さんとし、拓務省は其の外地移民海外植民並に産業發展の中央官廳たる使命に鑑み、軍事に關しては陸軍大臣、外交に關しては外務大臣の監督は勿論とするも、産業、經濟、警察等の行政事項に關しては、拓務大臣が駐滿全權の監督權を持

たうとするところにあるのである。

もしそれ陸軍案に至つては、關東州廳の存在そのものを、日滿兩國の間における經濟的絶縁體としてこれを排し、全然これを駐滿大使の権限下に置かんとするものであり、外交機關であると共に行政機關であるところの別個の駐滿大使の監督は、外務大臣から直接總理大臣の下に移して、内閣に對滿事務局を設けて、從來の各省に分割したる事務を根本的に整理統一せんとするものであつて、之は單なる官制上の問題に止まらず、關東州及滿洲國の性質上の問題になるのであつて、しばらく本論の外に置かなければならない。

しかしながら、現在の三位一體の對滿機關でも、不統一で都合だといふならば、それは上に統一したる對滿政策の決定がなくて、三つに分れた下の方からの起案に、官判をつくことから起るといはなければならぬ。もしさうならば二位一體を一位一體にしたところが、部内の軍務機關と外交機關と經濟産業機關との間の統制で、問題を生ずることは同じであつて、結局は先づ中央なり現地なりに、統一した一貫した對滿政策が、確立することが必要なのである。其の下の機關に如何に事務を分屬せしむべきかは、次の問題でなければならぬ。

拓務省が單に滿洲關係の官廳でないことに鑑み、滿洲における事情の變化を以て、直に拓務省の存廢を議するのは誤つてゐる。しかしながら滿洲殊に關東州の統治監督の中央機關としての複雑性とその批判は、同時に朝鮮、臺灣の總督政治、或は内地化せんとする樺太廳との關係においても考へなければならぬのである。たとへば米の問題にしても、閣議において拓務省と農林省が對立する代りに、同一の産業行政中央官廳内に於て、内地外地の兩方の狀況要求を見合せて米政策を建てることは出来ないか。いな廣く交通産業經濟に於て、直接總督府なり外地廳を各省が監督する事の方が、行政の統一簡易化において勝つてゐないかといふ疑問が生ずる。殊にこの事は、選舉權

と關係のある政黨政治から關係のない官僚内閣に移つた場合に、再検討を要求される問題なのである。

拓務省存置の最大の理由としては、閣議における外地の利益を主張し代表するものが必要だといふこと、内閣總理大臣には、他に多くの重要事項があるが故に、別の大臣があつて、これを閣議に代表しなければならぬとする點である。これが拓務官廳が幾變遷して、内閣總理大臣の下にあつた局から省になつた原因なのである。現在の如く内閣總理大臣が拓務大臣を兼攝して差支ないならば、拓務次官の代りに、内閣に拓務局を置いて、勅任長官に事務を見せておけばよいのである。拓務省存廢を滿洲關係からのみ見て論ずるのは不賛成であるが、もし行財政の根本的整理的觀點からいふならば、依然として拓務省と總督府官制を含む拓務行政機關は、根本的検討と其の解決を要するものであるといはなければならぬ（昭和九年八月四日、東京朝日新聞社説）。

在滿機關と陸軍案

滿洲事變前の我が在滿機關が、事變後滿洲國の發展となつて一變せる情勢に其のまゝ即せざるものとなつたことは固より怪むに足らないが、問題は何時までも現實に即せざる諸機構を不統一の状態に放置し、政治的機能を滯滞せしむることの如何に我が對滿國策上に不利益であるかといふことである。

滿洲事變後、中央に於ける對滿政策の確立、現地に於ける諸機構の整理統制が企劃され、而して中央現地を打つて一丸とせる不動の統一政策が實行されなければならぬ筈であつた。もつとも在滿機關の關係は複雑であり機微であつて、一氣呵成に整理統一の望まれない事情もあるが、中央のこれに處する態度は、遲疑逡巡殆どお話にならぬものであつた。たゞ在來の三位一體の並立が、軍司令官の大使、關東長官の一身三職兼任によつて、僅かに形式的に

一體化したのであつた。それは單に外觀を取繕つたものに過ぎないから、内實は依然として不統一を極めたものであつた。最近問題となつてゐる在滿機關を二位一體として強化せんとする計畫は、從來の不統制に鑑みるところあつた結果、これに對して確固たる斷案を下さんとするものである。先日在滿政治機關と拓務省存廢問題に付て、一應吾人の所見を述べた際、陸軍案については詳しく論及するに至らなかつたが、五日谷駐滿大使館參事官の入京と共に、陸軍、外務、拓務三省當局に依つて、現地の調査研究に基き、慎重に審議されつゝある。いま省部一致を以て作成された陸軍案は、中央並に在滿政治機關の調整を計らんとする點において、陸軍省のいふが如く、根本的且徹底的であること、外務省や拓務省のそれに比して勝るものである。滿洲事變以來、總てが軍部中心の活動を以て爲されつゝある以上、在滿機關の統制は、軍部中心に政治的協力による機能を發揮せしめ支障ならしめることが目標でなければならぬ。三位一體が實施されて、軍部と外務との連繫は舊來の關係を一新するに足るものがあるが拓務省との間には幾多の齟齬があり、對滿機關の不統一は、主として拓務省との關係に於て、その原因があつたのである。二位一體を強化せんとする陸軍案は、これが爲め關東長官を廢止し、關東州には勅任の知事を設けて、州内の行政に當らしめ、しかも之を軍司令官大使の二位を一體とする大使の監督權下に置かんとするもので、拓務省の廢止を主張しないが、拓務省の發言權を自然認めないことになつてゐる。陸軍案では又駐滿大使の權限が擴大され、これを外務大臣の監督から總理の監督下に移すこととなり、外務大臣は外交に關してのみ指揮監督權を有するに留まり、警察權・課稅權其の他外交・行政並に日本の法人・特殊會社の監督事項の如き經濟關係は悉く全權大使の管掌に歸せしむることとなつてゐる點、及日滿共存共榮の見地より條約による經濟會議を新設し、日滿兩國の智能を集めて經濟に關する具體案を講究せしめ、これまた總理大臣の監督に屬せしめる事となつてゐる點等、もつと

も注目すべき陸軍案の骨子である。對滿政策に關して陸軍案が一省一部の干與を排除してゐることは、對滿政策發動の本源たるべき内閣において、まづ不統一の政策を統一することを先決とせざるべからざること、緊密に相關聯して、總理大臣の監督に委ねることのもつとも妥當適正であることを認めなければならぬ。

あり來りの法律論や、法規慣例を楯に取れば、拓務省にもいづゝいひ分はあらう。外務省は駐滿大使の二重監督を不可とすることであるが、同一内閣の下に監督されることは何等妨ぐるところがないではないか。滿洲國における新事態は、徒らに舊法規の適否をもつて律し去ることを許さない。滿洲國におけるが如き新事態は過去に類例なきものである。陸軍案は滿洲新事態の現實に適應すべき好個の斷案たるを失はない。これを實現することによつて將來軍司令官と全權大使との軍民兩政を截然畫分する前提と認め得ると思ふ(昭和九年八月九日、東京朝日新聞社説)。乍併、此の問題は外務省及拓務省の權限問題に關聯してゐるので、例に依つて其の解決はなか／＼容易ならぬものがあつた。而してそれは關東長官の地位、延いては關東州の行政事務統理權の問題に關聯を有するので、特に拓務省方面の反對が猛烈であつた。即ち本問題に關し、當時都下の新聞紙を拾つて見ると、次の如き記事が見られる。

在滿政治機構の改組問題に關聯して拓務省の對滿權限制除が陸軍方面で主張され、更に一部には拓務省廢止論さへ行はれてゐるが、拓務省としては

滿洲國の基礎いよ／＼鞏固を加へて來た今日においては、過渡的形態たる從來の三位一體制を改組し、新事態に適應せしむる必要を認むるも、其の改組の根本方針としては、帝國憲法の定むる所に從ひ、軍事・外交・行政の各機關の權限を明かにすることを以てすべし

となし、從つて滿洲國における移植民及殖事業關係の指導獎勵、邦人企業會社の監督等は拓務省本來の使命であ

るとし、其の權限縮小に反對の意向を持し、陸軍の意向に絶對反對を表明してゐる。又拓務省廢止問題に付ては、外地並に海外移植民並に企業獎勵の急務である今日、拓務省廢止論を爲すが如きは、時局の認識を缺くものであるとしてゐる。現に八日の豫算省議においても特に滿鐵並に滿洲電信電話會社監督事務に要する經費、滿洲移民費或は廣く海外拓殖事業指導獎勵費の他、新に財務局を設置し拓務省の充實を圖る等、拓務省存在の使命を發揮する爲め、相當積極的な施設を行ひ、拓務省の再認識を要求してゐるのは、即ち拓務省の權限縮小に反對するの強硬態度を表明するものとして注目される。

在滿機關の整備問題に付ては、目下外務、陸軍、拓務三省間において各々意見の鼎立を示してゐるが、八日林陸相は左の如き陸軍側の決意を言明した。

陸軍としては、今後全力を擧げて對滿政策の遂行に努力したいと思つてゐる。全滿政治機構の改革問題の如きも單に此の根本方針の一の現れに過ぎない。これは早急に斷行すべきものだ。外務、拓務兩省とは既に事務當局間で種々交渉を始めてゐるが、陸軍の企圖する所とは多少の隔りがあるやうである。最も難點は今次の改革案で權限を増大される駐滿大使の監督を、どこでやるかといふ點も一つである。外務省としては駐米大使・駐英大使等の如く、一個の外交機關と看做す爲め、これを外務大臣の監督下に置かうと主張するが、軍の見解と此の點不幸にして背馳してゐる。軍としては對滿政策を飽く迄國務國策として看做す爲め、駐滿大使の行政權監督を直接總理大臣の下に置き、名稱も駐滿全權と改稱すべきことを主張してゐる次第である。谷參事官も現地側の意見希望等を携行してゐるから、先づ三省の事務當局間で十分検討を行はしめ、意見一致すれば自分から總理大臣に進言し、不幸意見一致せざればまた自分から總理に軍の見るところを進言して改革を斷行する腹だ。其の場合陸軍

外務、拓務三相會議があるかも知れない。しかし何れにしても駐滿全權を總理の監督下に置くといふ意見に付ては、軍としては飽く迄主張する腹だ。

なほ駐滿全權の下にある事務總長は、陸軍としては單に外務省内の參事官公使級の人物のみを以て充てることに不同意で、廣く人物を國內一般に求めて適材を之に据える考である。即ち朝鮮統治問題が伊藤博文公といふ適材を統監として持つて來たことによつて、萬事根本的解決を見た如く、要は機構と共に人物の問題である。軍としての主張の一切は此の點に懸つてゐる（昭和九年八月九日、東京朝日新聞所載）。

在滿行政機構の改組に關して、三位一體を二位一體化せんとする原則については、關係當局において一致してゐるが、其の指揮命令系統並にこれと關聯する權限機能については、陸軍・外務・拓務三省間にそれ／＼異つた意見が對立して、容易に一致點を見出すことが出來ず、其の結果は自然對滿根本策に關して種々の議論を爲すものさへあるが、今こゝに三者間の一致點及不一致點を摘出して説明すれば大體左の通りである。

駐 滿 全 權

▽機 能 關 係△

一 陸軍案 滿洲國との特殊性（日滿議定書に基く不可分關係）に鑑み、對滿政策の遂行に一省一部の獨占的若しくは割據的干與を排し、飽くまで國策としての權威と統一とを付與せしめるため、外交機關に兼ねて特殊任務負擔の行政機關としての二元的な外交機關とす（現行外交官々制の改正）。

二 外務案 滿洲國が獨立國たること並に國際法上の慣例を遵守して、現行外交官々制に基き飽くまで純粹の外交機關たる性質を堅持す。

三 拓務案 外務案と同じ。

▽權限關係△

一 陸軍案 外交機關としての外に、特別任務負擔の行政機關としては、

(イ) 滿鐵及日本の法人・特殊會社並に日滿合辦諸會社の監督權

(ロ) 滿鐵附屬地の行政權、課稅權、警察權

(ハ) 關東州知事の監督權

を權限とす。

二 外務案 純粹に外交事務のみ。但し、

(イ) 滿鐵監督權、附屬地行政權は原則として他の別途の固有機關(例、拓務大臣管下の)に委するを原則とするも、便宜的、暫定的に駐滿大使の傍系的權限とするもの。

(ロ) 關東州知事の監督權限は之を有せず。

三 拓務案 外交部と行政部を置き、行政部は、

(イ) 滿鐵、日滿電信會社の監督

(ロ) 滿鐵附屬地の行政權、課稅權、警察權

(ハ) 其他産業一般の監督事項

を權限とす。

▽命令系統△

一 陸軍案

(イ) 行政機關としては國策的統一を期するため、直接内閣總理大臣の監督に服し、外務大臣はたゞ外交に關してのみ駐滿全權を監督す。

(ロ) 總理大臣は創設せらるゝ經濟會議の諮問を俟ち、對滿事務局を通じ駐滿全權を監督す。

(ハ) 駐滿全權は關東州知事の監督をなす。

二 外務案

(イ) 單に外務大臣の一元的監督のみに服し、總理の監督は絶対排斥す。蓋し總理の監督を承くる大使は國際法上前例なく、植民地行政機關としての變態機關化する恐れあり。従つて全權の語を排し、大使の名稱を用ふ。

(ロ) 若し暫定的に如上の傍系的權限を併有せしむる必要あるときは、拓務大臣の監督に基くか、又は内規的に(外交官々制を變更せずして)總理大臣の訓令(法規・官制上の監督と區別)に基くか何れかの便法を講ず。

(ハ) 關東州知事の監督は拓務大臣に委す。

三 拓務案

(イ) 大使の中央監督權は外交事務に關しては外務大臣、一般行政事務に關しては拓務大臣の監督に服せしむ。
(ロ) 蓋し軍事・外交・行政それらの固有權限を堅持して、其の機能を十分發揮せしめる爲め、行政事項は拓務省本來の使命なれば依然之を維持することを妥當とす。

(ハ) 陸軍案の總理直屬は、内閣内に精能ある事務局を持ち得ざる爲め、現實に於て事務の澁滞を來す恐れあり却つて對滿政策の圓滿なる遂行を阻害す。

關 東 州 知 事

- 一 陸軍案 關東州は滿洲國と經濟的一體を爲し、我が對滿政策の遂行上現實に於て不可分の關係に在るが故に、駐滿全權の直接監督下に立たしめて、拓務大臣の監督を排除することを根本原則とす。但し滿鐵監督、日滿合辦諸會社(例、日滿電信電話會社)の監督と背馳せざる方法を講じ得るならば、必ずしも駐滿全權の監督を固守せず、拓務大臣の監督に委するも可。
 - 二 外務案 獨立國たる滿洲國に派遣する外交機關の監督に服せしむるは、國際原則を無視するものであるから、之を拓務大臣の監督に委す。
 - 三 拓務案 州知事の監督は純粹拓務事務なれば、直接拓務大臣之に當り、對滿洲國涉外事項に關しては駐滿大使之を監督す。(昭和九年八月十四日、東京朝日新聞所載)。
- 即ちかくして本問題は運々として其の進展を見なかつた。各省の持する所それ自身としては何れも相當理由の存するものである。乍併、事態は切迫して一日も其の放置を許さぬ状態になつてゐる。國民は一刻も早く其の合理的解決を翹望してやまない。此の點に關し當時東京朝日新聞は次の如く論ずる所があつた。

在滿機關改革の方向

在滿機關改革に關する意見が、陸軍・外務・拓務三省、各々自案を固持して争ひ、陸軍は軍事參議官が非公式に會同して、陸軍案支持を示威し、拓務省の局課長以下は、首腦部の態度を手ぬるしとして陸軍案を排撃し、外務省も駐滿大使を外務大臣の下におかなければ、寧ろ現状維持に止まらんと主張して譲らない。そこに互讓妥協の道が通すべく期待出来ないのみか、かくの如き對立は、現地にも響き、擴大強化して、或は瓦房店事件に波及し、大連其の他の輿論は煽動され、滿洲國の人心にも影響すべく憂慮されるのである。

吾人はさきに論じたるが如く、滿洲國出現は、其の以前の舊制度を改革せしむべき當然の事由だと考へる。而して三位一體の現制度の運用が過渡的なものとして、早晚更に一步を進めなければならぬものだと認める。その前進すべき一步を如何に踏み出すべきかと現在の問題であつて、それには滿洲國其のもの及日滿關係の現状に即したものであると共に、過去から未來への動向を見透したものでなければならぬことは勿論である。

それ故に徒らに舊に泥み、姑息なる現状維持を欲して、新しき事態を認識せざらんとするが如き態度は、それが現地の在住邦人であると、關東廳又は拓務省の役人たることを問はず、これを排斥しなければならぬと共に、いつ迄も事變が繼續してゐるかの如く考へ勝ちの軍部案も、また或る意味から言つて、現在に泥み、これから脱却し得ざるの譏を免れないと思ふ。滿洲事變は既に論功行賞が行はれたに見ても明なやうに、すでに段落がついて、新しい平常化の時代に入つたのである。而して滿洲對策が、治安維持專一の時代から、政治的經濟的工作の時代に入つたのである。この新しき時代に對應すべき在滿機關改革である以上は、それが依然として軍部中心であり、軍司令

官全權大使の二位一體で行くとしても、改革の方向は、事變的逆轉ではなく、平時的前進でなければならぬことはいふ迄もないのである。

軍部中心は軍部獨裁を意味しない。中心は圓周を豫想し、圓周は包容の大なることを要求する。行政的工作の缺陷、經濟的工作の貧弱が、現下の對滿國策に對する不滿であるならば、この方面の充實のためには、包容力を大にして、軍部以外に廣く國家機關の協力を求めなければならぬ。それと同時に、現在叫ばれるところの對滿國策の不統一は、對滿國策の根本方針不確立なのであつて、これがやがて在滿機關改革に當つての各省意見對立抗爭の原因である。各省事務當局に、その省その局の立場から見、やがてその立場を擁護する意見のみあつて、中央政府に確固たる國家的意見がないがために、此の如き收拾すべからざる不統一を露出するのである。

對滿國策は出先一任ではいけない、出先に追隨ではいけない。一省一局の立場から見させて、それから折衷妥協案を作り出したのではいけない。これは何れをも満足せしめず、どの方向にも徹底しない不具案を得るに過ぎないのである。滿洲國の國家的性質、日滿關係の國際的意味は勿論、かの關東州租借地の將來、滿鐵附屬地返還、治外法權撤廢の如き問題は、決して事務當局によつて決定し解決し得る問題ではない。拓務省の存廢といはざる迄も、其の根本的内容變改、外務大臣の權限外にある全權大使の創設の如きも、事務當局の相談で左右し得べき問題ではない。本立つて未治まるのである。對滿國策の根本が定まらずに、在滿機關改革で三省案を戦はせて何になるか。岡田首相が拓相を兼ねてゐるのは何の爲か。事態は日に非である。徒に省の間に抗爭を激しくし、内地外地に互り不安を増大するは好ましくない。一日も早く、現在の事態を轉換せんことを勸告する所以である（昭和九年八月三十一日、東京朝日新聞社説）。

かくして在滿機關改革問題に關しては陸軍・外務・拓務の三省の意見は完全に對立し、月餘に互る事務的折衝も何等効なく、解決は愈々困難となつた。然るに一方陸軍側は愈々其の急速なる解決を要望して已まざるものあり、於是岡田首相は遂に一の妥協案を作製して林陸相及廣田外相に提示するところがあつた。即ち當時都下の新聞紙は其の間の事情を次の如くに傳へてゐる。

在滿機關改革問題に關しては、陸軍・外務・拓務三省の意見對立し、爲めに一ヶ月餘に互る事務的折衝も何等の效果なく、解決はいよゝ困難となり、一方陸軍側は急速なる解決を要求して止まないものがあるので、岡田首相はこれが解決策につき慎重な考慮を拂つた結果、一の妥協案を作成して之を林陸相及廣田外相に提示した。

岡田首相より廣田外相、林陸相に提示された在滿機關改革妥協案は、單に形の上から見れば、三省案を折衷し其の面目を立てたものゝやうに見られるが、妥協案の實體を検討してみると、其の實體は殆んど陸軍案が採用されてゐる。外務省が最後迄突張つた外交官々制の改正反對論は其の主張が通つたが、全權大使に對する外務大臣の命令監督權は、僅かに大使に直屬する涉外事務のみの範圍に限られる結果となり、以上二點の極限された範圍内に於て外務省案が形式的に尊重されたに止まつてゐるが、外務省としては、この一事を以て外務省の形式論が通つたものとして満足してゐる。拓務省案に至つては全然其の主張は沒却せられ、拓務省は對滿國策遂行の舞臺から除かれ、僅かに移植民事務に關し外務大臣を通じて領事に命令を爲すことゝ、一時的辯法として對滿事務局總裁を拓務大臣が兼任するといふ點に、僅かの望をつなぎ得るに止まつてゐる。即ち右妥協案の内容は左の通りである。

一 現行の駐滿全權大使、關東軍司令官、關東長官の三位一體制を廢止し、駐滿全權大使、關東軍司令官の二位一體制に改む。

二 駐滿全權大使には純然たる外交官の資格の外に、更に行政監督権を併有する一般行政官の資格をも與ふ。右の結果全權大使に對する命令系統は、普通行政事項に付ては内閣總理大臣、渉外事項に付ては外務大臣の二途に出づ。

- 一、單行勅令による新官制を設け、全權大使の下に總理大臣の命令系統に屬する勅任の行政事務總長を置き、行政事務一般を管理せしむ。
- 一、行政事務總長は關東州知事を監督する外、其の下に總務・警務・監理の三部を置く。總務部は附屬地における土木・教育・衛生等の一般行政事務、警務部は附屬地における行政警察事務單行法規に基く特殊行政事務、監理部は滿鐵の業務及日滿電信電話會社の業務の監督を掌る。
- 一、關東軍司令官の下に參謀長、顧問、軍交通監督部、軍憲兵司令部を置き、交通監督部長は行政官として行政事務總長下の監理部長を、軍憲兵司令官は行政官として警務部長を兼任せしむ。
- 一、全權大使の下に外務大臣の命令系統に屬する大使館參事官を置き、大使の命を受けて外交及領事事務、附屬地に於ける裁判及登記事務並に司法警察等を掌らしむ。(従つて現行外交官官制の改正はこれを行はず。)
- 一、關東長官を廢止して新官制による勅任の關東州知事を置く。州知事は内閣總理大臣の命令系統に屬する行政事務總長の指揮監督に屬せしめ、關東州内の行政事務を掌らしむ。(附屬地の行政事務に及ばず。)
- 一、これと同時に中央部に於ては新に官制を設け、總理大臣直屬の對滿事務局を置き、對滿行政事務の方針を審議決定す。同局總裁は親任官とす。同局は關係各省の局長級を以て組織する參與會議及同局事務官を以て構成す。

一、拓務大臣は海外拓殖事務(拓殖會社の事業監督等)及移植民事務に關し外務大臣を経て領事に命令す(昭和九年九月十二日、東京朝日新聞所載)。

而して右妥協案は直ちに閣議に附せられ、其の正式決定を見たるもの如く、當時都下の新聞紙は次の如くに報じてゐる。

在滿行政機關の改革案要綱を決定する閣議は、十四日午前十時半より首相官邸に開會、岡田首相以下各閣僚出席、先づ改革案要綱を提示し、岡田首相並に河田書記官長より從來の折衝の經過と案の要旨に付て詳細に説明し、次で閣僚の質問に入つた。即ち松田文相は改革の根本に關し、左の如き質問を爲した。

元來今度の改革は、陸軍が在滿行政機關を掌握せんとするが如き傾きがある。これは對滿政策上十分考慮せねばならぬ。又之を法制上より見るも、若しかくの如き改革による行政機構を以てすれば、其の政治上の責任は陸軍大臣が負はねばならぬのに、總理大臣が負ふやうになつてゐることは、筋道として首肯し難い。その責任の歸趨は何れに屬するか。

右に對し河田書記官長は、

責任問題に付ては全く松田文相の所説通りであるが、今度の改革は一時的過渡的の辦法として之を認めて貰ひたい。

と答辯し、松田文相も、

一時的のものならば止むを得ないが、對滿事務局總裁の下にある次長・局長を軍人を以てすることは、軍人萬能の嫌あるを思はしむると共に、法制技術上困難なる點多々ありと思ふ。

と注意し、河田翰長は其の點に付ては十分考究する旨を答へた。次で床次逡相は、

この改革案は、軍が中心となつて其の統制を圖らんとするのであるが、之は滿洲國現下の實情から見て止むを得ないものとして承認するが、いつ迄も軍が中心となつて統制せんとするのは、對滿洲國策上妥當ではない。よろしく滿洲國の獨立を尊重し、且其の發達を圖り民心を收攬して、帝國の眞意を知らしむるやう努めなければならぬ。此の改革は總理大臣中心の如き形に見えるが、事實は軍中心となつてゐる。その點は軍に於ても十分考慮して、右の如き精神を顯揚することを本義としなければならぬ。

と、二十五分に互り對滿洲國策の根本問題を強調、匪賊討伐に日滿官吏の協和により恩威並び行ふの必要あることを力説して、林陸相の注意を促した。之に對し林陸相は、滿洲の現状と軍の行動を詳細説明して床次逡相に答へた。又町田商相も本改革案は一時的か決定的かに付入念に首相の所信を訊し、首相は全く一時的なる旨を答へた。最後に原案決定に際し、岡田首相より

原案の實施に當つては相當現地殊に關東廳の組織に影響するが、命令系統は變化しても、實際の仕事に於ては従前に異らざる事務が存続する。よつて此の際人員の整理は可及的に見合せ、外務警察官、陸軍の事務に對してもそれ／＼從來からの經驗ある關東廳の職員を採用するやう自分も取計らふが、外務大臣・陸軍大臣に於ても十分考慮ありたい。

旨を述べて諒解を求め、かくして久しく揉み合つてゐた改革案も、漸く政府原案通り閣議の承認を得、これを成文化した後改めて樞府御諮詢奏請のため、成案を近い機會に閣議に附議することとし、午後一時散會した。尙改革の要旨は、閣議後政府より左の通り發表した。

- 一、内閣に特別なる組織を有する對滿事務局を新設し、之に拓務省所管の對滿關係事項の大部を移管し、以て對滿國策の統一を圖ると共に、中央機關と現地機關との密接なる聯繫を期すること。
- 一、對滿事務局には特に總裁を置くこと。
- 一、對滿事務局には總裁の他、次長以下の職員を置き、總裁の地位は其の重要なるに鑑み、權威あるやう特に注意すること(親任の意)。
- 一、對滿事務局には専任文官の他、關係各官廳高等官より參與を命じ事務官に補する等、事務聯絡上必要なる措置をとるものとす。
- 一、駐滿全權大使に對し、南滿洲鐵道株式會社及滿洲電信電話株式會社の業務の監督、關東州知事其の他の監督並に鐵道附屬地行政を行ふの權限を附屬せしむ(單行勅令)。
- 一、駐滿全權大使及其の下にある外交官は現行制に基きてこれを存置すること。
- 一、右に掲ぐる權限の行使に付ては、大使は内閣總理大臣の監督に屬する。
- 一、駐滿全權大使は關東軍司令官をして之を兼ねしむ。
- 一、駐滿全權大使の行政事項の管理に當らしむるため、駐滿大使館に行政事務局を設置し、事務局長及これに屬する職員を置く。
- 一、右事務局長及附屬員の身分は、内閣總理大臣の系統に屬し、その行ふ事務(涉外事項を除く)に付ては内閣總理大臣の監督を受くる資格に於ける大使の指揮監督を受く。
- 一、行政事務局と外交官との間の事務聯絡を圓滑ならしむる爲め、専任の大使館參事官の他、事務局長を兼任大使

館参事官となし得ることを勅令に定む。

一、事務局長の下に必要な部下を置くこと。例へば官房、總務部、警務部、監理部等。なほ行政事務局の組織は出來得る限り簡素ならしむ。

一、關東州に關東州知事を置き、駐滿大使の監督に屬せしむ。法院、逓信局、旅順工科大学等も大使の監督に屬せしむ。

一、行政事務局の警務部長には關東軍憲兵隊司令官を、監理部長には關東軍交通監督部長を以て之に充つる事を得ること（昭和九年九月十五日、東京朝日新聞所載）。

かくして兎も角も在滿機關改革問題は閣議の決定を見た。結果的に見れば、陸軍案が全面的に採用され、外務案は僅に形式的面目を立てるに止まり、而して拓務案に至つては全面的に否定された譯である。拓務省が當時其の全省を擧げて之に反對したのも、また故なしとしない。乍併、岡田首相は其の拓相兼務の地位身分に於て、全省擧つての反對にも拘らず遮二無二之を強行してしまつたのである。そはともかくとして首相の拓相兼任と今回の妥協案の決定との間には何かしら一種の割り切れぬ感じの残るのを禁じ得ない。當時東京朝日新聞は、本問題に關し次の如く論じてゐるが、まことに傾聴に値ひするものがある。

制度と人、上と下との關係

在滿機關改革案は、拓務省側の反對のまゝ、政府の方針を決して着々急速に實現にかゝるものと見られる。過渡的な官制であるにしても、勅令で定められる制度は、それが改廢されるまでは、永久的性質をもつものと觀念される

のであつて、その官制の下に何人を任命するかは、その時の情勢と實力の關係を反映しつゝ、適材適所主義が行はるべきなのである。それ故に駐滿全權大使が當然關東軍司令官たることを官制に定むるは適當でないと共に、行政事務總長を銓衡任用とし、對滿事務局總裁を文武何れの出身とするも可なるやう任用の途を廣くしておくことに、異論を挟むべきではあるまい。

こゝに考へなければならぬことは、岡田大將が、拓務大臣としてはあく迄反對だといふ案を、總理大臣として立てさせる事の矛盾的態度である。この事は、現に關東長官を兼ねてゐる菱刈關東軍司令官の場合にも、當てはまるのである。これは下意が上達しないのか、上意が下達しないのか知らぬが、かういふことになるならば、上の方だけが三位一體でも二位一體でも何にもならないのであつて、一人兩職の兼任が名のみあつて實のない場合には、それは統一を意味しないで、矛盾反對、支離滅裂を意味することを反省しなければならぬのである。

それと同時に、上の方だけが二位一體であつても、現地に於ける實體に觸れる第一線の役人が、同一方針に統合されるのは勿論、簡單明瞭なる組織と系統とを持たなければ、何にもならないのみならず、その命令處分の矛盾不統一は、邦人の活動を萬事不便にし、事が外國であるだけに、すぐ日本の信用を害し、國威を損ふことになるのであつて、軍司令官の全權大使兼任以上に、領事と警察權と憲兵とその他の軍隊との關係を密接にし、命令一途に出で、迷ふところなからしむるやうにしなければならぬ。

しかし其の改革後に於て如何なる人物を任用するかの際に關しても、今から大體の方針を建て、十分なる準備を整へておかなければならぬのであつて、これを一般的にいへば、滿洲に於ける經驗は出來るだけ利用しなければならず、その素質と素養から云つても、從來關東廳職員として忠實に勤務して來た者に、一日の長あるを認めざ

るを得ないのである。故に關東廳全職員、殊に全滿警察署員の總辭職決議の報は、それがどう片付くか、またはどう發展するか分らぬが、外地にあつて治安を掌る人々であるだけに、一層その影響が、内外にまた將來にも及ぶところ大なるを憂へしむる。その慎重なる態度を要求すると共に、上局の適當なる善處を待望せざるを得ない（昭和九年九月十四日、東京朝日新聞社説）。

擬て右改革案の決定は、もと／＼拓務省方面の反對的氣勢の裡に爲されたものであつたわけ、之を實施に移さんとするに當つては種々の障礙に遭遇して來た。其の第一は、現地關東州職員の猛烈なる反對であつた。特に警察の命令系統の問題に付て、現地警察官の間に頗る不穩の空氣が漲り、場合に依つては全員袂を連ねて其の職を辭せんとするの氣配すら見らるるに至つた。當時都下の新聞紙は此の間の事情に關し次の如くに報じてゐる。

（昭和九年十月）六・七の兩日に亘り、旅順に於て、非常な險惡な空氣の裡に開かれた全滿署長會議は、七日夕刻やつと終了、聲明書を發表したが、高山新京署長以下六名の代表者は、九日菱刈長官にこの聲明書を提出して最後の手段を迫ることになつた。尙情勢の如何によつては、中央方面に上京委員を派遣する事になる模様である。聲明書の大要は次の通りである。

吾人の主張は文治行政の確立を期するにある。抑々警察行政は吾等警察官に於て之を行ふを常道とし、警察行政の眞諦は民衆の保護誘掖にあり。これを實行し得るものは吾等を指して他にない。殊に滿洲の現情に鑑み其の感深きものあり。元來憲兵は軍事警察を其の存在の本分とし、普通警察とは自ら其の任務を異にする。各々其の特質あり、苟も互に犯すべからず。憲兵警察を臺灣、朝鮮、近くは富麗に實施したる成績に鑑み、大に考慮すべきものあり。然るに今やこれを日滿融和共存共榮の實を擧げんとする滿洲の地に實施せんとす。其の結果たるやま

ことに憂慮に堪へざるものあり（中略）よつて憲兵司令官の警務部長兼任即ち憲兵警察狀態に反對を聲明す。然れども我等は治安維持の重任を有するものなるを以て、職務は聊かもこれを忽緒にするものにあらず。唯所信の貫徹を期せんのみ（昭和九年十月八日、東京朝日新聞所載）。

此の事態に對して、陸軍に於ても、其の眞意を明瞭ならしむる要ありとし、其の抱懐する所を續々天下に聲明する所があつた。ところがまた拓務省側に於ても、之に對する反駁的聲明を行はんとするあり、かくして本問題は漸次重大なる政治問題化せんとするの氣配が濃厚となつて來た。即ち當時都下の新聞紙は這般の事情に關し次の如くに傳へてゐる。

陸軍では、在滿機關改革案中憲兵司令官の警務部長兼任に關する誤解を一掃するため、十三日午後四時當局談の形式で左の如く發表した。

在滿機關改革に伴ふ警務問題の誤解を解くため、一二説明をしたいと思ふ。

滿洲に於ける治安維持の安全なる恢復維持が日滿兩國のため喫緊の要事であることは言を要しない所であり、今日まで軍警一致の絶大の苦心努力によつて、逐次良果を收めつゝあるのであるが、まだ／＼今後に大なる努力の餘地が残されてゐる。而して此の大事業は各種名狀すべからざる困難を伴つてをり、目的達成の爲めには軍警各種機關の聯携協調が絶對的必須條件である。

敍上の見地から滿洲の警務統一の爲めには、從來不斷の努力が続けられ、全滿の領事館警察に付ては、大使館内に警務部なるものが設けられ、之に依り各領事館警察は統一せられて居り、その部長は憲兵司令官が之を兼任してゐる。又滿鐵委任經營の滿洲國々有鐵道に配置せられる鐵道警察も、憲兵司令官が指揮し得ることになつて

る。其の他滿洲國の警察及憲兵も日滿共同防禦の見地から、警備乃至治安維持上の必要に際しては、之又憲兵司令官の指揮を受けることに措置されてゐる。

かくて滿洲の警務關係は、憲兵司令官の統制に依り、相互の聯携協調を維持して、治安の維持に格段の効果を收めつゝあるのであつて、治安維持警備等について彼此不可分の關係にある。關東州及び附屬地特に蜿蜒狹長なる附屬地と、これに連接せる附屬地外の警備等それ〴〵密接に聯携せしむることの有利なことが諒解せられるであらう。

這次の在滿機關改革に當り、差當り行政事務局の警務部長たる文官の地位に、憲兵司令官たる武官を充つることにせられた所以は、こゝに存することと思ふ。従つて警務部の組織に於ても日滿軍隊及他の日滿警務機關と密接なる聯携の下に、治安維持殊に警備に當るべき分課の地位に、専門的知識を有する二三の將校を配置し、警務部長を輔佐せしむることは、其の目的に鑑み止むを得ざることであるが、それ以外の附屬地や關東州の警察の本來の分域内にまで憲兵將校等を入れて、内部より干渉せしむるやうなことは、當初より毫も考へられて居らぬ。

本機構が憲兵警察制度を施すものであるとか、又は其の前提である如くいられるのは全然誤解である。現に憲兵司令官が警務部長に當つてゐる大使館警察の實情を見れば、是が單なる杞憂に過ぎないことが明瞭となるであらう。

拓務省では、陸軍側が憲兵司令官が警務部長を兼任するの理由を公表したので、十三日午後五時より次官室に關係官參集、これが對策を協議、十四日之に關する聲明を發表することになつた。聲明内容は左の如くなる模様である。

反對理由

一 時代逆行 憲兵警察による一般警察干與は警察草創時代の遺物にて、今之を行はんとする時代逆行も甚だし

二 制度的に不自然 憲兵は軍事警察を行ふことを本來の職分とし、司法及行政の警察事務に干與するは特別例外である。この例外を本則とする改革案は徒らに兩者の機能を混淆し、制度的に見て不自然なるのみならず害多くして利するところなきは、過去の歴史に徴して明かである。

三 軍側の主張は事實に即せざる觀念的空論 今日關東廳警察の地域的範圍に憲兵警察を行ふの必要は絶対にない。關東廳警察は既に三十年の經驗を有し、現地に適應したる組織と活動力がある。新機構の警務部は州内及州外附屬地に於ける警察を掌るに止まり現關東廳警察と何等異なるところはない。今日州内及附屬地に於ける治安狀況を見て、何人がこゝに武斷警察を必要とするか、全く不明である。

四 警務部長のみを憲兵司令官を以て充つる意義那邊にありや 軍は憲兵司令官を以て警務部長に充つることは憲兵警察を行ふものに非ずと釋明しつゝあるが、甚だしく矛盾した理論である。新機構は憲兵司令官によりて警務部のインシヤチヴを執らんとする所に意義がある。單に警務部の頭部に憲兵司令官を置くに過ぎず何等他意なしとするならば、新機構の警務部はロボットにして、改革案の趣旨に反するものである。憲兵警察のイズムを以て新機構を把握するに非ずと爲すならば、新機構は全く無意義である。又憲兵警察のイズムを以て新機構のインシヤチヴを取らんとするならば、全く現地の認識を缺くの甚だしきものである。大使館警務部長が憲兵司令官なるが故に、新機構が當然であるといふ説に至つては、全く論外である。治安未だ全からざる北滿及奥地警察と、既に三十年の歴史を閲し、實力内容總て完備し

たる州内及附屬地警察を同列に考へんとする所に、甚だしき矛盾がある。

五 關東廳警察の實力と機能を再確認せよ 關東廳警察は其の實力に於て軍に優るとも劣らず、其の行政的機能に於て憲兵の遠く及ばざる所である。即ち關東廳警察官の九割は軍隊出身者で、これに警察独自の教養訓練を施し、最小の犠牲を以て最大の効果を收むること、事變以來の討匪工作に徴するも明で、眞の治安工作は武斷強壓に非ずして妙味ある行政的活動にある。人心の收攬ありて初めて治安の全きを得るもので、この意味に於て州内及附屬地の警察に憲兵の介入は排除すべきことである（昭和九年十月十四日、東京朝日新聞所載）。

かくして事態は日一日と重大化し、情勢は頗る險惡となつた。乍併一旦閣議を以て事を決した今日、一部の反對を以て直ちに事を醸すといふことは絶対に不可能である。乃ち十月十七日（昭和九年）本問題に關し其の態度を決定すべき最後の閣議が開かれたが、其の席上遂に最初の原案通り斷行すべき旨の決定を見るに至つた。此の間の事情に關し、當時都下の新聞紙は之を次の如くに報じてゐる。

憲兵司令官の警務部長兼任問題に付、政府の最後の斷案を下すべき（昭和九年十月）十七日の臨時閣議開會を前に岡田首相は特に床次遞相、町田商相及後藤内相と會見懇談するところあつた。之に對し三相は一致して「事態は遷延を許さず、一刻も早く政府原案通り決定すべきで、現地の鎮撫は別途に考究したい」と進言したので、こゝに首相と三相の間には完全に諒解が成り、午後三時より愈々首相官邸に閣議が開かれた。岡田首相はじめ各閣僚出席（山崎農相旅行缺席）、異常なる緊張裡に先づ林陸相が立つて發言し、

昨日の閣議において、提案された妥協諸案に對して十分なる講究をつくしたが、各案ともに實行困難であつて、結局原案の遂行を最善とするものである。即ち原案は毫もこれを變改する理由を認めない。

と陸軍不動の原案強行論を力説した。これに對して大角海相は陸相の主張を支持する旨の發言をなし、續いて各閣僚交々たつて例外なく原案支持の發言を爲し、結局、事こゝに至つては原案貫徹を最善とすることに決定し、前日の閣議に現はれた妥協私案は暗から暗に葬り去られて、別項の如き聲明を書記官長談の形式で發表する事を申合せた。尙現地の紛議に對しては、出来るだけ刺戟を與へざるやうに最善の方法をつくす事に意見一致し、午後五時二十七分散會した。

閣議決定後、政府は書記官長談の形式で、左の如く政府の態度を聲明した。

對滿關係機關の調整に付ては、先に九月十四日の閣議に於て成案を決定したところに基き、着々準備進行中であつて、昨日及今日の閣議に於て更に現地の情況其の他諸般の關係につき種々善處方を講究した。政府に於ては先に決定した方針は終始一貫して變らず、今後必要なる法令の立案を急ぎ、對滿關係機構の統制を確立する考である。この案の實施によつて警察が憲兵化することを心配する向があるが、命令系統の統一を圖るのであつて、警察機關を憲兵化するのではない。この點に付て誤解なり不安なりを持つは無用である。各關係方面に於てそれぞれ本案の根本趣旨を徹底諒解し、又これに關する誤解を一掃せんことを希望する。政府はこれによつて對滿國策の圓滑なる實行を期する次第である（昭和九年十月十八日、東京朝日新聞所載）。

かくしてともかくも本問題に關する最後の斷案が下された。而して之を契機として關係各方面の努力と、現地當局の自省とに依り、さしも紛糾を極めた本問題も漸く好轉して來た。かくして愈々昭和九年も押し迫つた十二月二十六日、同年勅令第三百四十七號を以て對滿事務局官制（註二）が公布され、尙之と關聯して同年勅令第三百五十三號を以て拓務省官制の改正（註二）を、同第三百五十號を以て外務省官制の改正（註三）を見た。尙之に關聯し、同日岡田

首相は、談話の形式で以て左の如き聲明書を發表する所があつた。

對滿關係機關調整の縣案が解決せられ、茲に滿洲現下の事態に適應する新機構が、中央に於ても現地に於ても打建てられたことは、我邦對滿國策の運用に一時期を劃するものとして洵に欣懐に堪へない。滿洲國に對する我邦の國是は、同國創建以來今に變ることなく、我邦は同國の盟友として其の獨立を尊重し、其の健全なる發達を衷心から希つて不斷の援助を竭し、又日滿兩國が不可分の緊密關係を持して、力を合せ、共存共榮の實を擧げんことを以て根本方針として來たのであつた。而して我が關東州及南滿鐵道附屬地の地域は、滿洲國と政治、經濟、文化あらゆる方面において密接な關係を持つのみならず、歴史的にも深い因縁が結ばれて居る所であるから、その地の施政は滿洲國ともつとも緊密な關係がある。従つて、この地方の施政諸機關と滿洲國駐在の帝國諸機關とが、互に能く相聯携して有機的に活動することは、我が對滿國策遂行の上に重大な意義をなすものである。

それで、曩には關東軍司令官、駐滿全權大使、關東長官が同一人を以て充てらるゝ制をとり、以て當時の必要に應じたのであつたが、爾後滿洲國の進歩著しく庶政の整頓と産業、經濟の發展に伴ひ、この制度に更に一步を進め各機關の組織にまで立ち入つて之を綜合的に調整し、その有機的聯關の機能を増大すると共に、政府中央部においても、對滿國策施行の據點となる機關を設けて、各廳對滿行政事務の統一保持を圖り、國策の綜合統一的實施を十分にする必要が痛感されるに至つた。そこで今夏以來各方面の關係者が議を練り思を凝して考究を遂げ、こゝに新機構の創設となつた次第である。その過程に於ては多少の経緯もあつたけれども、今こゝに目出度く新機構が輝しい使命の第一歩を踏み出すに際しては、私は關係當路者が悉く新鮮開豁の心意氣を以て協力一致し、以て對滿事務局及關東局の新しい機關が、その有機的に組織せられた機能を十分に發揮して、將來の我が對滿國策實施に一段の效

果を齎し、日滿兩國民の幸福と繁榮とに貢獻し、延いて東洋平和の確立に寄與せむ事を衷心望んでやまないものである。

尙新機構に依れば、新に在滿洲國大使館に關東局が設けられ、同局が關東州廳の監督其の他關東州に於ける政務の管理を行ふことになつた。而して關東局の一職員として關東州廳長官が置かれ、それは關東州廳の長として大使の指揮監督の下に、關東州内の行政事務を管理することゝなつたのである。即ち關東州に於ける政務管理の直接の責任は、滿洲國駐劄特命全權大使であり、關東州廳長官は其の下級行政機關として、大使の指揮監督の下に州内の行政事務を管理することになつたのである。而して之に對應する中央機關としては、新に内閣總理大臣の管理の下に對滿事務局を置き、之をして關東局に關する事務を掌らしむることになつたのである。對滿事務局の總裁は親任官で、それは内閣總理大臣の指揮監督を受け、局務を統理するものである。尙對滿事務局の創設以來、總裁は常に陸軍大臣の兼任となつてゐたやうであるが、併し當初に於ては官制上は別に兼任關係を必至としてゐるものではなく、従つて專任の總裁を置き得るやうになつてゐたのである（尤も其の後官制の改正あり、他の親任官が之を兼ねるの制となつた）。尙滿洲國駐劄特命全權大使は、内閣總理大臣の監督を受けて關東局の事務を統理するのであるが、唯涉外事項に關するものに付ては外務大臣の監督を受けることになつてゐる。従つて之に對應して外務省官制の改正が行はれ、外務大臣は「關東局ノ事務ニシテ涉外事項ニ關スルモノニ付、滿洲國駐劄特命全權大使ヲ指揮監督スルことになつた。かくして約半歳餘に亘りさしも紛糾を極めたる對滿行政機構に關する問題も、茲に漸く其の解決を告げた次第である。

(註一) 對滿事務局官制抜萃

(昭和九年勅令第三百四十七號)

第一條 對滿事務局ハ内閣總理大臣ノ管理ニ屬シ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 關東局ニ關スル事務
 - 二 各廳對滿行政事務ノ統一保持ニ關スル事務
 - 三 涉外事項ニ關スルモノヲ除クノ外滿洲ニ於ケル拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事務
 - 四 南滿洲鐵道株式會社及滿洲電信電話株式會社ノ業務ノ監督
- (中略)
- 第六條 總裁ハ内閣總理大臣ノ指導監督ヲ承ケ局務ヲ統理シ所部ノ職員ヲ指揮監督シ判任官ノ進退ヲ專行ス
總裁ハ第一條第三號ノ事務ニ付外務大臣ヲ經由シ領事官ヲ指揮監督ス

(註二) 改正拓務省官制拔萃
(昭和九年勅令第三百五十三號)

第四節 内外地行政一元化の爲にする

外地統治中央機構の全面的再編成

一 概 説

昭和十七年十一月一日、同年勅令第七百二十五號及第七百七號を以て、それ／＼内務省官制の改正(註一)及大東

- 第一條 拓務大臣ハ朝鮮總督府、臺灣總督府、樺太廳及南洋廳ニ關スル事務ヲ統理シ東洋拓殖株式會社ノ業務ヲ監督ス
拓務大臣ハ涉外事項ニ關スルモノヲ除クノ外移植民ニ關スル事務及滿洲以外ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事務ヲ管理ス
- 拓務大臣ハ前項ノ事務ニ付外務大臣ヲ經由シ領事官ヲ指揮監督ス

(註三) 外務省官制中改正拔萃
(昭和九年勅令第三百五十號)

第一條 第二項ヲ左ノ如ク改ム
外務大臣ハ關東局ノ事務ニシテ涉外事項ニ關スルモノニ付滿洲國駐劄特命全權大使ヲ指揮監督ス
(以下略)

亞省官制(註二)の制定が行はれた。之と同時に對滿事務局官制及拓務省官制は廢止されたのである。そして新に内務大臣は「朝鮮總督府、臺灣總督府及樺太廳ニ關スル事務ヲ統理ス」ることとなり、また一面新設の大東亞大臣は、「關東局及南洋廳ニ關スル事務ヲ統理ス」ることとなつた。蓋し内務大臣及大東亞大臣が、外地統治に關する責任大臣として、從來の拓務大臣及内閣總理大臣の地位に代つて登場して來たのである。乍併、今回の改正は、唯單に内務大臣と大東亞大臣とが内閣總理大臣と拓務大臣との地位に代つたといふだけのことではない。それはまた實に内外地一體化の理想に到達せんとする努力の現はれでもあるのである。即ち上記官制の改正と同時に、勅令第七百二十九號(註三)を以て、正に劃期的とも謂ふべき朝鮮總督及臺灣總督の監督等に關する勅令が公布されたのである。此の意味に於て今回の改正は寔に重大な意味を有するものである。

上來屢々述べ來りたるが如く、一國の中に於て内地及外地と謂ふが如き區別の存することは、決して好ましき現象ではない。出来るならばかゝる區別の撤廢されることが理想である。乍併、現實の問題としては、種々の事情に因つて一舉にかゝる理想的境地に達することが出来ないとするれば、暫くは漸を追ふて進むの外はない。唯外地と雖も固より事實上我國の構成分子であり、従つてそれが種々の點に於て内地との一體性を要求せられて來るのは正に當然である。即ち外地は其の特殊事情の故に、飽く迄其の特殊の立場を堅持せざるべからずとする面と、而も又それは帝國の一環として飽く迄内地と一體化せざるべからずとする面とが、常に交錯してゐる譯である。此の二つの謂はゞ相反する要求を、如何に調和するかと謂ふことが、外地統治機構の要諦である。乍併、其の究極の理想は内外地の區分撤廢に在り、即ち外地のレベルを内地のそれ迄引き上げることにあるのである。従つて外地が漸次内地化するゝ傾向にあることは、正に其の所である。唯其の終局の目的に於ては、何人も意見を異にするものはないのであるが、現實の段階が

果して如何なるものであるかといふことに付ては、往々其の認識を異にするものあることを免れ得ないのである。即ち端的に謂へば、中央政府當局は常に外地がより内地化すること——即ち内地行政に一貫性を有せしめることを要求し、之に對して外地當局は常に其の特殊の立場を堅持せんとするの態度を執るものと謂ふことが出来る。従つて從來此の兩者の立場には、かなり微妙なものがあつた。唯從來我國に於ける行政の進展は、其の必然の歸結としてあらゆる部面に於て内地行政の一貫性を要求して來た。即ちあらゆる行政が、其の内地或は外地といふが如き個々の障壁に立て籠ることなく、廣く日本の行政として運営されるに至つたのである。特に支那事變の勃發以來、所謂國家總力戰體制確立の急務とせられ來るや、愈々内地の一貫性が不可欠の要事となつて來た。更に支那事變が大東亞戰爭として進展し來るや、皇軍の嚮ふ所敵なく瞬く間に大東亞の諸地域を席捲して、我が外延は著しく擴大されて來た。かくして大東亞の建設は、世紀の使命として我國に課せられて來たのである。唯之が使命の達成は固より容易の業ではなく、正に一億一心、熱火の努力が要求せられて來たのである。かゝる秋、國內に於て尙内地或は外地といふが如き舊殼に立て籠つて、徒らに國政の圓滿なる運営を凝滞せしむるが如きことが萬一にもあつてはならないのである。勿論現段階に於ては、未だ外地の特殊事情は充分に之を認めなければならぬとしても、其の能ふ限り内地行政の一貫性を實際行政の上に實現しなければならぬことは多言を俟たないのである。然るに従來我が法制の立前は、どこ迄も内地行政を峻別することを以て其の本來の姿としてゐる。従つて何等か之に法制上匡正の手段を加へて、現下時局の要請に應ぜしむべしと謂ふことは、夙に朝野識者の間に唱へられてゐる所であつた。政府乃ち茲に見る所あり、大東亞建設を目標として大東亞省を設置すると共に、他面關係法制を整備して内地行政一元化に一進展を劃した次第である。

(註一) 内務省官制中改正沿革

(昭和十七年十一月一日勅令第七百二十五號)

第一條 左ノ一項ヲ加フ

内務大臣ハ朝鮮總督府、臺灣總督府及樺太ニ關スル事務ヲ統理ス

(中略)

第八條ノ二 管理局ニ於テハ朝鮮總督府、臺灣總督府及樺太ニ關スル事務ヲ掌ル

(以下略)

(註二) 大東亞省官制沿革

(昭和十七年勅令第七百七號)

第一條 大東亞大臣ハ大東亞地域(内地、朝鮮、臺灣樺太ヲ除ク以下同ジ)ニ關スル諸般ノ政務ノ施行(純外交ヲ除ク)同地域内諸外國ニ於ケル帝國商事ノ保護及同地域内諸外國在留帝國臣民ニ關スル事務並ニ同地域ニ係ル移植民、海外拓殖事業及對外交化事業ニ關スル事務ヲ管理ス

大東亞大臣ハ關東局及南洋廳ニ關スル事務ヲ統理ス
大東亞大臣ハ第一項ニ規定スル事務ニ付大東亞地域ニ駐在スル外交官及領事官ヲ指揮監督ス

第二條 大東亞省ニ左ノ四局ヲ置ク

總務局
滿洲事務局

第二章 外地統治に關する中央機關

支那事務局
南方事務局

(中略)

第四條 滿洲事務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 關東局ニ關スル事項
一 其ノ他關東州及滿洲國ニ關スル事項

(中略)

第六條 南方事務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 南洋廳ニ關スル事項
一 其ノ他南方諸地域ニ關スル事項

(以下略)

(註三) 昭和十七年勅令第七百二十九號(朝鮮總督及臺灣總督ノ監督等ニ關スル件)

沿革

第一條 内務大臣ハ朝鮮總督ニ對シ朝鮮總督府ニ關スル事務ノ統理上必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

内務大臣ハ臺灣總督ニ對シ臺灣總督府ニ關スル事務ノ統理ノ爲監督上必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第二條 内閣總理大臣及各省大臣ハ左ニ掲グル區分ニ從ヒ各當該事務ニ關シ朝鮮總督及臺灣總督ヲ監督ス

一 統計ニ關スル事務ニ付テハ内閣總理大臣
二 貨幣、銀行及關稅ニ關スル事務ニ付テハ大藏大臣

- 三 大學、高等學校、専門學校及實業専門學校並ニ此等ノ學校ニ準ズベキ各種學校ニ於ケル教育並ニ氣象ニ關スル事務ニ付テハ文部大臣
- 四 米麥其ノ他ノ主要食糧農産物及海洋漁業ニ關スル事務ニ付テハ農林大臣
- 五 重要鑛工業、貿易、度量衡及計量ニ關スル事務ニ付テハ商工大臣

- 六 郵便、電氣通信、海運（沿岸航路ヲ除ク）及航空ニ關スル事務ニ付テハ通信大臣
- 七 鐵道ニ關スル事務ニ付テハ鐵道大臣
- 外國爲替管理ニ關スル事務ニ付テハ大藏大臣及商工大臣
- 内閣總理大臣及各省大臣ハ朝鮮總督府及臺灣總督ニ對シ前項ノ事務ニ付監督上必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得
- （以下略）

二 朝鮮、臺灣及樺太に關する中央大臣

前にも述べたるが如く内務大臣は、「朝鮮總督府、臺灣總督府及樺太廳ニ關スル事務ヲ統理スルことになつた。乍併、之だけでは從來拓務大臣が此等外地の事務統理權を持つてゐたのと比較して、毫も差異がないのである。ところが今度は上記勅令第七百二十九號に依り、内務大臣は「朝鮮總督ニ對シ朝鮮總督府ニ關スル事務ノ統理上必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得」るに至つた。從來拓務大臣は朝鮮總督府の事務を統理する權限を有してゐたが、さて其の事務統理を實效あらしむべく朝鮮總督に對し何等かの方法——例へば指示を爲す等のことが出來るかといふに、それに付ては何等の規定も存せず、結局それは消極的に解せられざるを得なかつた。然るに今次の改正に於ては、勅令の明文を以て、指示を爲し得ることが規定せられたのである。非常な相違であると言はなければならぬ。唯官制の規定に依れば、内務大臣は朝鮮總督府に關する事務を統理する權限を有するも、朝鮮總督は何等内務大臣の監督を承けるものではないこと従前の通りである。従つて朝鮮總督は、内務大臣の指示の内容に、必ず従はなければならぬと謂ふ法

上の拘束を受けるものとは考へることが出來ない。乍併、苟も指示ある以上は必ず之を受け、且充分に考慮して之を實際施政の上に具現するやうに努めなければならぬのである。従つて此の意味に於ては、指示は重大な意味を有するものである。尙また從來朝鮮總督の上奏御裁可を仰ぐに付ては、官制上常に内閣總理大臣を経由することを要求せられてゐたけれども、其の拓務大臣を経由することに付ては從來何等官制の明文の要求する所ではなかつた。然るに今回は、朝鮮總督の上奏御裁可を仰ぐに付ては、常に「内務大臣ニ由リ内閣總理大臣ヲ經」ることを要求されてゐる。蓋し内務大臣の事務統理權をして實際的效果あらしむべきことを狙つたものであらう。尙又同じく前記勅令第七百二十九號に依り、内務大臣は「臺灣總督ニ對シ臺灣總督府ニ關スル事務ノ統理ノ爲監督上必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得」ることになつた。從來と雖も拓務大臣は、臺灣總督府に關する事務統理の權限を有すると共に、臺灣總督は拓務大臣の監督を承けて諸般の政務を統理するものとなつてゐた。即ち拓務大臣は臺灣總督に對しては、其の朝鮮總督に對する關係と異り、一般的行政監督の權限をも有してゐたのである。乍併、從來拓務大臣は此の監督權に基き、其の監督をして效果あらしむべく何等かの措置を講ずることが出來たかと謂ふに、之に付ては何等規定の存するものなく之また結局消極に解せられてゐたやうである。然るに今回の改正に依り、内務大臣は「臺灣總督ニ對シ臺灣總督府ニ關スル事務ノ統理ノ爲監督上必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得」るに至つた。而も此の指示は、前の朝鮮總督に對する指示と異り、監督權に基くところのものである。従つて此の指示に對しては、臺灣總督は必ず之に従はなければならぬ法上の拘束力を受くるものと解せざるを得ない。即ち此の指示はまことに重要な意義を有するものである。

尙右は何れも内務大臣の外地事務統理權に關する指示の問題であるが、上述勅令第七百二十九號は、此の外内外地行政一元化の爲めにする頗る重要な事柄を規定してゐる。それは内閣總理大臣及各省大臣が、各當該所掌事務に關

し、勅令の規定する範囲内に於て朝鮮總督及臺灣總督を監督すること、並に内閣總理大臣及各省大臣が其等の事務に付て監督上必要な指示を爲し得るに至つたことである。而して勅令の規定するところは

- 一 統計に關する事務に付ては内閣總理大臣
- 二 貨幣、銀行及關稅に關する事務に付ては大藏大臣
- 三 大學、高等學校、專門學校及實業專門學校並に此等の學校に準すべき各種學校に於ける教育並に氣象に關する事務に付ては文部大臣

四 米麥其の他の主要食糧農産物及海洋漁業に關する事務に付ては農林大臣

五 重要鑛工業、貿易、度量衡及計量に關する事務に付ては商工大臣

六 郵便、電氣通信、海運（沿岸航路を除く）及航空に關する事務に付ては逓信大臣

七 鐵道に關する事務に付ては鐵道大臣

八 外國爲替管理に關する事務に付ては大藏大臣及商工大臣

となつてゐる。右列記の諸事項は時局下何れも内外地の一元的運營を要求されてゐる所のものである。即ち其等の事項は其の本來の性質上内地或は外地と謂ふが如き狭小なる埒内に踞踏することを許されざるものなのである。従つて若し何等他の要請がなかつたならば、其等の事項は、寧ろ之を内地各大臣の直接管理下に移すことが望ましいのである。乍併、現在の段階に於ては、外地綜合行政の制度は依然として之を存續せしめざるを得ない客觀的の事情が存在する。従つて上記の諸事項に付ても、其の直接運營の任に當る者は、矢張り朝鮮總督であり臺灣總督であらねばならぬ。唯朝鮮總督なり臺灣總督なりが、直接其の政務を施行する上に於て、各其の所管に係る當該外地の要求のみに拘

泥することなく、其の運營を廣く内外地を通じて一貫性あるものたらしむべく、之を内地各大臣の監督下に置かんとするものである。従つて其等の事項に付て、内地の各大臣が監督上必要な指示を爲したる場合に於ては、朝鮮總督及臺灣總督は必ず之に従はなければならないのである。かくして始めて内外地行政に其の一貫性を期待し得るのである。かくの如く内地各大臣にそれ／＼外地總督に對する個別的行政監督の權限を與へることは、今日の時局に於ては寔に必要缺く可からざる事柄であると謂へる。乍併、制度としては寔に劃期的なものである。何となれば從來朝鮮總督は、其の政務施行の上に付ては何人の監督をも承けず、従つて其の地位は天皇に直隸する最高の行政官廳と考へられてゐた。然るに今回の改正に依り、朝鮮總督は各大臣の個別的行政監督を承くることとなり、恰も其等各大臣の下級官廳の如き地位を有するに至つたのである。尤も、さればとて朝鮮總督は、其等各大臣の下級官廳となつたのではない。新制度の下に於ても、朝鮮總督は何人からも其の一般的行政監督を承けてゐるものではない。内務大臣と雖もそれは唯自己の職權として朝鮮總督府の事務を統理するのみであつて、何等朝鮮總督に對する一般的行政監督の權限を有するものではない。従つて朝鮮總督は其の本來の身分としては、依然として天皇に直隸する最高の行政官廳である。乍併、何れにしても從來何人の行政監督をも承けなかつた朝鮮總督が、假令個々の行爲に關するものとは謂へ、前記諸大臣の監督を承くるに至つたことは、寔に特筆すべき事柄と謂はなければならない。之に反して臺灣總督は、從來と雖も拓務大臣の一般的行政監督を承けてゐた。尙また各省大臣の個別的行政監督に付ても從來から特別の規定があつた。即ち明治三十年勅令第九號は「臺灣ニ於ケル貨幣、銀行、擔保附社債信託、關稅及粗製樟腦油專賣ニ關スル事務ハ大藏大臣ノ管理ニ屬セシム」と規定し、尙其等の事務に付ては臺灣總督は「大藏大臣ノ監督ヲ承クルモノトス」る旨を規定してゐる。尙また明治二十九年勅令第八十六號は「臺灣ニ於ケル郵便及電信ニ關スル事務ハ逓信

大臣ノ監督ニ屬セシムル旨の規定がある。即ち従來に於ても臺灣總督は、拓務大臣より一般的行政監督を、大藏大臣及逓信大臣より個別的行政監督を承けてゐたのである。乍併、今回の改正に依り、臺灣總督が各大臣から個別的行政監督を承くる範圍は著しく増大した。而も従來と異り、各大臣は其の監督權に基き、臺灣總督に對して必要な指示を爲し得るに至つた。また相當重大なる變化と謂はなければならぬ。尙右内地各大臣に個別的行政監督の權限を認められたるに對應して、それ〴〵朝鮮總督府官制及臺灣總督府官制にも所要の改正が行はれた。即ち朝鮮總督府第三條及臺灣總督府第三條には、それ〴〵「總督ハ別ニ定ムル所ニ依リ内閣總理大臣及各省大臣ノ監督ヲ承ク」なる一項が挿入されたのである。

尙以上は各官制の規定に基く内地各大臣の事務統理權乃至監督權の説明であるが、事柄に依つては内地各大臣の行政權限が直接朝鮮及臺灣にまで伸びてゐるものがある。而して其の直接權限の伸びてゐる原因は二つある。即ち一は法規の力に依るものであり、他は其の事柄の性質上當然とされるものである。法規の力に依りて伸びてゐるものとしては、例へば朝鮮銀行法及臺灣銀行法等に依るものを擧げることが出来る。大藏大臣は朝鮮銀行法に依り、朝鮮に於ける同行の活動に對し、種々の行政行為を爲すことを得る。また臺灣銀行に對しても大藏大臣は其の主務大臣として朝鮮銀行に對すると略々同様の各種行政行為を爲すことが出来る。其の他此の如き事例は必ずしも其の數に乏しくない。次に其の事柄の性質上當然と解せらるゝものには、軍事・曆時等を擧げることが出来る。此等の事項は、其の事柄の性質上全國統一的に運營されることを要し、従つて朝鮮及臺灣に對しても、主務大臣の權限が當然に伸びてゐるものである。

尙樺太に付ては、曩に昭和十七年九月一日の政府發表に於て、「樺太は之を内地行政に編入すること」が明かにせら

れた。従つて樺太は早晚内地に編入せられることになるであらう。由來樺太は、其の司法機構に關する限りに於ては早くから裁判所構成法を施行し、札幌控訴院の管轄の下に豊原地方裁判所を置き、全く内地司法機構の一環となつてゐる。行政の分野に於ても、實際問題として内地各大臣の權限の浸透せるもの頗る多く、凡ゆる點に於て最も内地化されたる外地である。尙其の住民の點に付て之を見るも、それは殆ど内地移住者であつて、所謂新附の民と目されるもの數は殆ど謂ふに足らない。従つて樺太の内地行政編入は、從來殆ど時期の問題と見られてゐた。而して今回内外地行政一元化の方針に基き、愈々樺太の内地行政編入が正式に極つた譯である。唯樺太に關し今次公布された官制等を見るに、それは依然として外地たるの立場を保有せしめてゐる。之は恐らく、樺太の内地編入に付ても、之に必要なる法制上の措置其の他に關し相當の準備を必要とすべく、従つて之を此の際一舉に解決することは困難なる事情あるに因るものであらう。即ち今回樺太に對して採られた措置は、謂はゞ暫行的措置とも見らるべきものであつて、それは必ずや近い將來に根本的改編が行はれ、結局樺太は將來恰も現在の北海道の如き地位に立つこととなるであらう。

それはともかくとして、今回樺太に關する改正措置を見るに、それは先づ第一として、内務大臣が從來の拓務大臣の後を襲つたことである。即ち従來は拓務大臣が「樺太廳ニ關スル事務ヲ統理」してゐたのが、新しくは内務大臣が其の統理權を有するに至つた。而して之に對應し、從來樺太長官は「拓務大臣ノ指揮監督ヲ承ケ法律命令ヲ執行シ部内ノ行政事務ヲ管理」してゐたのが、新しくは内務大臣の指揮監督を承けることとなつた。即ち内務大臣が全面的行政監督の權限を有するに至つたのである。第二に、從來各省大臣は樺太廳官制の規定する所に依り、樺太廳長官に對し個別的行政監督の權限を有してゐた。乍併、それは唯「監督」權のみを規定し、「指揮」權に付ては何等規定する所

がなかつた。それを今回は「郵便及電氣通信ニ關スル事務ニ付テハ逓信大臣、貨幣銀行及關稅ニ關スル事務ニ付テハ大藏大臣、度量衡及計量ニ關スル事務ニ付テハ商工大臣ノ指揮監督ヲ承ク」ることとなつた。蓋し内外地行政一元化の趣旨を徹底せしめんとするものであらう。尙樺太に於ても、其の事柄の性質上當然に内地各大臣の行政権限が伸びてゐるものゝあることは曩に朝鮮及臺灣に付て述べた所と同様である。

乍併、之を要するに樺太に關する限りに於ては、前にも述べたるが如く、今回の改正は全くの暫行的措置に過ぎない。従つて之に關しては遠からず根本的措置が行はるべく、其の時は最早樺太は外地としては存在しなくなるのである。

(附記)本書脱稿の後、昭和十八年一月廿日閣議に於て、樺太の内地編入に關する措置要綱が左の如く決定され其の旨情報局より發表があつた。

要綱

方針 樺太の内地編入に當りては行政財政の完全なる内地化を目的とし、之が實現の促進を圖るべきは勿論なりと雖も、樺太の地理的特性、開發の現狀並に統治の沿革等の諸事情に鑑み、特種の必要ある事項を除き、樺太廳長官をして各主務大臣の指揮監督下に可成廣汎、かつ総合的に行政の實施に當らしむるを適當とす

なほ法制、財政に付ては、諸般の調査準備整ふに應じ、漸次内地行政への編入を行ふ等その措置に遺憾なきを期するも

のとす

右方針に基く具體的措置の大綱左の如し

措置

- 一 樺太廳長官は内務大臣の指揮監督を承け、各省の主務に於ては各省大臣の指揮監督を承け法律命令を執行し、樺太の拓地植民の事務及び部内の行政事務を管理するものとす
- なほ樺太の地理的事情等に鑑み樺太廳長官に道府縣長官より更に廣汎なる行政権限を保有せしむること
- 二 陸運、通信(郵便爲替、郵便貯金、簡易生命保險及び郵便年金を含む)海運、航空及び氣象に關する事務は、昭和十八年度より夫々鐵道省、逓信省又は文部省に移管し、各

省直轄官廳を設置して之に當らしむること

三 前項以外の一般行政事務(例へば拓殖、森林、鑛山、稅務等)は各主務大臣の指揮監督下に樺太廳長官をして之が綜合實施に當らしむること

森林行政に付ては拓殖行政との密接なる關聯に鑑み、之が運督上農林、内務兩省間に緊密なる連繫を保持するものとす

(中略)

六 右各項實施の爲必要な法律勅令の制定、官制の改正等の措置を講ずること

(以下略)

右要綱に基き、其の後樺太廳官制その他に所要の改正手續が行はれ、昭和十八年四月一日より施行せらるゝことになつた。即ち陸運、通信、海運、航空及び氣象に關する事務に付ては、それ〴〵鐵道省、逓信省及び文部省が各其の直轄官廳を設置して其の管理に當り、従つて此等に付ては樺太廳長官は全然其の権限を有せざるに至つた。而して爾餘の一般行政

事務に付ては、樺太廳長官は各主務大臣の指揮監督を承け之が綜合行政の任に當ることになつたのである。其の部内の行政事務にして各省直轄官廳の権限に移さるゝものが比較的少く、従つて樺太廳長官の手に比較的廣汎な綜合行政の権限が残されてゐる點に於ては、道府縣長官より優位の地位に在りといふことが出来る。乍併、結局それは量的の差異に過ぎないものであつて、質的の差異ではない。樺太廳長官も亦道府縣長官と同じく、各主務大臣の指揮監督の下に部内の行政事務を行ふ普通地方行政官廳となつたものである。此の意味に於ては從來樺太廳長官が、外地事務統理大臣の監督の下に、原則として高次の而も廣汎なる綜合行政権を保有してゐたのとは、全く其の性質を異にするものである。即ちかくして樺太は、其の行政機構の點に於て、先づ完全なる内地化に其の一步を踏み出したのである。かくして樺太廳長官は内閣總理大臣及各省大臣共通の普通地方行政官廳と謂ふことになつた譯である。

尙上に述べたる所に依りて明かなるが如く、内閣總理大臣及各省大臣は、各其の主務に關し勅令の範圍内に於て、朝鮮總督及臺灣總督を監督し、且之に對して指示を爲し得るに至つた。また各省大臣は勅令の範圍内に於て、樺太廳長官に對し指揮監督の権限を有するに至つた。然りとすれば運用の如何に依つては、或ひは内閣總理大臣及各省大臣の監督權に基く指示又は指揮が個々バラバラに作用し、現地に於て綜合行政の任に當るものをして其の適從する所に

苦しましめるやうな結果にならぬとも限らない。即ち内閣總理大臣及各省大臣の朝鮮總督、臺灣總督及樺太廳長官に對する監督權の行使は相互に矛盾するが如きものであつてはならず、必ず其の間に統一性のあるものでなければならぬ。そこで各廳間に此の間の連絡統一を保持するが爲、内務省に連絡委員會を置くこととなつたのである。内務省連絡委員會は、同官制(註)の定むる所に依り、「朝鮮、臺灣及樺太ニ關スル重要事項ニ付關係各廳間ニ於ケル事務連絡處理」を爲すことを以て其の使命としてゐる。會長は内務次官を以て之に充て、委員は關係各廳高等官が之に當つてゐる。尙朝鮮總督、臺灣總督又は樺太廳長官は、必要に應じて所部の官吏をして會議に出席せしめ、其の意見を述べしめ得ることになつてゐる。まことに周到なる配慮と謂はなければならぬ。

(註) 内務省連絡委員會設置制拔萃

(昭和十七年勅令第七百二十六號)

- 第一條 朝鮮、臺灣及樺太ニ關スル重要事項ニ付關係各廳間ニ於ケル事務連絡處理ノ爲内務省ニ連絡委員會ヲ置ク
- 第二條 連絡委員會ハ委員長及委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス
委員長ハ内務次官ヲ以テ之ニ充テ委員ハ内務大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

- 第三條 連絡委員會ニ幹事ヲ置ク内務大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス
- 第四條 朝鮮總督、臺灣總督又は樺太廳長官必要アリト認ムルトキハ所部ノ官吏ヲシテ會議ニ出席シ意見ヲ述ベシムルコトヲ得
- 前項ノ官吏ハ之ヲ參與委員ト稱ス

(以下略)

之を要するに今次外地官制の改正に依り朝鮮、臺灣及樺太の三者に付ては、能ふ限り之を内地化せしめんとするの意圖あることが看取される。蓋し右三者の現在我が國に於て占むる地位に鑑み、それは全く妥當なものと謂はなければならぬ。此の點、後述の關東州及南洋群島とは全く其の性質を異にするものがある。關東州及南洋群島は、租借

地又は委任統治地域であつて、本來我が領土ではない。乍併、此の法上の立場の相違は暫く之を措くとするも、それは尙其の占むる地位其他の點よりして、所謂大東亞諸地域の一端として、即ち關東州は滿洲國との關聯に於て、南洋群島は南方諸地域との關聯に於て、其の總ての施策を進めることを必要とする。即ち現在に於ては關東州及南洋群島こそ、寧ろ眞の意味に於ける外地と目せらるべきものである。之に對して朝鮮、臺灣及樺太は、其の内地との一體性の目標の下に總ての施策が進められて行くことにならなければならないのである。即ち同じく外地と稱するも、内務大臣の事務統理權を有する朝鮮、臺灣及樺太と、大東亞大臣の事務統理權を有する關東州及南洋群島とは、其の本質を異にするものがあると謂ふことが出来るのである。私は今回行はれた外地統治に關する中央政府機構の再編は、此の意味に於て理解すべきものであると信ずる。

三 關東州及南洋群島に關する中央大臣

今般大東亞省官制の公布に依り、大東亞大臣は關東局及南洋廳に關する事務を統理することになつた(大東亞省官制第一條第二項)。即ち大東亞大臣は、從來關東局に於ける内閣總理大臣及南洋廳に於ける拓務大臣の地位に代つて登場して來た譯である。尙之と對應して關東局官制及南洋廳官制にも所要の改正が施された。即ち關東局官制は新に「滿洲國駐劄特命全權大使ハ大東亞大臣ノ監督ヲ承ケ關東局ノ事務ヲ統理ス」と改められた。尙從來大使は内閣總理大臣の監督を承けると共に、其の涉外事項に關するものに付ては、外務大臣の監督を承けてゐた。乍併、今度は大東亞大臣が大東亞地域に關する諸般の政務の施行を擔當するやうになつた關係上、大使は其の涉外事項に關するものに付ても同じく大東亞大臣の監督を承くることになつたのである。尙また南洋廳官制は、新しく「長官ハ大東亞大臣ノ

指揮監督ヲ承ケ部内ノ政務ヲ管理ス」と謂ふことに改められた。而して官制の定むる所に依り其の各省大臣より個別の行政監督を承くる點に付ては全く従來と同様である。即ち郵便及電信に關する事務に付ては逓信大臣、貨幣銀行及關稅に關する事務に付ては大藏大臣、度量衡及計量に關する事務に付ては商工大臣の監督を承けるのである。尤も關東州及南洋群島に關しても、其の事柄の性質上當然に内地各大臣の行政權限の伸びてゐるものゝあることは、他の外地に於て説明した所と同様である。

右に依つても明なるが如く、關東州及南洋群島に關する限りに於ては、毫も内外地行政一元化の特別の施策が施されて居らぬことが注目される。それは唯主管大臣たる内閣總理大臣及拓務大臣の地位が、大東亞大臣に移つた迄のことである。即ち關東州及南洋群島は、前にも述べたるが如く、之を眞の意味に於ける外地として、其の立場に於て大東亞建設に寄與せしめんことを期してゐるものと考へられる。さてこそ此等二地域が大東亞建設の重大使命を擔へる大東亞省の所管となつた意味を解することが出来るのである。惟ふに關東州は其の占むる地位よりして、恰も滿洲國の門戸を形成し、それは寧ろ滿洲國との關聯に於て總ての施策の考究さるべきこと、寔に上述の通りである。即ち新設の大東亞省官制を見るに、關東州に關する事務の所管は滿洲國に關する事項を所掌する滿洲事務局の所管となつてゐる、正に其の所と謂はなければならぬ。また南洋群島は其の占むる地位よりして、それは南方諸地域との關聯に於て總ての施策の施さるべきこと、之また論なきところである。而して之また大東亞省に於て、南方諸地域に關する事項を所掌する南方事務局の所掌に屬すること、正に其の所と謂はなければならぬ。

之を要するに、内地、朝鮮、臺灣及樺太は之を我が内包とし、此等の地域を除く大東亞地域——關東州及南洋群島をも含めて——を我が外延として、今後我が大東亞建設の經綸が盛に行はれるものと考へられる。今回大東亞省の設

置を契機として、外地統治に關する中央機構の全面的再編成の行はれたる所以のものも、また正に此の理由に在りと考へらる。

第三章 外地の行政機構

第一節 外地行政機構の特異性

現行法制上、外地の行政機構は、内地のそれに比して種々の特異性を有する。中に就きて其の最も著しきものは、第一に外地行政長官の地位権限の優位性である。

外地行政長官の地位権限の優位性の第一點は、前にも述べたるが如く、それが中央政府に對して著しく獨立的なる點に現れてゐる。即ち内地に於ては行政各部が各省に分配せられ、各省大臣が天皇の下に於ける最高の行政官廳として、其の分擔する一部の事務を主管するものである。而して其の各省大臣の権限は、原則として直接には外地には及ばない。而して軍事外交等特に全國を通じて其の統一を要するものを除くの外、外地に於ては全般の行政が其の地の長官に委任せられてゐるのである。従つて外地行政長官は陸海軍外務等の各省を除き、其の他の各省大臣の全體に相當する権限を綜合して保有してゐる譯である。

外地行政長官の優位性の第二點は、それが各其の地域に於て有する權力の頗る集中的なる點である。即ち前にも述べたるが如く外地行政長官は、其の行政の分野に於ては、各其の地域に於て、原則として包括的に其の権限を委任せられてゐる。即ち内地に於ては行政各部が各省に分配せられ、各省大臣は其の分擔する一部の事務のみを主管するに過ぎないのであるが、外地に於ては専ら長官に總ての権限が集中してゐるのである。即ち之を内地に比すれば、謂は

各省大臣の地位を一身に兼ね具へてゐる恰好である。尙又外地に於ては、前にも述べたるが如く、三權分立の原理が十分には働いてゐない。即ち行政長官に或る程度の立法權をも委任されてゐる關係上、其の限度に於ては立法權も行政權に合一せられてゐる譯である。従つて尙また行政權の關與を受くることなきを以て其の本旨とする司法權も、行政權が立法權を兼ねる限度に於ては、結局行政權の或る種の制肘を受けざるを得ない立場に在るものと謂ふことが出来るであらう。之を要するに外地に於ては、あらゆる意味に於て行政權が著しく優位の地位を占めてゐるといふことが謂へるのである。

惟ふに外地行政長官に所謂綜合行政權を認め、其の地位及権限を著しく強大なるものたらしめてゐる所以のものは一に外地行政其のものゝ本質的要請に基づくものである。即ち外地は著しく遠隔の地に在りて母國とは別箇の社會生活圏を構成し、之を内地と同一態様の行政の下に立たしむるといふことは、其の當を得ざるもの夥しきものがある。従つて各省大臣の権限は原則として内地にのみ行はれるものとし、外地に付ては別個の行政の行はるゝことを必要とするのである。尙又外地住民の多くは所謂新附の民に屬するものであり、之が統治に付ては其の人心の完全なる把握を絶對必要とする。而して外地行政長官が其の住民の人心を完全に把握するには、之が地位権限を強固なるものたらしめることが絶對必要である。これ外地行政長官に廣汎なる行政權限の委任せられてゐる所以である。唯外地と雖も我國の統治權が絶對排他的に行はるゝ地域であり、従つてそれが全く母國と遊離したる存在となることの許されざることは謂ふ迄もない。従つて中央政府に外地統治に關する主務大臣が存在して、外地の事務を統理して行くといふ立前を執つてゐるのである。乍併、其の主務大臣はどこ迄も外地行政官廳の事務を統理し又は外地行政長官に對する監督權を有するのみであつて、自ら外地行政の實踐に乘出す底のものではない。其の實踐の権限は一に外地行政長官に

委任されてゐるのである。即ち外地行政長官は中央政府に對して著しく獨立的であると共に、其の外地統治に關する限り著しく集權的であると謂へる。即ち極めて比喩的な表現を用ふるならば、外地行政長官の地位は中央政府に對して著しく遠心的であると謂へる。唯前にも述べた如く、外地も亦我が統治權の排他的に行使さるゝ地域である以上、其の行政が當該外地のみの要請に基くもの——換言すれば内外地を通ずる所謂行政の一元的運営に反するもの——であつてはならない。即ち此の意味に於ては中央政府は外地に對して求心的なることを要求する。乍併外地行政長官の地位が強くなればなるほど、其の中央政府との關係に於ては遠心力の強く働くことになるのは自然の數である。即ち外地統治の特殊性を満足せしめんが爲めには、外地行政長官の地位權限を増大することが絶對必要である。而も外地も亦帝國の一部であり、従つて内外地行政の一元的運営を圖らなければならぬと謂ふ立場よりすれば、中央政府が外地に對して求心的なることを求むることも亦當然である。即ち外地の行政は、常に此の遠心力と求心力との適當なる調和の中にあることを必要とするのである。惟ふに此の遠心力的要求と求心力的要求とは、其の何れの側にとつて見ても何れも尤もなる要求である。要は其の調和如何が問題なのである。乍併、實際行政の上では、從來兩者の調和が必ずしも常に圓滿なるを得ず、ともすれば醜い睡み合ひにも似たものがまゝ見かけられたこともあるやうである。固よりそれは何れも國家を念ふの一念より發するものであることは間違のない所である。乍併、其の爲め亦我國の行政が、如何に不利不便を享けることの多かつたかも知し思ひ半に過ぎるものがある。外地制度の存続は、現段階に於ては諸般の情勢上未だ不可避のものである。然りとすれば外地行政の局に當るものは、其の内外を問はず克く思ひを此に潜め、正に大君歸一の心を以て、虚心坦懐之が圓滿なる運営を圖らなければならないのである。

尙外地に於て外地行政長官が綜合行政權を有ち、各省大臣の行政權限が直接には之に及ばないといふことも、それは絶對的のものではない。例へば軍事・外交等一國の行政事務として其の本質上當然に一元的運営の要請さるゝものに於ては、當然主務大臣の權限が外地にも及んでゐるのである。従つて其等の事項に於ては、外地行政長官は其の權限を有せざること勿論である。

外地行政機構の特異性の第二は、地方團體の自治的權能が著しく狭弱なることである。蓋し外地は内地に比して、近代的自治政治に馴れること遅く、従つて地方自治制度の採用に於ても勢ひ漸進主義を取らざるを得ない事情に在るからである。即ち先づ第一に自主的組織權能に於て頗る薄弱なるものがある。即ち地方團體にして議決機關を有せざるものも少なく、其の議決機關を有するものと雖も其の議員の全部を公選に依らしめてゐるのは寔に寥々たるものである。尙議決機關を有せざる團體にあつては、理事機關の諮問機關が置かれてゐるが、之また公選に依るものは極く稀であつて、多くは官吏、待遇官吏、又は官の任命に係る吏員が之に當つてゐる。尙議決機關を有する團體ではそれが團體の意思を決定し、理事機關が之を執行するのであるが、多くの團體に於ては議決機關に發案權が與へられてゐない。尙議決機關のない團體では、理事機關が諮問機關に諮問して團體の意思を決定することになつてゐる。何れにしても自治的權能が頗る稀薄である。第二に、議決機關等の選舉に於ても、未だ普通選舉制度の採用せられてゐるものが少く、納稅制限選舉制度を取るものが多い。第三に地方團體に對する官の監督が内地のそれに比して頗る嚴重である。之を要するに外地の地方團體の自治權能は、あらゆる點に於て内地のそれに比し頗る薄弱なることが看取されるのである。

第二節 朝鮮の行政機構

第一款 朝鮮に於ける中央行政機構の變遷

一 統監府時代

明治三十八年十一月十七日、即ち韓國が未だ獨立の一國であつた時代に、帝國政府と韓國政府との間に一種の保護協約が締結された。それに依つて我國の統監府が京城に置かれ（註一）、該協約に依る諸般の事務が遂行されることになつた。尤も其の當初に於ては、統監府の職務は從來の帝國公使館をして執行せしめられたのであるが、其の後間もなく統監府及理事廳官制（註二）が公布され、統監の地位權限がはつきりと定められた。即ち統監は親任官であり、それは天皇に直隸し、外交に關しては外務大臣に由り内閣總理大臣を經、其の他の事務に關しては内閣總理大臣を經て上奏を爲し及制可を受けるものである（官制第二條）。統監は韓國に於て帝國政府を代表し、帝國駐劄外國代表者を經由するものを除くの外、韓國に於ける外國領事官及外國人に關する事項を統轄し、併せて韓國の施政事務にして外國人に關係あるものを監督する。統監はまた條約に基き韓國に於て帝國官憲及公署の施行すべき諸般の政務を監督し其の他從來帝國官憲に屬した一切の監督事務を施行する（官制第三條）。統監は韓國の安寧秩序を保持する爲め、必要と認むるときは韓國守備軍の司令官に對し、兵力の使用を命ずることが出来る（官制第四條）。韓國の施政事務にして條約に基き義務の履行の爲め必要なものは、統監に於て韓國政府に移牒して其の執行を求め、併せて、事急施を要する場合に於ては、直ちに韓國當該地方官憲に移牒して之を執行せしめ、後之を韓國政府に通報する（官制第五條）。統監は帝國官吏其の他の者にして韓國政府の備聘に係るものを監督する（官制第六條）。統監は禁錮一年以下又は罰金

二百圓以内の罰則を附した統監府令を發し得る（官制第七條）。統監は所轄官廳の命令又は處分にして條約若くは法令に違ひ、公益を害し又は權限を犯すものありと認むるときは、其の命令又は處分を停止し又は之を取消することが出来る（官制第八條）。統監は所部の官吏を統轄し、奏任官の進退は内閣總理大臣を經て之を上奏し、判任官以下の進退は之を專行する。また統監は内閣總理大臣を經て所部官吏の敘位敘勳を上奏する（官制第八條及第九條）。まことに絶大な權限を附與されたものである。尙統監を輔ける爲め、其の補助機關としては、總務長官を初めとして農商工務總長警務總長其の他の職員を置かれた。尙統監には陸海軍武官各一名が附せられた。それは陸海軍少將又は佐官を以て補せられ、統監の命を受けて事務に服するものである。

統監府設置の後數年、即ち明治四十三年六月に至り、帝國政府は韓國政府より警察權の委任を受けた。蓋し當時韓國に於ける國內情勢上、治安の維持は最も重要な事項であつた。従つて之が全面的委譲を受けた我國としては、其の圓滿なる遂行に付て大に腐心する所あり、特に其の衝に當るべき警察機構の問題を如何にすべきやは當局の最も慎重に考慮した所であつた。而して此の際採られた管内警察機構としては、統監府の外局的機構として統監府警察官署（註三）を置くことであつた。統監府警察官署は警察總監部、警察部及警察署の三者より成り、統監府及理事廳に特立したものである。而して警務總監部は京城に置かれ、韓國に於ける警察事務を總理し、兼ねて皇官及京城の警察事務を掌り、警務部は各道に置かれ、道内の警察事務及管内警察署を監督し、警察署は必要の地に置かれて、各其の管内の警察事務を掌るものとされた。而して警務總長は韓國駐劄憲兵の長たる陸軍將官を以て之に充てられ、それは警務總監部の長となり、統監の命を承けて部務を總理し警察官署の職員を指揮監督する。また警務部長は各道憲兵の長たる憲兵佐官を以て之に充てられ、警務總長の命を承けて部務を掌理し、部下の職員及管内警察署の職員を指揮監督

する。尙警務總長は京城に、警務部長は其の管内に効力を有する命令を各々其の職權又は委任に依り發することを得る。尙また警察署長は警視又は警部を以て之に充てられ、上官の命を承けて署務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。尙警察署を置かざる地方の警察事務は、憲兵分隊・同分遣所が警察官署として之を取扱ふことに定められた。かくして憲兵分隊長・同分遣所長たる憲兵將校・准士官・下士官は勿論、其の他の憲兵將校・准士官・下士官に對しても、必要に應じて警視又は警部を兼任せしめた。従つて憲兵隊司令官及憲兵隊長は、統監府警察官として一般警察官を指揮すると共に、他の憲兵も亦普通警察事務をも掌ることとなり、軍事警察の點を除いては普通警察官と憲兵とは全く其の任務を同じうし、命令亦一途に出たのである。

かくして、統監府官制の制定後初代の統監には、維新以來の功臣として當時聲望他に比類なき樞密院議長伊藤博文が之に任ぜられた。統監は前にも述べたるが如く官制上天皇に直隸し、萬般の權限を一身に蒐めた頗る強大なる地位權限を有するものである。而も其の官制の精神を生かすに當代の傑物伊藤博文を以てした。即ち制度は其の人材を得て愈々其の妙用を發揮し、人材はまた其の制度の妙に依つて愈々其の天稟の才を縦横に振ふことが出來た。まことに制度の妙と人材の之に吻合したること、また此の如きはない。かくして將來朝鮮經營の素地は、此の統監府時代に於て全く成つたのである。

(註一) 明治三十八年勅令第二百四十號(韓國ニ)

統監府及理事廳ヲ置クノ件

明治三十八年十一月十七日帝國政府ト韓國政府トノ間ニ締結シタル協約第三條ニ基キ統監府ヲ京城ニ、理事廳ヲ京城、仁

川、釜山、元山、鎮南浦、木浦、馬山其ノ他須要ノ地ニ置キ該協約ニ依ル諸般ノ事務ヲ掌ラシム

附 則

本令ニ依ル統監府ノ職務ハ從來ノ帝國公使館、理事廳ノ職務ハ從來ノ帝國領事館ヲシテ當分ノ内之ヲ執行セシム

(註二) 統監府及理事廳官制拔萃

(明治三十八年勅令第二百六十七號)

第一條 韓國京城ニ統監府ヲ置ク

第二條 統監府ニ統監ヲ置ク

統監ハ親任トス

統監ハ天皇ニ直隸シ外交ニ關シテハ外務大臣ニ由リ内閣總理大臣ヲ經其ノ他ノ事務ニ關シテハ内閣總理大臣ヲ經テ上奏ヲ爲シ及制可ヲ受ク

第三條 統監ハ韓國ニ於テ帝國政府ヲ代表シ帝國駐劄外國代表者ヲ經由スルモノヲ除クノ外韓國ニ於ケル外國領事館及外國人ニ關スル事務ヲ統轄シ併セテ韓國ノ施政事務ニシテ外國人ニ關係アルモノヲ監督ス

統監ハ條約ニ基キ韓國ニ於テ帝國官憲及公署ノ施行スヘキ諸般ノ政務ヲ監督シ其ノ他從來帝國官憲ニ屬シタル一切ノ監督事務ヲ施行ス

第四條 統監ハ韓國ノ安寧秩序ヲ保持スル爲必要ト認ムルトキハ韓國守備軍ノ司令官ニ對シ兵力ノ使用ヲ命スルコトヲ得

第五條 韓國ノ施政事務ニシテ條約ニ基ク義務ノ履行ノ爲必要ナルモノハ統監ニ於テ韓國政府ニ移讓シテ其ノ執行ヲ求ムヘシ但シ急施ヲ要スル場合ニ於テハ直ニ韓國當該地方官

第三章 外地の行政機構

憲ニ移讓シ之ヲ執行セシメ後之ヲ韓國政府ニ通報スヘシ

第六條 統監ハ帝國官吏其ノ他ノ者ニシテ韓國政府ノ僱用ニ係ルモノヲ監督ス

第七條 統監ハ統監府令ヲ發シ之ニ禁錮一年以下又ハ罰金二百圓以内ノ罰則ヲ附スルコトヲ得

第八條 統監ハ所轄官廳ノ命令又ハ處分ニシテ條約若ハ法令ニ違ヒ、公益ヲ害シ又ハ權限ヲ犯スモノアリト認ムルトキハ其ノ命令又ハ處分ヲ停止シ又ハ取消スコトヲ得

第九條 統監ハ所部ノ官吏ヲ統督シ委任官ノ進退ハ内閣總理大臣ヲ經テ之ヲ上奏シ判任官以下ノ進退ハ之ヲ專行ス

第十條 統監ハ内閣總理大臣ヲ經テ所部官吏ノ敘位敘勳ヲ上奏ス

(中略)

第二十二條 韓國内須要ノ地ニ理事廳ヲ置ク

理事廳ノ位置及管轄區域ハ統監之ヲ定ム

(中略)

第二十四條 理事官ハ統監ノ指揮監督ヲ承ケ從來韓國在勤領事ニ屬シタル事務並條約及法令ニ基キ理事官ノ執行スヘキ事務ヲ管掌ス

第二十五條 理事官ハ安寧秩序ヲ保持スル爲緊急ノ必要アリト認ムル場合ニ於テ統監ノ命ヲ請フノ違ナキトキハ當該地方駐在帝國軍隊ノ司令官ニ移讓ヲシテ出兵ヲ請フコトヲ得

第二十六條 理事官ハ韓國ノ施政事務ニシテ條約ニ基ク義務ノ履行ノ爲必要アルモノニ付緊急ヲ要シ統監ノ命ヲ請フノ違ナシト認ムルトキハ直ニ韓國當該地方官憲ニ移讓シ之ヲ執行セシメ後之ヲ統監ニ報告スヘシ

第二十七條 理事官ハ理事廳令ヲ發シ之ニ罰金十圓以内、拘留又ハ科料ノ罰則ヲ附スルコトヲ得

(以下略)

(註三) 統監府警察官署官制抜萃

(明治四十三年勅令第二百九十六號)

第一條 統監府警察官署ハ統監ノ管理ニ屬シ韓國ニ於ケル警察事務ヲ掌ル

第二條 統監府警察官署ハ警務總監部、警務部及警察署トス

第三條 警務總監部ハ之ヲ京城ニ置ク韓國ニ於ケル警察事務ヲ總理シ兼テ皇宮及京城ノ警察事務ヲ掌ル

第四條 警務部ハ之ヲ各道ニ置ク道内ノ警察事務及管内警察署ノ監督ヲ掌ル

二 明治四十三年朝鮮總督府の設置

統監府の設置以來四年有餘、統監府は銳意韓國施政の改善に努め、其の成績は大に見るべきものがあつた。乍併、當時韓國の狀況は、尙未だ治安の保持全たからず、疑懼の念常に國內に充溢し、人民其の堵に安んぜざる有様であつ

た。かくして公共の安寧を維持し、民衆の福利を増進せんが爲めには、現状に何等かの革新を加ふべきことが必至の勢であつた。乃ち兩國は此の事態に鑑み慎重に考慮する所あり、遂に時勢の要求に應ずる爲め、日本は永久に韓國を併合することに決したのである。而して此の新たに我が版圖と爲つた朝鮮統治の爲めに、朝鮮總督府が置かれることになつたのである。尙此の時韓國併合の斷行に付て、左の如き優渥なる詔書が拜せられた。寔に長き極みながら、克く這般の事情を盡し給ふたものである。

朕東洋ノ平和ヲ永遠ニ維持シ帝國ノ安全ヲ將來ニ保障スルノ必要ナルヲ念ヒ又常ニ韓國カ禍亂ノ淵源タルニ顧ミ曩ニ朕ノ政府ヲシテ韓國政府ト協定セシメ韓國ヲ帝國ノ保護ノ下ニ置キ以テ禍源ヲ杜絶シ平和ヲ確保セムコトヲ期セリ

爾來時ヲ經ルコト四年有餘其ノ間朕ノ政府ハ銳意韓國施政ノ改善ニ努メ其ノ成績亦見ルヘキモノアリト雖韓國ノ現制ハ尙未タ治安ノ保持ヲ完スルニ足ラス疑懼ノ念毎ニ國內ニ充溢シ民其ノ堵ニ安セス公共ノ安寧ヲ維持シ民衆ノ福利ヲ増進セムカ爲ニハ革新ヲ現制ニ加フルノ避ク可ラサルコト瞭然タルニ至レリ

朕ハ韓國皇帝陛下ト與ニ此ノ事態ニ鑑ミ韓國ヲ舉テ日本帝國ニ併合シ以テ時勢ノ要求ニ應スルノ已ムヲ得サルモノアルヲ念ヒ茲ニ永久ニ韓國ヲ帝國ニ併合スルコトトナセリ

韓國皇帝陛下及其ノ皇室各員ハ併合ノ後ト雖相當ノ優遇ヲ受クヘク民衆ハ直接朕カ綏撫ノ下ニ立チテ其ノ康福ヲ増進スヘク産業及貿易ハ治平ノ下ニ顯著ナル發達ヲ見ルニ至ルヘシ而シテ東洋ノ平和ハ之ニ依リテ愈々其ノ基礎ヲ鞏固ニスヘキハ朕ノ信シテ疑ハサル所ナリ

朕ハ特ニ朝鮮總督ヲ置キ之ヲシテ朕ノ命ヲ承ケテ陸海軍ヲ統率シ諸般ノ政務ヲ總轄セシム百官有司克ク朕ノ意ヲ

體シテ事ニ從ヒ施設ノ緩急其ノ宜キヲ得以テ衆庶ヲシテ永ク治平ノ慶ニ賴ラシムルコトヲ期セヨ

御名 御璽

明治四十三年八月二十九日

内閣總理大臣兼大藏大臣	伯爵	桂	太郎
陸軍大臣	子爵	寺内	正毅
外務大臣	伯爵	小村	壽太郎
海軍大臣	男爵	齋藤	實
内務大臣	法學博士男爵	平田	東助
逓信大臣	男爵	後藤	新平
文部大臣兼農商務大臣		小松原	英太郎
司法大臣	子爵	岡部	長職

尙右の詔書中にも朝鮮總督を置く旨を宣はせられてゐるが、同日勅令第三百十九號を以て朝鮮總督府設置に關する件（註一）が公布せられた。即ち之に依ると、朝鮮に朝鮮總督府を置き、朝鮮總督は委任の範圍内に於て陸海軍を統率し一切の政務を統轄するものとせられてゐる。即ち朝鮮總督は政務のみならず、また併せて兵馬の權をも有するものである。尙其の當初は諸事草創の際とて、從來の統監府及其の所屬官署は當分の内之を存置し、朝鮮總督の職務は統監をして之を行はしめられることになつた。

越えて同年九月二十九日、即ち韓國併合の詔書を拜してより丁度一ヶ月目、勅令第三百五十四號を以て朝鮮總督府

官制が公布された（註二）。それに依ると總督は親任官であつて、陸海軍大將を以て之に充つることになつてゐる（官制第二條）。而して總督は天皇に直隸し委任の範圍内に於て陸海軍を統率し及朝鮮防備の事を掌る。また總督は諸般の政務を統轄し内閣總理大臣を経て上奏を爲し及裁可を受ける（官制第三條）。即ち武官總督制であつて、總督は一般政務に付てのみならず、また委任の範圍に於ては兵馬の權をも握つてゐるものである。本官制に於て特に究明を要するものは、一般政務統理權者としての總督の地位である。換言すれば朝鮮總督が一般政務統理權者として天皇に直隸する官廳であるか、或はまた内閣總理大臣（當時朝鮮統治に關する中央政府の機關としては、内閣總理大臣の管理下に於ける内閣拓殖局が之に當つてゐた）の監督を承けるものであるかの點である。統師機關としての朝鮮總督が天皇に直隸することは、官制第三條第一項の規定に依つて明瞭である。乍併、行政官廳としての朝鮮總督に付ては、此の點何等規定する所なく、唯内閣總理大臣を経て上奏を爲し及裁可を受けることを規定するのみである。茲に於て、勢ひ二様の論を生ずるのである。即ち其の第一は、朝鮮總督は行政官廳としても天皇に直隸すると爲すものである。何となれば、抑々朝鮮總督は日韓併合の詔書に於ても「朕ハ特ニ朝鮮總督ヲ置キ之ヲシテ朕ノ命ヲ承ケテ陸海軍ヲ統率シ諸般ノ政務ヲ總轄セシム」と宣はせられてゐる如く、一種特別の地位を有してゐるものである。従つて例へば當時臺灣總督府官制第三條には「總督ハ内閣總理大臣ノ監督ヲ承ケ諸般ノ政務ヲ統理ス」と規定せられてゐるにも拘らず、朝鮮總督府官制には「總督ハ諸般ノ政務ヲ統理シ内閣總理大臣ヲ經テ上奏ヲ爲シ及裁可ヲ受ク」と規定せられてゐるのみである。即ち此の兩者の官制の規定を比較して見れば、朝鮮總督の地位が臺灣總督の地位と異り、後者が内閣總理大臣の監督を承けてゐるに拘らず、前者は其の監督を承けてゐないことが明であると爲すものである。之に對し第一は、假令官制上の明文はなくとも、朝鮮總督は内閣總理大臣の監督を受けると爲すものである。何となれば、憲法

は其の本来の立前として、國務大臣のみを國政に關する責任者と定めて居り、而して自分が監督權を有たない官廳の行爲に對して責任を負ふといふことは、事理の許さない所であるといふのである。

朝鮮總督が行政官廳として天皇に直隸するものであるか、或はまた内閣總理大臣の監督に服するものであるかに付ては、朝鮮總督府官制制定の當初に於ては、其の實際に於て多く問題とならなかつたものゝ如くである。乍併、此の問題には後年拓務省設置の際、拓務大臣が朝鮮總督に對する監督權を有するや否やの問題として大に論議的となつたのである。何れ此の問題に付ては、後に現行官制に於ける朝鮮總督の地位を論ずる際に再び之を取り上げることにする。従つてこゝには唯後年やかましくなつた朝鮮總督の地位（即ちそれが行政官廳として天皇に直隸するや否やの點）の問題は、既に此の當時に胚胎するものであることを注意するに止める。

尙總督は「其ノ職權又ハ特別ノ委任ニ依リ朝鮮總督府令ヲ發シ之ニ一年以下ノ懲役若ハ禁錮、拘留、二百圓以下ノ罰金又ハ科料ノ罰則ヲ附スルコトヲ得」るし、又「所轄官廳ノ命令又ハ處分ニシテ制規ニ違ヒ公益ヲ害シ又ハ權限ヲ犯スモノアリト認ムルトキハ其ノ命令又ハ處分ヲ取消シ又ハ廢止スルコトヲ得」る。尙總督は「所部ノ官吏ヲ統督シ奏任文官ノ進退ハ内閣總理大臣ヲ經テ之ヲ上奏シ判任文官以下ノ進退ハ之ヲ專行」し、「内閣總理大臣ヲ經テ所部文官ノ敘位敘勳ヲ上奏スルことになつてゐる。

尙總督が兵馬の權を掌握してゐる關係上、總督府には總督附武官二人及專屬副官一人が置かれた。總督附武官は陸海軍少將又は佐官を以て之に補せられ、それは參謀の職を執るものであつた。

尙又從來朝鮮に於ける警察事務を掌つてゐた統監府警察官署は、新たに名稱を朝鮮總督府警察官署と改められた。乍併、憲兵・警察の統合制度は、當時の現狀に鑑み止むを得ざる機宜の施設として、若干の改正を加へられたものゝ

依然それを踏襲された（註三）。

（註一） 明治四十三年勅令第三百十九號（朝鮮總督府設置ニ關スル件） 拔萃

朝鮮ニ朝鮮總督府ヲ置ク
朝鮮總督府ニ朝鮮總督ヲ置キ委任ノ範圍内ニ於テ陸海軍ヲ統率シ一切ノ政務ヲ統轄セシム
統監府及其ノ所屬官署ハ當分ノ内之ヲ存置シ朝鮮總督ノ職務ハ統監ヲシテ之ヲ行ハシム
從來韓國政府ニ屬シタル官廳ハ内閣及表勳院ヲ除クノ外朝鮮總督府所屬官署ト看做シ當分ノ内之ヲ存置ス
（以下略）

（註二） 朝鮮總督府官制拔萃
（明治四十三年勅令第三百五十四號）

第一條 朝鮮總督府ニ朝鮮總督ヲ置ク
總督ハ朝鮮ヲ管轄ス
第二條 總督ハ親任トス陸海軍大將ヲ以テ之ニ充ツ
第三條 總督ハ天皇ニ直隸シ委任ノ範圍内ニ於テ陸海軍ヲ統率シ及朝鮮防備ノ事ヲ掌ル
總督ハ諸般ノ政務ヲ統轄シ内閣總理大臣ヲ經テ上奏ヲ爲シ及裁可ヲ受ク

第三章 外地の行政機構

第四條 總督ハ其ノ職權又ハ特別ノ委任ニ依リ朝鮮總督府令ヲ發シ之ニ一年以下ノ懲役若ハ禁錮、拘留、二百圓以下ノ罰金又ハ科料ノ罰則ヲ附スルコトヲ得
第五條 總督ハ所轄官廳ノ命令又ハ處分ニシテ制規ニ違ヒ公益ヲ害シ又ハ權限ヲ犯スモノアリト認ムルトキハ其ノ命令又ハ處分ヲ取消シ又ハ停止スルコトヲ得
第六條 總督ハ所部ノ官吏ヲ統督シ奏任文官ノ進退ハ内閣總理大臣ヲ經テ之ヲ上奏シ判任文官以下ノ進退ハ之ヲ專行ス
第七條 總督ハ内閣總理大臣ヲ經テ所部文官ノ敘位敘勳ヲ上奏ス
第八條 總督府ニ政務總監ヲ置ク
政務總監ハ親任トス
政務總監ハ總督ヲ輔佐シ各部局ノ事務ヲ監督ス
第九條 總督府ニ官房及左ノ五部ヲ置ク

總務部
内務部
度支部
農商工部
司法部
（中略）
第二十一條 總督府ニ總督附武官二人及專屬副官一人ヲ置ク

總督附武官ハ陸海軍少將又ハ佐官ヲ以テ之ニ補ス

總督附武官ハ參謀トス

副官ハ陸海軍佐尉官ヲ以テ之ニ補ス

總督附武官及副官ハ總督ノ命ヲ承ケ事務ニ服ス

(以下略)

(註三) 統監府警察官署官制中改正抜萃

(明治四十三年勅令第三百五十八號)

「統監」ヲ「朝鮮總督」ニ「韓國」ヲ「朝鮮」ニ改ム
第八條 左ノ一項ヲ加フ
警務部長ハ道長官ノ命ニ依リ道行政ノ執行ヲ助ケ又ハ地方
警察事務ニ關シ道長官ノ命ヲ承ケ必要ナル命令ヲ發シ又ハ
處分ヲ爲スヘシ

第九條 警務總長及警務部長ハ各其ノ職權又ハ委任ノ範圍内
ニ於テ命令ヲ發スルコトヲ得
(以下略)

其の後大正二年六月十三日、第一次山本内閣の時、外地統治に關する中央統轄機關たる内閣拓殖局が廢止せられ、其の事務は内務省に移され、内務大臣は朝鮮に關する事項を統理することになつた(第二章第一節外地行政に關する中央機關の項参照)。之に伴つて朝鮮總督府官制にも所要の改正が加へられ、從來朝鮮總督は上奏を爲し裁可を受けるに際しては内閣總理大臣を経ることになつてゐたのが、新しくは「内務大臣ニ由リ内閣總理大臣ヲ經テ」之を爲すことになつた。即ち内務大臣は朝鮮に關する事務を統理する權限を有し、之に伴つて朝鮮總督は上奏を爲し裁可を仰ぐに際しては、必ず内務大臣を経由することを要することになつたのである。尙此の時、果して内務大臣は朝鮮總督に對して監督權を有するものと見るべきや否やの點に關しては、前に内閣總理大臣の場合に於て説明した所と同様に矢張り問題である。而して實際問題としても兩論ありしものゝ如く、即ち一は我が憲法の立前上内務大臣は朝鮮總督に對して監督權ありとなし、一は朝鮮總督の地位より考へ、また官制の明文よりして内務大臣は之に對して監督權を有せずと解したるものゝやうである。蓋し臺灣總督府官制は「内務大臣ノ監督ヲ承ケ諸般ノ政務ヲ統理ス」と明かに監督に關する規定が置かれてゐるにも拘らず、朝鮮總督府官制は唯「内務大臣ニ由リ内閣總理大臣ヲ經テ上奏ヲ爲シ及

裁可ヲ受ク」とあつて毫も監督の文字が無い。従つてそれは文理の上よりするも當然なりとするものである。そして尙實際問題として、其の後大正六年寺内内閣の當時、時の後藤内務大臣は朝鮮總督に對し、其の監督權ありとの前提の下に財務關係に付て訓令を發したことがある。之に對し時の長谷川總督は朝鮮總督は、内務大臣の監督を受けてゐない。従つて内務大臣から訓令を受くる理由がないとて、直ちに右の訓令を後藤内相に返戻したといふことである。事の眞偽は之を詳かにしないが、ともかく兩者の間に見解の相違が存在したことは事實であらう。

其の後寺内内閣の大正六年七月二十八日、内閣に拓殖局の置かれたると共に、朝鮮總督府官制にも亦所用の改正が齎され、總督が上奏を爲し及裁可を受けるに付ては、再び以前の如く内閣總理大臣のみを経由するを以て足ることゝなつた。乍併、今度の場合に於ても、内閣總理大臣と朝鮮總督との間に監督被監督の關係が存在するかどうかは、依然として明かでない。

三 大正八年朝鮮總督府機構の大改正

原内閣の大正八年八月十九日、同年勅令第三百八十六號(註)及第三百八十七號を以て、朝鮮總督府の中央機構に大改正が加へられた。朝鮮總督府の中央機構は、明治四十三年九月其の創始を見て以來、數次に亘つて若干の改正を見たが、今度のもものは其の最も根本的のものである。而してそれは其の後長く生命を持續し、數次若干の改正を見たりと雖も、其の根本趣旨に於ては今に至るまで殆ど何等の變更も見せてゐない。

今次改正を見た主要なる點の第一は、朝鮮總督に對する兵權の委任を解き、併せて其の任用資格の制限を撤廢し、新たに文官出身者と雖も亦總督となり得ることとした點である。即ち從來總督府官制第二條は、「總督ハ親任トス陸海

軍大將ヲ以テ之ニ充ツ」と規定せられてゐたが、今次の改正に依つて其の後段が削除せられたのである。そして従來總督は「天皇ニ直隸シ委任ノ範圍内ニ於テ陸海軍ヲ統率シ及朝鮮防備ノ事ヲ掌」つてゐたのであるが、新らしくはそれが削除せられた。そして總督は「諸般ノ政務ヲ統理シ内閣總理大臣ヲ經テ上奏ヲ爲シ及裁可ヲ受ク」る純然たる文官となつたのである。従つて總督は「安寧秩序ノ保持ノ爲必要ト認ムルトキハ朝鮮ニ於ケル陸海軍ノ司令官ニ兵力ノ使用ヲ請求スルコトヲ得」る旨の規定が挿入された。尙此の場合の改正は、總督に對する兵權委任の解除であつて、また他事に及ばない。従つて兵權以外の點に付ては、何等の増減も見ないのである。従つて朝鮮總督が諸般の政務を統理する上に於て、果して何人の監督を承けるものであるか、或ひは何人の監督をも承けないものであるか、此の點に付ては依然としてつきりしないものがある（聞くが如くんば政府は此の時の改正に於て、朝鮮總督も亦臺灣總督と同じく、内閣總理大臣の監督を承くる旨の規定を挿入せんことを企圖したものゝ如くである。乍併、それは種々の理由に依つて結局實現を見ずして終つたものゝ如くである。さすれば寧ろ意識的に「監督」の文字を抜いたものとも考へ得べく、従つて朝鮮總督は何人の監督をも承けないとするのを正當と考へられる）。第二は警察機構の改革である。従來朝鮮に於ては憲兵制度を以て警察の根本組織と爲し、従つて假令制度の上には、警察官署は總督府の外局的存在として總督の管理に屬するものになつてゐるとは謂へ、それは全く一の獨立的存在であつた。それが今次の改正に於て根本的に改められ、朝鮮總督府警察官署官制は之を廢止され、新たに總督府の内局として警務局が置かれるに到つたのである。而して之と同時に従來地方廳には警察權が持たされてなかつたのが、新しくは各道長官をして地方警察事務を行使せしめることになつたのである。尙従來總督府の機構は、總督・政務總監の下に各部長官があり而も其のまた下に局長があると謂ふが如き頗る複雑なもので、事務の進歩を妨ぐることに夥しきものがあつた。そこで

今回の總督府官制改正の機會に、各部長官を廢して其の機構を大に簡素化する所があつた。尙左記は今次の官制改革に際して漢發せられた詔書の全文である。

朕夙ニ朝鮮ノ康寧ヲ以テ念ト爲シ其ノ民衆ヲ愛撫スルコト一視同仁朕カ臣民トシ秋毫ノ差異アルコトナク各其所ヲ得其ノ生ニ聊シ齊シク休明ノ澤ヲ享ケシムコトヲ期セリ
 今ヤ世局ノ進運ニ從ヒ總督府官制改革ノ必要ヲ認メ此ニ之ヲ施行ス是レ從來ノ廟謨ニ基キ時ニ應シ宜ヲ制シ以テ施政ノ便ニ資シ治化ノ普及ヲ圖ルニ外ナラス方今歐洲ノ戰亂新ニ熄ミ世態ノ變遷殊ニ劇シ朕深ク此ニ鑑ミル所アリ益々民力ノ發達ニ務メ其ノ福利ヲ増進セシムコトヲ念フ百官有司克ク朕カ意ヲ體シテ事ニ當リ德化ヲ宣布シ民衆ヲシテ各職ヲ勵ミ業ヲ樂ミ永ク昇平ノ惠澤ニ浴シ共ニ邦家ノ隆運ヲ扶翊セシムコトヲ勵メヨ

御名 御璽

大正八年八月十九日

内閣總理大臣兼司法大臣 原 敬
 海軍大臣 加藤 友三郎
 外務大臣 子爵 内田 康哉
 大藏大臣 男爵 高橋 是清
 陸軍大臣 田 中 義一
 農商務大臣 山 本 達 雄
 内務大臣 床 次 竹二郎

(註一) 朝鮮總督府官制中改正拔萃

(大正八年勅令第三百八十六號)

文部大臣	中橋 德五郎
逓信大臣	野田 卯太郎

第二條 總督ハ親任トス
 第三條 總督ハ諸般ノ政務ヲ統理シ内閣總理大臣ヲ經テ上奏ヲ爲シ及裁可ヲ受ク

第三條ノ二 總督ハ安寧秩序ノ保持ノ爲必要ト認ムルトキハ朝鮮ニ於ケル陸海軍ノ司令官ニ兵力ノ使用ヲ請求スルコトヲ得

第九條 總督府ニ總督官房及左ノ六局ヲ置ク

内務局	警務局
財務局	總督官房ニ庶務部、土木部及鐵道部ヲ置ク
殖産局	總督官房、各局及各部ノ事務ノ分掌ハ總督之ヲ定ム
法務局	(以下略)
學務局	

今次改革は、朝鮮統治の基本を純然たる文治主義に置くの方針を明にしたものであつて、當時其の施政を所謂文化政治と稱した。然らば總督政治十年にして、今回突如此の如き所謂文化政治に移つた所以のものは、抑々如何なる理由に基くものであらうか。

これよりさき大正八年三月、朝鮮に突然獨立騷擾——所謂萬歲事件——が勃發し、我國としては改めて朝鮮統治に付、極めて眞剣な考慮を拂はざるを得なくなつた。而して當時此の點に付、最も透徹した意見を持つてゐたものは、實に時の内閣總理大臣原敬其人であつた。彼は夙に朝鮮統治に付ては重大なる關心を有し、種々考究する所があつたのであるが、彼の見解は、要するに朝鮮統治の終局の目的は、朝鮮をして内地同様ならしむるに在りといふことにあつた。而してこれが今次の朝鮮文化政治の導入に最も力のあつた點である。今左に彼の朝鮮統治私見の一節を掲げ

る。

朝鮮ハ最初ハ獨立國トシテ交際シ後ハ保護國ト爲シテ之ヲ統治シ遂ニ明治四十三年八月ニ至リテ併合シテ我版圖ニ歸セシメタルモノナリ。保護國時代ハ暫ク措キ併合後ニ於ケル朝鮮ニ對スル態度ハ大體ニ於テ臺灣ヲ模倣シタルモノナリ。而シテ其模倣シタル臺灣制度ナルモノハ明治二十七八年日清戰役ノ結果トシテ始メテ我領土トナリ當時新領土ヲ統治シタル經驗ナカリシニ依リ歐米諸國ノ殖民地ニ對スル諸制度ヲ參酌シテ決定シタルモノナルコトハ當時余ノ臺灣事務局ニ參畫シテ飽マデ承知スル所ナリ。右ノ次第ナルニ依リ朝鮮制度ノ得失ヲ論ズル場合ニハ其模倣シタル臺灣制度ニ週ツテ論及スルノ必要アリ。然ルニ臺灣制度ナルモノハ前陳ノ如ク新領土ヲ統治スルノ經驗ナカリシニ依リ止ムヲ得ズ歐米諸國ノ殖民地制度ヲ參酌シタルモノナレバ之ヲ以テ我帝國ノ新領土ニ對スル根本制度ト認ムルコト能ハズシテ大體ニ於テ之ヲ試驗中ノ制度ナリト云フヲ妨ゲザルベシ。故ニ臺灣ニシテモ朝鮮ニシテモ現行制度ヲ以テ永久不變ノモノナリト認ムルハ初メヨリ誤解ナリ。臺灣ノ我新領土ニ歸シテ以來二十幾年大ニ刷新ヲ要スルモノアリト雖モ朝鮮ト一律ニ論ズベカラザル事情アレバ暫ク之ヲ措キ、朝鮮ニ於ケル併合後約十年ノ經驗ニ依レバ現行制度ハ根本的ニ誤レルモノナルコトヲ斷言シ得ベシ。何トナレバ其模倣シタル歐米諸國ノ殖民地ハ我帝國ノ朝鮮ニ對スルモノトハ全然其性質ヲ異ニスルモノナリ。歐米諸國ニ屬スル殖民地ハ人種ヲ異ニシ、宗教ヲ異ニシ、歴史ヲ異ニシ、獨リ言語・風俗ヲ異ナルノミナラス、斯ノ如ク根本的ニ相違アルガ爲メニ之ニ對シテハ特殊ノ制度ヲ布カザルヲ得ズ。然ルニ我帝國ト新領土タル朝鮮トノ關係ヲ見ルニ言語・風俗ニ多少ノ相違アリト雖モ其根本ニ溯レバ殆ンド一系統ニ屬シ、人種ニ於テハ固ヨリ異同ナク、歴史ニ於テモ上古ニ溯レバ殆ンド同一ナルモノト論ジ得ルガ如シ。斯ノ如キ密接ナル關係ヲ有スル領土ヲ歐米諸國ガ本國ヲ去ルコトヲ遠ク而シテ種々ノ點ニ於テ全

然特殊ナル領土ヲ治ムルガ如キ制度ヲ模倣シテ此密接ナル新領土ヲ治メントスルガ如キハ、大ナル過誤ニシテ其不成績ヲ見ルハ當然ノ事ナリ。今回ノ騷擾ノ如キ即チ此見地ヨリスレバ怪ムニ足ラザルナリ。故ニ余ノ所見ヲ以テスレバ朝鮮モ内地モ全く同一ナル制度ヲ布イテ可ナリト信ズ。即チ行政上・司法上・軍事上其他經濟・財政ノ點ニ於テモ、教育・指導ノ點ニ於テモ全く同一ナラザルベカラズ、之ヲ同一ニ爲シテ而シテ同一ナル結果ヲ得ベシトノ確信ヲ置キ得ベシ。現在ニ於テモ朝鮮人ノ状態ヲ見ルニ好ンデ内地人ニ同化シ得ルガ如ク何等ノ點ニ於テモ同化シ得ザルノ根本的性質ヲ有スルモノトハ認ムルコトヲ得ズ。故ニ朝鮮ヲ統治スルノ原則トシテハ全く内地人民ヲ統治スルト同主義・同方針ニ依ルヲ以テ根本政策ト定メザルヲ得ズ。唯文明ノ程度、生活ノ状態等違ニ同一ニスルコト能ハザレバ暫ク漸ク以テ進ムノ方針ヲ定メザルヲ得ザルノミ。

然ルニ世間ニハ朝鮮ニ自治ヲ許スノ論ヲ爲ス者アリ、我府縣制・町村制ノ示スガ如キ自治ナランニハ固ヨリ妨アルベカラズ又自治ノ域ニ達スルコトヲ希望スト雖ドモ歐米諸國ノ新領土ニ於ケル自治ノ如キモノヲ布カントスルノ論ハ朝鮮ニ對シテハ根本的ニ其主義ヲ誤レルモノナルコトハ以上ノ論旨ニ依リテ諒解シ得ベシ。又朝鮮が動モスレバ獨立ヲ企ツベシトノ疑心ヲ以テ對朝鮮政策ヲ樹テントスル者アリ、是レ彼等ヲシテ常ニ我ニ反抗シ獨立ヲ企ツルノ念慮ヲ生ゼシムルモノニシテ甚シキ愚策ナリ。何レノ國ニ於テ其獨立ヲ失ヒタル人民ガ獨立ノ舊時ヲ懷フコトハ數世紀ヲ通ズルモ全く消滅スルコトナカルベシト雖ドモ、去リトテ現在其統治ノ下ニ在リテ幸福・安寧ヲ得、向上發展スル以上ニハ、彼等ニ舊時ヲ懷フ念アリトスルモ之ガ爲メニ叛逆ヲ企ツル如キ者ハ大體ニ於テ之アルヘカラス固ヨリ一二不逞ノ徒アリテ國民ヲ煽動セハ附和雷同スル者多少ハ之アルヘシト雖トモ之カ爲メニ大局ヲ紊ルノ懸念アルベカラザルノミナラズ、我兵力・富力假令朝鮮ニ一揆叛亂起レリトスルモ之ヲ鎮壓スルコト固ヨリ容易ノ業ナ

リト信ス。

右ノ次第ナルニ因リ動モスレハ獨立ヲ企ツヘシトノ疑心ヲ去リ、又從來外國ノ制度ヲ模倣シタル誤謬ヲ排シ、結局朝鮮ヲ内地ニ同化スルノ方針ヲ以テ諸般ノ制度ヲ刷新スルコトハ最モ今日ニ適切ナル處置ニシテ又併合ノ目的モ爰ニ始メテ達スルコトヲ得ヘシト信ス。(原敬朝鮮統治私見)

尙また朝鮮總督の地位に付、原首相の齋藤實子に開陳したる意見中に、左の如き項目が見える。

一、朝鮮總督ハ依然總督ト稱スルト否トハ暫ク措キ何レニシテモ朝鮮ヲ統轄スベキ者ハ文武官何レノ人ヲ以テスルモ差支ナキ制度ト爲サザルベカラズ。現行總督制度ハ臺灣ニ模倣シタルモノニテ其臺灣ハ外國ノ制度ニ依ルモノナルコト既ニ述ブル所ノ如クナルガ、更ニ又其所謂外國制度中ニ於テ何レノ國ノ制度ニ模倣シタルカト云ヘバ英國殖民地ノ總督ヲ參酌シタルガ上ニ露國ニ於ケル總督政治ヲ加味シタルモノナルガ、此制度ヲ以テ永久ノ制度ト爲ス可カラザルハ勿論ニシテ最早今日ハ其名稱ノ如何ニ拘ラズ其性質ヲ改ムベキ時機ニ到達シタルモノト信ズ。

(以下略) (子爵齋藤實傳第二卷四五頁—四五二頁)

尙又憲兵警察の廢止に關しても原首相は其の朝鮮統治私見に於て、次の如くに述べてゐる。

此制度(憲兵警察制度)ヲ初メテ實施シタル當時ノ事情ハ伊藤統監カ警察官ヲ増加セントスルモ違ニ其人ヲ得難シトノ事ヲ内閣ニ於テ説明セラレ當時陸軍大臣タル寺内伯ガ然ラバ憲兵ヲ使用セラル、方速ニ編成モ出來得ベク甚ダ便利ナルベシトノ譯ニテ憲兵制度ヲ施行シタルガ即チ此制度ノ發端ニシテ余ハ當時内閣ニ列シテ其事情ヲ熟知スル所ナリ。故ニ此制度ガ併合後十年ノ今日ニ至ルマデ實施セラルベシトハ當時全く豫期セザリシ所ナリ。殊ニ朝鮮併合後朝鮮ノ舊兵卒ヲ補助憲兵トシテ使用シタルハ一層其非難ヲ多カラシメタリ。即チ當時ニ於テハ應急止ムヲ得ザ

ル制度ナリト雖トモ今日ニ於テハ實ニ有害無益ノモノタルニ至レリ。(原敬朝鮮統治私見)

また以て當時原首相の肚裡が奈邊に在りしかを察することが出来る。

かくして中央に於ては、朝鮮統治に關する根本施策の究明が行はるゝと共に、之と併行して朝鮮總督府官制の改正が企てられて來た。而して略其の成案の得らるゝや、朝鮮總督の更迭あり、新たに齋藤實子爵が長谷川好道元帥の後を襲ふて總督に就任したのである。尙此の總督の更迭の行はれた當時に於ては、總督府官制の改正は未だ公布されてはゐなかつた。乍併、其の全貌は既に廣く世間一般に周知されてゐたものゝようである。而して此の朝鮮總督府官制改正の問題は、後任總督の問題として關聯して當時頗る世の關心を蒐めたるものゝ如く、言論機關は擧つて本問題を取り上げて論評を加へるところがあつた。今當時の新聞紙に就き、其の代表的なるものを左に拾つて見よう。

本改正(朝鮮總督府官制改正)に關聯して目下問題となり居るは長谷川朝鮮總督の後任なり。朝鮮統治の革新は先づ之を制度の根本的革新に求めざる可からずと雖も今後其局に當る可き總督の選任宜しきを得るや否やは是亦頗る重大なる問題なり(中略)。然れども此際軍人總督を以て長谷川伯の後繼となさんとするは官制改正の根本趣旨を没却するものにして、此武斷的・軍閥的思想が朝鮮の統治を誤り這回の如き擾亂を起さしめたる原因なりとなさざるべからず。(中略)。軍人總督の威武を以て抑壓するに非ざれば朝鮮は遂に獨立するの危險ありと稱するか、蓋し朝鮮の困難は表面に現れたる反抗を鎮壓するにあらずして、其内心の不平不満を除去し其福利を増進し以て衷心我皇室の德澤に悅服せしむるにあるなり。其の萬一の事變に備ふることを朝鮮統治の第一義となすが如きは、思想の根柢に大誤謬ありと云ふべし。寺内伯・長谷川伯の失敗は要するに此軍人一般の思想が禍をなしたるに外ならず。此故に吾人は官制實施と同時に長谷川伯に代り朝鮮に總督たる人は必ず文官出身者ならざる可からずと熱心に主張せんと欲す。

(東京朝日新聞、大正八年七月十二日社説)。

齋藤男爵の新總督に反對する吾人の根據は、第一現内閣が總督を文官併用とせるの精神は武官を任用するに非ずして今後文官を任命して開明政治を行はんとするにありと信するを以てなり。若し文官にも可、武官にも可なりといふならば、何を苦しんでか困難なる官制改正を爲すの要あるや。然るに官制を改めて人物を改めずんば名に於て正し、實に於て正さざるなり。(中略)。現に齋藤男爵の總督の報傳はるや、鮮人一般の不評甚だしといふに非ずや。

第二に……軍人たること其ことが鮮人に對して面白からず。既に文官擧用の官制を定むるに於て、何を苦しんで軍人を用ひんや、且豫・後備は軍界の隱居なり。既に隱居して世に忘れられんとせる舊式軍人を採用して新文明の植民地政治を統べしめんとするが根本の誤謬なり。軍界に隱居せるものが文官として適任なりとは受取れず。

第三に政府は文官に人を求むを得ざるを如何せんと云ふ。成るほど勳章や位階や年齢や閱歴や此等に於て高く古きものを求めば人無きを憾まん。貫祿と云ふと雖も内容空虚なる貫祿は、今日の時代に於て何等の重きを加へず寧ろ時代の知識に富み現代の精神を解し植民地政治の識見を有する若手の新人物を任用することが眞官制改革の精神に適へるに非ずや(東京朝日新聞、大正八年八月七日社説)。

また以て當時輿論の趨向を察することが出来る。そはともかくとして、今次改正官制の公布されたのは、齋藤實子爵の朝鮮總督就任後のことである。子爵が總督就任と同時に「朝鮮總督在官中特ニ現役ニ列セシム」との辭令が發せられたのは、子爵の就任が改正前の官制に依つたものであるからである。官制改正のことは、餘程以前から議が熟してゐたものであるにも拘らず、何故其の公布を遅らせて態々豫備役に在る齋藤子爵を現役に列せしむるが如き手續までも取らなければならなかつたのか。之に付て子爵齋藤實傳は次の如くに語つてゐる。

ル制度ナリト雖トモ今日ニ於テハ實ニ有害無益ノモノタルニ至レリ。(原教朝鮮統治私見)
また以て當時原首相の肚裡が奈邊に在りしかを察することが出来る。

かくして中央に於ては、朝鮮統治に關する根本施策の究明が行はるゝと共に、之と併行して朝鮮總督府官制の改正が企てられて來た。而して略其の成案の得らるゝや、朝鮮總督の更迭あり、新たに齋藤實子爵が長谷川好道元帥の後を襲ふて總督に就任したのである。尙此の總督の更迭の行はれた當時に於ては、總督府官制の改正は未だ公布されてはゐなかつた。乍併、其の全貌は既に廣く世間一般に周知されてゐたものゝようである。而して此の朝鮮總督府官制改正の問題は、後任總督の問題として關聯して當時頗る世の關心を蒐めたるもの如く、言論機關は擧つて本問題を取り上げて論評を加へるところがあつた。今當時の新聞紙に就き、其の代表的なるものを左に拾つて見よう。

本改正(朝鮮總督府官制改正)に關聯して目下問題となり居るは長谷川朝鮮總督の後任なり。朝鮮統治の革新は先づ之を制度の根本的革新に求めざる可からずと雖も今後其局に當る可き總督の選任宜しきを得るや否やは是亦頗る重大なる問題なり(中略)。然れども此際軍人總督を以て長谷川伯の後繼となさんとすは官制改正の根本趣旨を没却するものにして、此武斷的・軍閥的思想が朝鮮の統治を誤り這回の如き擾亂を起さしめたる原因なりとなさざるべからず。(中略)。軍人總督の威武を以て抑壓するに非ざれば朝鮮は遂に獨立するの危險ありと稱するか、蓋し朝鮮の困難は表面に現れたる反抗を鎮壓するにあらずして、其内心の不平不満を除去し其福利を増進し以て衷心我皇室の德澤に悅服せしむるにあるなり。其の萬一の事變に備ふることを朝鮮統治の第一義となすが如きは、思想の根柢に大誤謬ありと云ふべし。寺内伯・長谷川伯の失敗は要するに此軍人一般の思想が禍をなしたるに外ならず。此故に吾人は官制實施と同時に長谷川伯に代り朝鮮に總督たる人は必ず文官出身者ならざる可からずと熱心に主張せんと欲す。

(東京朝日新聞、大正八年七月十二日社説)。

齋藤男爵の新總督に反對する吾人の根據は、第一現内閣が總督を文官併用とせるの精神は武官を任用するに非ずして今後文官を任命して開明政治を行はんとするにありと信するを以てなり。若し文官にも可、武官にも可なりといふならば、何を苦しんでか困難なる官制改正を爲すの要あるや。然るに官制を改めて人物を改めずんば名に於て正し、實に於て正さざるなり。(中略)。現に齋藤男爵の總督の報傳はるや、鮮人一般の不評甚だしといふに非ずや。第二に……軍人たること其ことが鮮人に對して面白からず。既に文官擧用の官制を定むるに於て、何を苦しんで軍人を用ひんや、且豫・後備は軍界の隱居なり。既に隱居して世に忘れられんとせる舊式軍人を採用して新文明の植民地政治を統べしめんとするが根本の誤謬なり。軍界に隱居せるものが文官として適任なりとは受取れず。

第三に政府は文官に人を求むるを得ざるを如何せんと言ふ。成るほど勳章や位階や年齢や閱歴や此等に於て高く古きものを求めば人無きを憾まん。貫祿と云ふと雖も内容空虚なる貫祿は、今日の時代に於て何等の重きを加へず寧ろ時代の知識に富み現代の精神を解し植民地政治の識見を有する若手の新人物を任用することが眞官制改革の精神に適へるに非ずや(東京朝日新聞、大正八年八月七日社説)。

また以て當時輿論の趨向を察することが出来る。そはともかくとして、今次改正官制の公布されたのは、齋藤實子爵の朝鮮總督就任後のことである。子爵が總督就任と同時に「朝鮮總督在官中特ニ現役ニ列セシム」との辭令が發せられたのは、子爵の就任が改正前の官制に依つたものであるからである。官制改正のことは、餘程以前から議が熟してゐたものであるにも拘らず、何故其の公布を遅らせて態々豫備役に在る齋藤子爵を現役に列せしむるが如き手續までも取らなければならなかつたのか。之に付て子爵齋藤實傳は次の如くに語つてゐる。

既に政府としても總督府の官制改正その他に就て手をつけて居り又我々も色々研究して見たりして大體の話が出来上つた。そこで問題となつたのは官制改正のことで、それは總督は文官でも出来ること云ふこともあつて私が豫備役でも一向差支ないことになるが、その膳立が出来るまでは現總督がやつて呉れなければ都合が悪いと云ふ話になつた。ところが總督（長谷川好道元帥）は將來に關すること他人の決めたことに官判を押すなど云ふ無責任なことは出来んと云ふことであつたさうだ。これは尤もな話である。そこで總督は現行の官制のまゝで更迭しないと、諸制度改正などの御膳立が出来ないと云ふので、現役に復する特命を戴いて從來の官制によつて就任することになつた。さういふ譯で官制改正のことなどは出發前、大體決定を見たが、實際の仕事は全部赴任してからやつた。……

（子爵齋藤實傳四二八—四二九「齋藤子爵に聽く」）

かくして官制の改正は、齋藤 子爵の總督就任後に行はれたのである。九月三日總督府及所屬官署に對して新施政方針に關する總督訓示が發せられ、續いて同月十日には施政方針に關する諭告が一般に宣布せられた。其の全文は次の如きものであるが、また以て新總督の新官制運営に對する抱負——否齋藤統治其のものの抱負を窺ふに足るべきものがある。

總督府及所屬官署ニ對スル施政方針訓示

國家重大ノ時局ニ際シ朝鮮總督ノ大命ヲ拜シ恐懼措ク所ヲ知ラス、短才微力能ク此ノ大任ヲ完ウシ得ルヤ否ヤ衷心安キヲ得サルモノ多シト雖、各位ノ協翼ニ依リ日夜精勵以テ大命ニ奉答セムコトヲ期ス。

朝鮮統治ノ大方針ハ明治四十三年日韓併合ノ際、下シ賜ヘル 明治天皇ノ詔書ニ昭ニシテ從來ノ總督府官制並其ノ下ニ行ハレタル各般ノ行政施設ハ皆此ノ聖旨ノ實現ヲ企圖シタルモノニ外ナラス。而シテ各先任者ノ努力ト國民ノ

奮勵トニ依リ克ク平和ヲ維持シ民衆ノ福利ヲ増進シ教育・産業・交通・衛生・社會救濟其ノ他各方面ニ亙リ頗ル其ノ面目ヲ一新シタルモノアルハ中外ノ均シク認ムル所ナリ。然リト雖今ヤ併合行ハレテヨリ既ニ約十星霜ヲ經過シ其ノ當時ニ於テ適切有效ナリシ制度並施設ニシテ往々時勢ノ進運ト朝鮮ノ實情トニ適合セサルモノナキニ非ス、於是乎政府ハ今回新ニ官制ヲ改正シ客月二十日其ノ公布ヲ見ルニ至リタリ。官制改正ノ趣旨ハ 今上陛下ノ優詔ニ示ス如ク日韓併合ノ本旨ニ基キ一視同仁各其ノ所ヲ得、其ノ生ニ聊ムシ、休明ノ澤ヲ享ケシムカ爲、時ニ應シ宜ヲ制シ施政ノ便ニ資セシメラルルニ在リ。即チ總督ハ文武官ノ何レヨリモ任用シ得ルノ途ヲ啓キ、更ニ憲兵ニ依ル警察制度ニ代フルニ普通警察官ニ依ル警察制度ヲ以テシ、尙服制ノ改正ヲ爲シ一般官吏・教員等ノ制服・帶劍ヲ廢止シ朝鮮人ノ任用・待遇等ニ考慮ヲ加ヘムトス。要之文化的制度ノ革新ニ依リ、朝鮮人ヲ誘導・提擻シ以テ其ノ幸福・利益ノ増進ヲ計リ、將來文化ノ發達ト民力ノ充實トニ應シ、政治上・社會上ノ待遇ニ於テモ内地人ト同一ノ取扱ヲ爲スヘキ究極ノ目的ヲ達セムコトヲ庶幾スルモノニ外ナラス。聖恩宏大誰カ感孚セサラムヤ。

不肖、官制改正ト相前後シテ新ニ大命ヲ拜ス、只如上ノ大詔ヲ奉戴シ制度改正ノ趣旨ニ則リ誠心誠意・獻身的努力ヲ爲シ、聖旨ノ普及ヲ計ラムトスルノ外、他意ナシ。赴任日淺ク未タ朝鮮ノ實情ヲ審ニセス、施政ノ具體的方針ニ至リテハ、更ニ査覈ヲ加ヘ各位ノ啓沃ニ待チテ徐ニ決定スル所アルヘシト雖モ、茲ニ二三ノ根本方針ニ就キ旨意ヲ述フル所アラムトス。

官吏ハ一心同體ヲ旨トシ、上下四方協同・戮力シ、公明・正大ナル政治ヲ爲スヘシ。總督府内ノ各局・課及總督府ト地方廳トノ間ニ於テ、努メテ意思ノ疎通ヲ圖リ各一貫シタル意氣ヲ以テ、互ニ連絡ヲ取り最善ノ努力ヲ爲スヘキハ勿論、身ヲ持スル謹嚴正直、不黨不偏各種ノ情弊ヲ芟除シ専ラ正理・公道ニ就キ民衆ヲシテ施政ニ信頼セシメム

コトヲ期スヘシ。

時代ノ進運ト民心ノ歸嚮トニ鑑ミ行政・司法事務ノ各般ニ亘リ左ノ改善ヲ加ヘムコトヲ期ス。

一 形式的政治ノ弊ヲ打破シ法令ハ成ルヘク簡約ニ從ヒ誠意國民ヲ誘掖シテ其ノ精神ノ徹底ヲ圖リ行政處分ハ事態民情ニ顧ミテ適切ナル措置ヲ執リ努メテ被處分者ノ諒解ヲ得シムヘシ。

一 事務ノ整理・簡捷ニ努メ民衆ノ便益ヲ計リ官廳ノ威信ヲ保持スヘシ。

一 言論・集會・出版等ニ對シテハ秩序及公安ノ維持ニ妨ナキ限リ相當考慮ヲ加ヘ民意ノ暢達ヲ計ルヘシ。

一 教育・産業・交通・警察・衛生・社會救濟其ノ他各般ノ行政ニ刷新ヲ加ヘ國民生活ノ安定ヲ圖リ一般ノ福利ヲ増進スルニ於テ新ニ一生面ヲ開カムコトヲ期ス。殊ニ地方ニ於ケル民風ノ涵養並民力ノ作興ハ地方國體ノ力ニ待ツコトヲ便トスヘキカ故ニ將來時機ヲ見地方自治制度ヲ施行スルノ目的ヲ以テ速ニ之カ調査・研究ニ著手セムトス。如上ノ改善・刷新ハ只徒ニ新奇ヲ街ヒ時流ヲ追ハムトスルモニ非ス。成ルヘク朝鮮ノ文化ト舊慣トヲ尊重シテ其ノ善ヲ長シ其ノ弊ヲ除キ以テ時勢ノ進運ニ順應セムコトヲ期スルニ在リ。換言スレハ民生・民風ヲ啓發シ以テ文明的政治ノ基礎ヲ確立セムトスルノ趣旨ニ外ナラス。制度改正ト共ニ人心ノ一新ヲ要スルハ固ヨリ言ヲ俟タサル所ナリ。各位ハ須ク聖旨ヲ奉シテ率先躬行其ノ範ヲ示サムコトヲ期シ内・鮮人ヲシテ常ニ一家ノ親、同朋ノ愛ヲ以テ相接シテ共同輯睦ノ實ヲ擧ケシムヘク、殊ニ朝鮮人ヲシテ心身ヲ研磨シ其ノ文化ト民力トヲ向上シテ愈聖代ノ德澤ニ浴セムコトヲ期セシメラルベシ。各位希クハ此ノ機會ニ於テ協力一致益々朝鮮統治ノ刷新ヲ圖リ聖明ノ宏謨ニ副ヒ奉ラムコトヲ。

施政方針ノ諭告

不肖茲ニ朝鮮統治ノ任ニ就クニ方リ朝鮮總督府ノ官制亦改正セラル、乃チ一言以テ民衆ニ告ク。

朝鮮統治ノ方針タル一視同仁ノ大義ニ遵ヒ民衆ノ福利ヲ増進シ東洋ノ平和ヲ確保スルニ在ルハ宏謨ノ夙ニ定マル所ニシテ累代統治ノ任ニ膺レル者克ク此ノ意ヲ體シテ斯土ノ開發ニ從ヒ國民亦拮据其ノ業ニ勵ミ以テ今日ノ發達ヲ致シタルハ中外ノ齊シク認ムル所ナリ。然レトモ百般ノ施設ハ之ヲ民度ニ徵シ時世ニ攷ヘ以テ其ノ宜ヲ制シ人心ノ適歸ヲ愆ラシメサルヘキハ固ヨリ言ヲ俟タス。今ヤ時運ノ推移、文物ノ進歩亦曩日ノ比ニ非ス、加フルニ歐洲ノ戰亂新ニ熄ミ世態・人心ノ變遷特ニ著シキモノアリ。是ニ於テカ政府ハ官制ヲ改革シテ總督任用ノ範圍ヲ擴張シ警察制度ヲ改正シ以テ時代ノ進運ニ順應シテ施政ノ簡捷ト治化ノ普及トヲ圖レリ。不肖大命ヲ奉シ任ニ就クニ當リ亦偏ニ宏謨ヲ紹述シ併合ノ精神ヲ發揚セムコトヲ期シ、自今部下ヲ督勵シテ益々公明・正大ノ政治ヲ施シ形式ニ拘泥スルコトナク興業ノ便益ト民意ノ暢達トヲ圖リ、朝鮮人ノ任用・待遇等ニ關シ亦考慮ヲ加ヘテ各其ノ所ヲ得シメ、又朝鮮ノ文化及舊慣ニシテ苟モ採ルヘキモノアレハ之レヲ採リテ統治ノ資ニ供シ、更ニ各般ノ行政ニ刷新ヲ加ヘ且將來機ヲ見テ地方自治制度ヲ實施シ以テ國民ノ生活ヲ安定シ一般ノ福利ヲ増進セムコトヲ期ス。冀クハ官民互ニ胸襟ヲ披キテ協力一致朝鮮ノ文化ヲ向上セシメ文明的政治ノ基礎ヲ確立シ以テ聖明ニ奉答セムコトヲ得ン。若シ濫ニ不逞ノ言動ヲ爲シ人心ヲ惑亂シ公安ヲ阻害スルカ如キ者アラムカ將ニ法ニ照シテ寸毫ノ假借スル所ナカラムトス、一般民衆其レヲ諒セヨ。

四 内外地行政一元化の爲にする朝鮮總督府官制の改正

1 官制改正後に於ける朝鮮總督の地位

昭和十七年十一月一日、同年勅令第七百二十七號を以て、朝鮮總督府官制に或る種の重要な改正が施された。而して之と對應して、更に勅令第七百二十九號を以て、「朝鮮總督及臺灣總督ノ監督等ニ關スル勅令」が公布せられた。右は現行の時局に鑑み、内外地行政の一元化の要請に應へたものであるが、それは實に朝鮮總督の地位に重大な變更を加へたものである。

(イ) 朝鮮總督と内務大臣との關係

今次内務省官制等の改正に依り、内務大臣が新たに朝鮮總督府に關する事務を統理することとなつたこと、竝に内務大臣は朝鮮總督に對し、朝鮮總督府に關する事務の統理上必要な指示を爲し得るに至つたことは、曩に述べた通りである(第二章第四節參照)。内務大臣が朝鮮總督府の事務を統理すると謂ふのは、從來拓務大臣が朝鮮總督府の事務を統理してゐたのと全く同様の立場であつて、唯内務大臣が拓務大臣の地位を襲つたものに過ぎない。唯從來拓務大臣の朝鮮總督に對する指示權は何等法上の認めらるゝものになつたにも拘らず、今回の改正に依り、内務大臣が朝鮮總督に對して指示權を有することとなつた點が從來と異なるのである。

内務大臣の指示とは、内務大臣が朝鮮總督に對して、朝鮮總督の處置として爲さるべきこと及び爲さるべからざることに付て、自己の意見を示すことである。尤も此の指示は、内務大臣の朝鮮總督府の事務統理上必要な範圍内のものたることを要する、従つて事務統理上の必要と關係なく廣く一般行政事務に付て、指示を爲し得ると謂ふ譯のものではない。それはともかくとして、内務大臣が指示を爲したるときは、朝鮮總督は之に對して如何なる態度を取るべきものであらうか。即ち朝鮮總督は必ず其の指示の内容に従つて行動することを要するのであるか否か。此の點に付ては、該勅令には何等規定せらるゝ所がない。従つて之に付ては、内務大臣と朝鮮總督との關係に付き、現在法制の

定むる一般原則に照して、之と兩立する意味を與へなければならぬのである。

惟ふに外地事務統理大臣と朝鮮總督の間が如何なる關係に置かれてゐるものであるかと謂ふ點に付ては、上來屢々述べ來りたる如く從來必ずしもはつきりしたものになつたようである。といふのは、兩者の間にはかの臺灣總督の場合に於けるが如き、監督被監督の關係を規定したものが存しない、従つて自然二つの相反する説が唱へられて來たのである。即ち、一は朝鮮總督府官制の文字的解釋より來るもので、拓務大臣は朝鮮總督に對し監督權なしとするものである、他は所謂國務大臣の輔弼責任其の他の點より考察して拓務大臣に監督權ありとするものである。即ち、第一のものはどこ迄も官制の文字に監督のことがないから、誰の監督をも承けないとするものである。尤も、拓務大臣は拓務省官制の定むる所に依り、「朝鮮總督府ノ事務ヲ統理ス」る職責を有する。而して其の事務統理の目的を達するが爲めには、監督は其の最も有效な手段であることは之を辭み得ない。乍併、此の事務統理の規定あるの故を以て、拓務大臣が當然監督權を有するものとは解せられない。従つて拓務大臣は朝鮮總督に對しては、同等に相對立し單に内部的に相協調するに止まるものである、とするのである。此の解釋は、從來朝鮮總督府官制の文字的解釋としては最も忠實なるものである。之に對し第二のものは、官制上の明文はないが朝鮮總督亦拓務大臣の監督を承けるとなすものである。何となれば我國の行政組織は、天皇の下に行政各部を各省(或る種のものに付ては内閣へも)に分配し各省の長官(内閣の所掌事項に付ては内閣總理大臣)は一方に於ては國務大臣として天皇を輔弼する職務を有すると共に、他方には天皇の下に於ける最高の行政官廳たる地位を有するものである。即ち憲法は各國務大臣が同時に中央行政官廳たるの地位に在ることを要求するもので、國務大臣に非ざるものを以て天皇に直隸する中央行政官廳たらしむることは、憲法に特に明文を掲げてゐる行政裁判所及會計検査院を除くの外は許されざる所である。何となれば憲

法は、國務大臣のみを以て國政に關する責任者として定めて居り、即ち國務大臣が行政の全般に付て一切の責任を負擔することを主義とするものである、而して自分が監督權を有たない官廳の行爲に對して責任を負ふと謂ふことは、事理の許さない所であるからである。従つて拓務大臣は外地統理に關する責任大臣として、當然朝鮮總督に對する監督權を有するものである。唯臺灣總督府官制等には、總督が拓務大臣の監督を承くと明言してゐるに反して、朝鮮總督府官制には此の種の規定を置いてゐないが、其の規定の差異は唯政治上・實際上の差異を示すに止まるものであつて、國法上理論上の差異を示すものではないとするものである。

私見に依れば、朝鮮總督は從來何人よりも一般的行政監督を承けざる者——即ち天皇に直隸する最高の行政官廳であると解する。何となれば朝鮮總督府官制は、從來「朝鮮總督ハ諸般ノ政務ヲ統理ス」と規定するのみで、何等之に對する監督の規定の存するを見ない。此の點臺灣總督府官制の「臺灣總督ハ拓務大臣ノ監督ヲ承ケ諸般ノ政務ヲ統理ス」とあつたのと、重大な差異を有する。尙又從來拓務省官制に依り、「拓務大臣ハ朝鮮總督府ノ事務ヲ統理ス」となつてゐた。乍併、それは唯朝鮮總督府の事務を統理すると謂ふ拓務大臣の職責を規定したものであつて、之に依つて何等朝鮮總督の地位に變更を加へたものではない。尤も拓務大臣が、自己の職責たる朝鮮總督府の事務統理の任務を全ふるに付て、朝鮮總督に對する監督權を有することは最も望ましいことであつたであらう。乍併、事務統理權を有するからと謂つて、當然に監督權を有することゝはならないのである。尙また朝鮮總督が何大臣の監督をも承けずとすれば我が憲法に於ける大臣責任の法理に反すると爲すものもあるも、本來國務大臣が帝國憲法上國務に付て天皇輔弼の責に任ずるのは、必ずしも其の總ての行政機關に對する監督權を有するが故ではない。假に一步を讓つて拓務大臣が朝鮮總督に對する監督權を有するものとした場合、他の監督權を有せざる大臣が尙朝鮮に關する事項に付て輔弼

の責に任ぜざるべからざる所以は、之を如何にして説明すべきものであらうか。之を要するに、各大臣は其の總ての行政機關に監督權を有するが故に輔弼の責に任ずるものにあらう、監督權を有することは實際上望ましいことであるかも知れないが、併し必ず監督權なくば輔弼を爲し得ないといふ譯のものではないのである。之を要するに朝鮮總督は、從來何人の監督をも承けざりしものと解するの外はないのである。

即ち朝鮮總督は從來飽く迄最高の行政官廳として、拓務大臣等の監督の下に服する者ではなかつたのである。此の地位と雖も勿論法の力に依つて變更せられ得るものであることは勿論である。乍併、かゝる變更が爲されたと謂ひ得るには、法の規定が、明かに、少くとも大なる疑を容るゝ餘地なきやう其の旨を規定した場合でなければならぬ。然るに今回の内務省官制の改正は、唯從來の拓務省官制の文句を其のまゝに移して、内務大臣は「朝鮮總督府ニ關スル事務ヲ統理ス」と規定してゐるに過ぎず、而して朝鮮總督府官制は從來通り「總督ハ諸般ノ政務ヲ統理ス」と規定し、何等内務大臣の監督を承くるが如き文字はないのである。即ち朝鮮總督と内務大臣の關係は、從來の朝鮮總督と拓務大臣との關係と何等異なる所がないのである。従つて内務大臣は朝鮮總督に對し、何等一般的行政監督の權限を有するものではないと解しなければならぬのである。今次勅令に現はれた所謂「指示」の語の如きは、決して從來朝鮮總督と拓務大臣の間に行はれたるが如き關係を變更するものと解することは出來ないのである。論者或ひは、内務大臣は朝鮮總督府の事務を統理するの職責を有し、従つて之に關する責を負はざるべからざるにも拘らず、其の職責を果す上に於て必要な指示を爲すも、尙總督をして之に應ぜしむべき法上の力無しとすれば、それは内務大臣に對して不可能を強いるものに非ずやと爲すものがあるであらう。即ち此の意味に於て逆に内務大臣に監督權ありと爲し、従つて其の指示に拘束力ありと説かんとするものもあるであらう。乍併、内務大臣の朝鮮總督府の事務統理に付ての

責に任ずるのは、總督に對して監督權を有するが爲めではないのである。それは唯己が職責たる朝鮮總督府の事務統理に付て、十分でなかつたといふ點に付て責を負ふのである。事は内閣總理大臣が各省大臣に對する監督權を有せざるにも拘らず、尙其の「行政各部ノ統一ヲ保持ス」といふ自己の職責を果し得ないといふ點に於て、責を負はざるを得ないのと一般である。之を要するに、内務大臣に對する指示權の附與に依り、兩者の間に監督被監督の關係が設定されたものと見ることは出来ないのである。尙また今次朝鮮總督府官制の改正に依り、朝鮮總督が上奏する場合に於ては、「内務大臣ニ由リ内閣總理大臣ヲ經」ることを要することになつた。従來は朝鮮總督府官制第三條、第六條、第七條等の規定に依り、總督の上奏は内閣總理大臣のみを経由することになつてゐたのが、今次の改正に依りかくは改められたものである。上奏の手續きに付て新しく内務大臣を経由することの要求せらるゝに至つたのは、實際問題としては内外地行政一元化に一步を進める爲めの含みを持つたものであらう。乍併、それだからと謂つて、之に依つて従來の朝鮮總督の地位に變動を及ぼしたものは考へられない。即ち之に依つても亦、兩者の間に監督・被監督の關係が設定されたものと爲すことは出来ないのである。之を要するに朝鮮總督と内務大臣の間には、其の一般行政に付ては何等監督・被監督の關係は存しないのである。即ち朝鮮總督は依然として、天皇に直隸する最高の行政官廳たるの地位を保有するものである。

右に述べたる所に依りても明らかなるが如く、内務大臣は朝鮮總督に對しては一般的行政監督の權限を有しない。内務大臣が朝鮮總督に對して爲す所の指示は、内務大臣の有する朝鮮總督府に關する事務統理權に基くもので、監督權に基くものではない。即ちそれはどこ迄も内務大臣の職責たる事務統理をして、其の實效あらしむべく認められたものに過ぎないのである。従つて朝鮮總督は、必ず其の内務大臣の指示に従ふことを要するものと解すべきでは

ないのである。然らば此の指示は如何なるものであるかと謂ふに、それは内務大臣が朝鮮總督に對して、或る措置を爲すべきこと又は或る措置を爲さざるべきことに付て、自己の意見を述ぶるものに過ぎないといふの外はないのである。

此の如く、内務大臣の指示のあつたとき、朝鮮總督が之に従ふを要しないとすれば、指示なるものは法上何等の意味をも持たないものであらうか。然らず、内容的には其の指示に従ふことを要しないのであるが、指示のあつた場合には、朝鮮總督は必ず之を受くることを要し、且つ其の内容に付て充分考慮を爲すことを要する。朝鮮總督は、内務大臣の指示など之を受くべき限りではないと謂つて、之を拒むことは出来ないものである。又指示を受けても、そんなものは問題とするに及ばないとして、之を抛擲しておくことは出来ないもので、必ず其の内容に付て考慮することを要する。之は法的の意味であり、且つ一種の拘束である。茲に注意すべきは、指示の内容に従ふの必要といふこと、指示を受け且つ考慮するの必要といふこととを混同してはならないことである。必ず指示された所を聞き且つ之に付て考慮しなければならぬといふことは、法的の意味に於ても一種の拘束である。此の意味に於て指示は法的の拘束力を持つてゐるのである。指示に従ふことを要しないといふことを以て、法的に拘束力なく、法上無意味な謂はゞ道徳的なものゝ如くに考ふべきではないのである。

(ロ) 朝鮮總督と内閣總理大臣及び各省大臣との關係

今回朝鮮總督府官制の改正に依り、總督は「別ニ定ムル所ニ依リ内閣總理大臣及各省大臣ノ監督ヲ承ク」ることとなつた。そして之に對應する勅令第七百二十九號「朝鮮總督及臺灣總督ノ監督等ニ關スル勅令」に依り、内閣總理大臣及び各省大臣が各其の當該事務に付き、特定の範圍内に於て朝鮮總督を監督し、且つ其の監督上必要なる限度に於

ては、朝鮮總督に對して指示を爲し得るに至つた。即ち右勅令に依り朝鮮總督は(一)統計に關する事務に付ては内閣總理大臣の、(二)貨幣、銀行及び關稅に關する事務に付ては大藏大臣の、(三)大學、高等學校、專門學校及び實業專門學校並びに此等の學校に準すべき各種學校に於ける教育並びに氣象に關する事務に付ては文部大臣の、(四)米麥其の他の主要食糧農産物及び海洋漁業に關する事務に付ては農林大臣の、(五)重要鑛工業、貿易度量衡及び計量に關する事務に付ては商工大臣の、(六)郵便、電氣通信、海運(沿岸航路を除く)及び航空に關する事務に付ては逓信大臣の、(七)鐵道に關する事務に付ては鐵道大臣の、(八)外國爲替管理に關する事務に付ては大藏大臣及び商工大臣の監督を承けることとなつた。而して列記の如き事項に付ては、朝鮮總督は内閣總理大臣及び各省大臣より監督上必要な指示を受けることになつたのである。即ち朝鮮總督は此の限度に於ては、恰も内閣總理大臣及び各省大臣の下級官廳たるが如き地位を有するに至つたのである。之はまことに重大なる地位の變化である。

惟ふに明治四十三年九月、初めて朝鮮總督府官制の公布を見て以來茲に三十有餘年、未だ嘗て朝鮮總督に對する監督の文字が官制に現はれたことはなかつた。即ち從來朝鮮總督は、天皇に直隸する最高の行政官廳として、何人の監督をも承くるものに非ずとされて來たのである。それが假令個別的行政監督の範圍に止まるとは謂へ、今回官制の明文を以て、朝鮮總督が内閣總理大臣及び各省大臣の監督を承くることとなつた。まことに重大なる地位の變化を來したものと謂はなければならぬ。

尤も茲に注意しなければならぬことは、朝鮮總督が内閣總理大臣及び各省大臣より個別的行政監督を受くるに至つたと謂つても、それに依つて朝鮮總督が此等諸大臣の下級官廳となつたものではないといふことである。上級官廳は通例下級官廳に對して監督權を有するものであるが、乍併、逆に監督權を有するからと謂つて必ずしも常に上級官

廳となるものではない。ある官廳が他の官廳に對して上級官廳たるの地位を有するや否やは、兩者の間に存する本來の關係に依つて自ら定まつて來るものであつて、必ずしも監督權の有無に依つて定まるべきものではない。朝鮮總督は本來天皇に直隸する最高の行政官廳たるの地位を有するものである。而して假令それがある範圍に於て、内閣總理大臣及び各省大臣の個別的行政監督を承くることになるとするも、それに依つて毫も朝鮮總督の天皇に直隸するといふ立場——最高の行政官廳たるの立場——に變更を來すものではないのである。例へば軍司令官は天皇に直隸し、部下諸部隊を統率し、軍事に係る諸件を統理する最高の軍令機關であるが、乍併、軍政及び人事に關しては陸軍大臣、動員計畫及び作戰計畫に關しては參謀總長、教育に關しては教育總監の區署を承くるものとなつてゐる。さればと謂つて其の區署を承くるの故を以て、軍司令官が天皇に直隸するといふ其の最高性を、何等損ふものではないのである。即ち其の區署を承くるの故を以て、軍司令官が陸軍大臣、參謀總長及び教育總監の下級機關となるものではない。事は朝鮮總督の場合に於ても同様であつて、即ち朝鮮總督はある範圍に於て内閣總理大臣及び各省大臣の個別的行政監督を承くるとするも、之に依つて其の下級官廳となるものではなく、依然として天皇に直隸する最高の行政官廳たるの立場を把持するものである。論者或ひは天皇に直隸する最高の行政官廳たる地位を有する朝鮮總督に對し、假令個別的範圍のものに限るとは謂へ、内閣總理大臣及び各省大臣の監督を承けしめる——即ち下級官廳の如き地位を有せしめる——と謂ふことは、其の各省大臣の立場との比較の上よりするも、之を不可なりとする向もあるであらう。乍併、各省大臣が其の常に最高の行政官廳たるの立場を把持することを要求せらるゝのは、それが一面、國務大臣として帝國憲法上天皇輔弼の責を有するからである。即ち、各省大臣は假令其の行政官廳たるの立場に於ても、他の行政官廳の監督の下に置かれる——下級官廳の如き地位に置かれる——と謂ふことは、天皇輔弼の責に任ずる國務大臣の

地位と兩立しないからである。乍併、事は朝鮮總督の場合に於ては、全く之と異つてゐる。何となれば朝鮮總督は國務大臣ではない、従つて之を絶對的に最高の行政官廳たらしむるか否かと謂ふことは、全く時の政策の決する所である。従つて之に原則としては最高の行政官廳たるの地位を有せしめると共に、ある範圍に於て下級官廳の如き地位に立たしめると謂ふことは、何等差支へのない所である。

此の如く内閣總理大臣及び各省大臣は、朝鮮總督に對して個別的行政監督の權限を有することとなつた。従つて内閣總理大臣及び各省大臣が、此の監督權に基いて發する指示に對しては、朝鮮總督は之に従はざるを得ないといふ拘束を受ける。此の點前の内務大臣が事務統理權に基いて發する所の指示とは、全く其の趣を異にするものである。従つて朝鮮總督が其の指示せられた所に従はずして別個の措置を執つたならば、それは明かに勅令に違反すると謂ふことになるのである。乍併、右の指示はどこ迄も監督權に基く所のものであつて、かの指揮權に基く所のものではない。従つてそれは所謂訓令又は指令等の性質を有するものではない。ある官廳が他の官廳に對して訓令又は指令を發し得る爲めには、現行法制上必ず其の官廳に指揮權の附與されてゐることを要する。而してかゝる場合に於ては、其の指揮權の性質上相手方に對し、強く且つ立ち入つた訓令又は指令を發し得るのである。然るに今回の監督勅令に於ては、唯内外地行政一元化の目的を達する爲、内閣總理大臣及各省大臣に對し、特定行政事務の範圍内に於て朝鮮總督に對する監督權を認め、而して此の監督權をして實效あらしむべく指示權を認めたるものに過ぎないのである。即ち内閣總理大臣及び各省大臣は、何等朝鮮總督に對して指揮權を有するものではないのである。従つて内閣總理大臣及び各省大臣の朝鮮總督に對して爲すところの指示は、かの指揮權に基く訓令・指令の如く個々細目の點に迄も立ち入るが如きものではあり得ないのである。固より監督權に基く指示と雖も、之に従はざるべからざる法上の拘束を受くることは、指揮權に基く訓令・指令等と同様である。乍併、其の性質に於ては、兩者其の趣を異にするものなのである。

2 朝鮮總督府の部内機構

一 朝鮮總督の權限 朝鮮總督府に於ける最高首腦者は謂ふ迄もなく朝鮮總督である。總督は總督府官制(註一)の定むる所に依り朝鮮を管轄し、諸般の政務を統理する。即ち朝鮮總督は朝鮮の政務に關して、天皇の御親裁事項及各省大臣の權限に屬するもの(例へば軍政、外交、曆時等其の性質上中央政府に統一運營されることの必要なるもの又は法令の規定に依り特に中央政府の權限に屬せしめたるもの)を除き、一切の權限を有する。従つて内地ならばさしずめ各省大臣の權限に屬するやうな事項も、みな總督の權限に屬してゐるのである。尤も今回の改正に依り勅令所定の事項に限り、内閣總理大臣及び各省大臣の個別的行政監督を承くるに至つたことは、前項に於て述べた通りである。總督は一般的に上奏を爲しました裁可を受けることが出来る。乍併、奏任文官の進退・所部文官の敘位敘勳等に付ては、法令の規定に依り必ず之を上奏しました裁可を受くることを要する。尙此の上奏を爲しました裁可を受くるに付ては、官制の定むる所に依り、内務大臣に由り内閣總理大臣を経由することを要する。

總督は鮮内の安寧秩序保持の爲めに必要ありと認むるときは、朝鮮に於ける陸海軍の司令官に對して兵力の使用を請求することが出来る。これは前にも述べた如く、大正八年の官制改正に依り總督に對する兵權委任が解かれたので其の時に挿入された條文である。

總督は法律の特別の委任に依り、其の命令を以て法律事項を規定することを得る(明治四十四年法律第三十號第一條)。之を制令といふ。制令の制定に付ては内閣總理大臣を経て勅裁を請はなければならぬ。乍併、臨時緊急を要する場合に於ては、總督は直に制令を發することが出来る。尤も此の場合に於ては其の發布後直に勅裁を請はなければなら

ない。若し其の勅裁の得られない場合は、總督は直に其の制令の將來に向つて効力の無いことを公布しなければならぬ。尙制令は朝鮮に施行した法律並に特に朝鮮に施行する目的を以て制定した法律及勅令に違背することを得ないといふ制限がある。尙制令の制定に付て上奏を爲す場合には、法律は其の内閣總理大臣のみを経由することを以て足れりとし、一般事務統理權を有する内務大臣又は個別的行政監督の權限を有する各大臣を経由することを要求してゐない。併し之は問題である。尙此等の點に付ては、後に制令の章下に於て詳述する。尙總督は其の職權又は特別の委任に依り、朝鮮總督府令を發することが出来る。府令には一年以下の懲役若しくは禁錮、拘留、二百圓以下の罰金又は科料の罰則を附することを得る。

總督は所轄官廳の命令又は處分にして、制規に違ひ公益を害し又は權限を犯すものありと認むるときは、其の命令又は處分を取消し又は停止することを得る。尙總督は所部の官吏を統督する。

其の他總督は法令の定むる所に依り、廣く管内に於ける自治團體其の他の監督を爲し、また各種の行政行爲を爲すものであるが、其の特別の職權として、皇室令の特別の委任に依り、朝鮮に於ける李王職・李王歳費・朝鮮貴族に付て監督權を有する(明治四十三年皇室令第三九號、第四〇號及第一五號)。總督は其の限度に於ては、實質上官内機關たる地位をも兼ねてゐる譯である。

尙朝鮮總督が故障あるときは「勅命ヲ以テ他の親任官ヲシテ臨時其ノ職務ヲ代理セシム」(昭和二年勅令第八二號朝鮮總督府臨時代理ニ關スル件)。即ち政務總監が當然に代理するといふ立前にはなつてゐないことに注意を要する。

二 朝鮮總督の補助機關 總督の最高の輔佐官として、政務總監が置かれてゐる。政務總監は親任官で、總督を輔佐し府務を統理し各部局の事務を監督する。總督府の部局は、總督官房の外、總務・司政・財務・殖産・農林・法務・

學務・警務の八局を數へる。尙外局としては逓信局・鐵道局・專賣局・稅關其の他を數へることが出来る。

三 朝鮮總督の諮問機關 朝鮮總督の一般的諮問機關として朝鮮總督府中樞院がある(註二)。中樞院は朝鮮總督に隸し其の諮詢に應ずるの外、總督の命に依り朝鮮の舊慣及制度を調査する。議長(政務總監)・副議長一人(親任待遇)・顧問五人(親任待遇)・參議六十五人(勅任待遇又は奏任待遇)を以て組織され、書記官長(總督府局長兼任)等が附屬する。副議長・顧問・參議は總督の奏請に依り内閣に於て之を命じ、任期は三年とする。官制上の規定はないが、副議長以下は朝鮮人を任命するのを例としてゐる。尙中樞院の諮問事項は法定せられず、それは一に總督の運用如何に繫つてゐる。尙又議員に對する身分の保障はなく、總督は必要と認むる場合には任期中と雖もいつでも議員を解任することを妨げない。

(註一) 朝鮮總督府官制(拔萃)

- 第一條 朝鮮總督府ニ朝鮮總督ヲ置ク
- 總督ハ朝鮮ヲ管轄ス
- 第二條 總督ハ親任トス
- 第三條 總督ハ諸般ノ政務ヲ統理シ内務大臣ニ由リ内閣總理大臣ヲ經テ上奏ヲ爲シ及裁可ヲ受ク
- 總督ハ別ニ定ムル所ニ依リ内閣總理大臣及各省大臣ノ監督ヲ承ク
- 第三條ノ二 總督ハ安寧秩序ノ保持ノ爲必要ト認ムルトキハ朝鮮ニ於ケル陸海軍ノ司令官ニ兵力ノ使用ヲ請求スルコトヲ得
- 第四條 總督ハ其ノ職權又ハ特別ノ委任ニ依リ朝鮮總督府令

第三章 外地の行政機構

- ヲ發シ之ニ一年以下ノ懲役若ハ禁錮、拘留、二百圓以下ノ罰金又ハ科料ノ罰則ヲ附スルコトヲ得
- 第五條 總督ハ所轄官廳ノ命令又ハ處分ニシテ制規ニ違ヒ公益ヲ害シ又ハ權限ヲ犯スモノアリト認ムルトキハ其ノ命令又ハ處分ヲ取消シ又ハ停止スルコトヲ得
- 第六條 總督ハ所部ノ官吏ヲ統督シ奏任文官ノ進退ハ内務大臣ニ由リ内閣總理大臣ヲ經テ之ヲ上奏シ判任文官以下ノ進退ハ之ヲ專行ス
- 第七條 總督ハ内務大臣ニ由リ内閣總理大臣ヲ經テ所部文官ノ敘位敘勳ヲ上奏ス
- 第八條 總督府ニ政務總監ヲ置ク
- 政務總監ハ親任トス

政務總監ハ總督ヲ輔佐シ府務ヲ統理シ各部局ノ事務ヲ監督ス

第九條 總督府ニ總督官房並ニ左ノ八局及一部ヲ置ク

- 總務局
- 財務局
- 殖産局
- 農林局
- 法務局
- 學務局
- 警務局

(以下略)

(註二) 朝鮮總督府中樞院官制(抜萃)

第一條 朝鮮總督府中樞院ハ朝鮮總督ニ隸シ朝鮮總督ノ諮詢ニ應スル所トス

前項ノ外朝鮮總督ハ中樞院ヲシテ朝鮮ニ於ケル舊慣及制度ニ關スル事項ヲ調査セシムルコトヲ得

(中略)

第三條 中樞院議長ハ朝鮮總督府政務總監ヲ以テ之ニ充ツ

議長ハ院務ヲ總管シ中樞院ヨリ發スル一切ノ公文ニ署名ス中樞院副議長ハ議長ヲ輔佐シ議長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

第四條 顧問及參議ハ院議ヲ審定ス

第五條 勸除

第六條 副議長、顧問及參議ハ朝鮮總督ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

副議長、顧問及參議ノ任期ハ三年トス但シ必要アル場合ニ於テハ任期中解任スルコトヲ妨ケス

第七條 副議長ニハ年額四千圓以内、顧問及參議ニハ三千圓

以内ヲ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ手當トシテ支給ス但シ官吏ニシテ副議長、顧問又ハ參議タル者ニハ手當ヲ支給セス

第八條 勸除

第九條 書記官長ハ朝鮮總督府ノ局長ヲシテ之ヲ兼ネシム議長ノ監督ヲ承ケ院務ヲ掌理ス

(以下略)

第二款 朝鮮に於ける地方行政機構の變遷

一 官治行政機構

1 統監府時代

明治三十八年韓國京城に統監府が置かれたことは、前に中央行政機構の變遷の項に於て述べた所であるが、尙其の時之に照應する地方行政機構として、韓國内須要の地に理事廳が置かれた(前掲明治三十八年勅令第二六七號統監府及理事廳官制參看)。而して理事廳には理事官以下所要の職員が配置されたが、理事官は其の責任者として統監の指揮監督を受け、從來韓國在勸領事に屬した事務並に條約及法令に基き理事官の執行すべき事務を管掌した。尙理事官は安寧秩序を保持する爲め緊急の必要ありと認むる場合に於て、統監の命を請ふの追なきときは、當該地方駐在の帝國軍隊の司令官に移牒して出兵を請ふことが出來た。理事官はまた韓國の施政事務にして條約に基き義務の履行の爲め必要あるものに付て、事緊急を要し統監の命を請ふの追なしと認むるときは、直に韓國當該地方官憲に移牒して之を執行せしめ、然る後之を統監に報告すべきものとなつてゐた。尙理事官は理事廳令を發し之に罰金十圓以内、拘留又は科料の罰則を附することを得た。

尙茲に注意すべきは、理事廳は警察權を有せざるの點である。當時韓國内の警察機構としては、前にも述べたるが如く別に統監府警察官署官制に基き警察機構が持立してゐた。所謂憲兵警察の制であつて、中央の統監府すらも直接には警察機構にタッチしなかつたのである。地方に於ても警察は同じく憲兵警察の組織に依つて律せられ、従つて理事官は直接之にはタッチしなかつたのである。

2 明治四十三年の朝鮮總督府地方官官制

明治四十三年九月二十九日、同年勅令第三百五十四號を以て朝鮮總督府官制が公布せられたが、同日附勅令第三百五十七號を以て朝鮮總督府地方官官制(註一)が公布された。之に依ると朝鮮に京畿道・忠清南道・全羅南道・慶尙南道・黃海道・平安南道・江原道・咸鏡南道道の十三道を置き、各道に長官以下の職員を置くことになつて

ある。而して道長督は朝鮮總督に隸し法令を執行し、管内の行政事務を管理し、所屬官吏を指揮監督する。道長官は管内行政事務に關し、職權又は委任の範圍内に於て道令を發することが出来る。道長官は府尹又は郡守の命令又は處分で、制規に違ひ公益を害し又は權限を犯すものありと認むるときは、其の命令又は處分を取消し又は停止することが出来る。尙此の時に於ても朝鮮の地方警察機構は、朝鮮總督府警察官署官制に依つて成り、地方官官制から持立してゐる。即ち統監府時代より引續き、依然として憲兵警察の制を取つてゐるのである。乍併、道長官は道行政の執行に關し實際問題として警察權の行使を必要とすることを免れないので、場合に依り道長官をして自ら警察官を使用することを得しめ、また地方警察事務に關し、道警務部長をして必要な命令を發せしめ又は必要な處分を爲さしめ得ることとした。道長官はまた安寧秩序を保持する爲め兵力を要するときは、之を朝鮮總督に具狀しなければならぬ。乍併、非常急變の場合に際しては、直に當該地方駐在軍隊の司令官に出兵を要求することを得ることとした。各道に府及郡を置き、府に府尹以下の職員・郡に郡守以下の職員が置かれた。府尹又は郡守は道長官の指揮監督を承けて法令を執行し、管内の行政事務を掌理し、部下の官吏を指揮監督するものである。各府郡に面を置き、それに面長が置かれた。面長は府尹又は郡守の指揮監督を承けて、面内の行政事務を補助執行するものである。

(註一) 朝鮮總督府地方官官制抜萃

(明治四十三年勅令第三百五十七號)

第一條 朝鮮ニ左ノ道ヲ置ク
京畿道
忠清北道

忠清南道
全羅北道
全羅南道
慶尙北道
慶尙南道

黃海道
平安南道
平安北道
江元道
咸鏡南道
咸鏡北道

道ノ位置及管轄區域ハ朝鮮總督之ヲ定ム

(中略)

第五條 道長官ハ朝鮮總督ニ隸シ法令ヲ執行シ管内ノ行政事務ヲ管理シ所屬官吏ヲ指揮監督ス

道長官ハ道行政ノ執行ニ關シ管内ノ警察官ヲ使用スルコトヲ得

道長官ハ地方警察事務ニ關シ道警務部長ヲシテ必要ナル命令ヲ發セシメ又ハ之ニ對シ必要ナル處分ヲ命スルコトヲ得

第六條 道長官ハ管内行政事務ニ關シ職權又ハ委任ノ範圍内ニ於テ道令ヲ發スルコトヲ得

第七條 道長官ハ府尹又ハ郡守ノ命令又ハ處分ニシテ制規ニ違ヒ公益ヲ害シ又ハ權限ヲ犯スモノアリト認ムルトキハ其ノ命令又ハ處分ヲ取消シ又ハ停止スルコトヲ得

第八條 道長官ハ安寧秩序ヲ保持スル爲メ兵力ヲ要スルトキハ之ヲ朝鮮總督ニ具狀スヘシ但シ非常急變ノ場合ニ際シテハ直ニ當該地方駐在軍隊ノ司令官ニ出兵ヲ要求スルコトヲ得

(中略)

第三章 外地の行政機構

第十七條 各道ニ府及郡ヲ置ク

府及郡ノ名稱、位置及管轄區域ハ朝鮮總督之ヲ定ム

(中略)

第二十一條 府尹又ハ郡守ハ道長官ノ指揮監督ヲ承ケ法令ヲ執行シ管内ノ行政事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

府事務官ハ府尹ノ命ヲ承ケ府務ヲ掌ル

府通譯官ハ上官ノ命ヲ承ケ通譯ヲ掌ル

(中略)

第二十三條 各道及各府郡ニ參事ヲ置クコトヲ得

參事ノ定員ハ朝鮮總督之ヲ定ム

參事ハ道、府郡管轄内ニ居住シ學識名望アル者ニ就キ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ道長官之ヲ命ス

第二十四條 參事ハ名譽職トス道長官又ハ府尹、郡守ノ諮問ニ應スルモノトス

第二十五條 各府郡ニ面ヲ置ク

面ニ面長ヲ置ク判任官ノ待遇トス府尹又ハ郡守ノ指揮監督ヲ承ケ管内ノ行政事務ヲ製助執行ス

面及面長ニ關スル規定ハ朝鮮總督之ヲ定ム

(以下略)

3 大正八年の朝鮮總督府地方官制の改正

大正八年八月十九日、同年勅令第三百九十一號を以て朝鮮總督府地方官制の改正（註一）が行はれた。此の改正中最も重要な點は、中央警察機關が朝鮮府に統合されたのに照應して、地方警察機關が新に道知事の傘下に入つたことである。即ち各道に新に第三部なるものが置かれ、第三部長は警察及衛生事務の執行に關し、知事の命を承け部下の警視・警部・警部補及巡查を指揮監督することになつた。又道の下の警察官廳として各府郡に警察署が置かれ、地方官たる警視・警部を以て警察署長に補することになつた。要するに今回の改正に依つて、從來の憲兵警察の制度が全面的に廢せられ、新に文官警察の制度が確立せられた譯である。

官制改正前の所謂憲兵警察制度は、前にも述べたるが如く明治四十三年六月帝國政府が韓國政府より警察權の委任を受けたるに始まり、統監府警察官署官制に依つて各道に警務部が置かれ、それは地方行政機關の外に特立したのである。明治四十三年八月、韓國併合條約締結せられ、統監府を廢止し、新に朝鮮總督府が設置せられ、統監府警察官署は朝鮮總督府警察官署と改められたが、所謂憲兵警察制度は當時の現狀に鑑み、止むを得ざる機宜の施設として依然としてそれが踏襲された。爾來同制度には多少の改正が加へられたが、憲兵警察制度其のものには何等の改變を加へらるゝことなく、同制度の實施は前後十年の長きに及んだのである。然るに、社會狀態は年と共に變遷し、特に歐洲大戰以來急激なる時勢の進展を來し、所謂文治主義の主張は漸く高きを加へ來つた。偶々大正八年三月、朝鮮に獨立騒擾事件が勃發するや、廟議も亦總督政治の根本的改革を行ふと共に、憲兵警察制度を改めて純然たる普通警察に還元するの必要を認め、茲に中央地方を通じて警察機構の根本的大改正が爲された譯である。

（註一） 朝鮮總督府地方官制中改正拔萃（大正八年勅令第三百九十一號）

第十二條 第一項ヲ左ノ如ク改ム

各道ニ知事官房、第一部、第二部及第三部ヲ置ク

第十三條 中「道長官」ヲ「知事」ニ改メ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

第三部長ハ警察及衛生事務ノ執行ニ關シ知事ノ命ヲ承ケ部

下ノ警視、警部、警部補及巡查ヲ指揮監督ス

第十五條ノ二 警視ハ知事ノ命ヲ承ケ警察及衛生事務ヲ分掌

シ部下ノ警部、警部補及巡查ヲ指揮監督ス

第十六條ノ二 各府郡ニ警察署ヲ置ク但シ朝鮮總督ハ地方ノ

必要ニ應ジ別ニ區域ヲ定メテ警察署ヲ置クコトヲ得

警察署ノ位置及管轄區域ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第十六條ノ三 警察署長ハ警視又ハ警部ヲ以テ之ニ充ツ

警察署長ハ上官ノ指揮ヲ承ケ管内ノ警察及衛生事務ヲ掌理

シ部下ノ職員ヲ指揮監督ス

（以下略）

4 現行官制の下に於ける朝鮮の地方行政機構

現在に於ける朝鮮の地方官治機構は、上述の大正八年の改正以來其の根本趣旨に於ては何等變化がない。即ち現行官制（註一）に依ると、道は同じく十三であり、各道には知事・參與官以下の職員が配置されてゐる。知事は朝鮮總督に隸し法令を執行し、管内の行政事務を管理し、所屬官吏を指揮監督する。知事は管内の行政事務に關し、職權又は委任の範圍内に於て道令を發することが出来る。知事は府尹、郡守又は島司の命令又は處分にして制規に違ひ公益を害し又は權限を犯すものありと認むるときは、其の命令又は處分を取消し又は停止することを得る。知事は安寧秩序を保持する爲め兵力を要するときは、之を朝鮮總督に具狀する、但し非常急變の場合に際しては、直に當該地方駐在軍隊の司令官に出兵を要求することが出来る。參與官は知事の諮問に應じ、又は臨時命を承けて事務に服する。各道の内部組織は、知事官房・内務部及警察部から成つてゐる。乍併、總督が必要と認めた場合には、道を指定して産業部を置くことを得る。

各府郡島に警察署を、京城府、釜山府、平壤府及清津府に消防署を置く。乍併、總督は地方の必要に應じ別に區域

を定めて警察署を置くことが出来る。

道内を更に区分して府郡及島の行政區劃を置く。其の長を府尹・郡守及島司とし、それ等は何れも知事の指揮監督を受け法令を執行し、管内の行政事務を掌理し部下の官吏を指揮監督する。尙島司は管内の行政事務に關し、法令に依り又は知事より委任せられた事件に付て島令を發することを得る。

各郡島には更に細分された行政區劃として邑面が置かれる。邑面長は郡守又は島司の指揮を受け、邑面内の行政事務を補助執行する。

(註一) 朝鮮總督府地方官官制(沿革)

- 第一條 朝鮮ニ左ノ道ヲ置ク
- 京畿道
- 忠清北道
- 忠清南道
- 全羅北道
- 全羅南道
- 慶尙北道
- 慶尙南道
- 黃海道
- 平安南道
- 平安北道
- 江元道
- 咸鏡南道

咸鏡北道

道ノ位置及管轄區域ハ朝鮮總督之ヲ定ム

(中略)

第五條 知事ハ朝鮮總督ニ隸シ法令ヲ執行シ管内ノ行政事務ヲ管理シ所屬官吏ヲ指揮監督ス

所部ノ判任官以下ノ進退ハ知事之ヲ行フ

第六條 知事ハ管内ノ行政事務ニ關シ職權又ハ委任ノ範圍内ニ於テ道令ヲ發スルコトヲ得

第七條 知事ハ府尹、郡守又ハ島司ノ命令又ハ處分ニシテ制

規ニ違ヒ公益ヲ害シ又ハ權限ヲ犯スモノアリト認ムルトキハ其ノ命令又ハ處分ヲ取消シ又ハ停止スルコトヲ得

第八條 知事ハ安寧秩序ヲ保持スル爲兵力ヲ要スルトキハ之ヲ朝鮮總督ニ具狀スヘシ但シ非常急變ノ場合ニ際シテハ直ニ當該地方駐在軍隊ノ司令官ニ出兵ヲ要求スルコトヲ得

第九條 知事事故アルトキハ官等ノ順序ニ從ヒ事務官其ノ職務ヲ代理ス

第十條 知事ハ其ノ職權ニ屬スル事務ノ一部ヲ府尹、郡守、島司又ハ警察署長ニ委任スルコトヲ得

第十一條 參與官ハ知事ノ諮問ニ應シ又ハ臨時命ヲ承ケ事務ニ服ス

第十二條 各道ニ知事官房、内務部及警察部ヲ置ク

朝鮮總督必要アリト認ムルトキハ道ヲ指定シテ産業部ヲ置クコトヲ得

官房及各部ノ事務分掌ハ朝鮮總督之ヲ定ム

(中略)

第十六條ノ二 各府郡島ニ警察署、京城府、釜山府、平壤府及濟津府ニ消防署ヲ置ク但シ朝鮮總督ハ地方ノ必要ニ應シ別ニ區域ヲ定メテ警察署ヲ置クコトヲ得

警察署及消防署ノ位置及管轄區域ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第十六條ノ三 警察署長及消防署長ハ警視又ハ警部ヲ以テ之ニ充ツ

警察署長ハ上官ノ指揮ヲ承ケ管内ノ警察及衛生事務ヲ掌理シ部下ノ職員ヲ指揮監督ス

消防署長ハ上官ノ指揮ヲ承ケ管内ノ消防事務ヲ掌理シ部下ノ職員ヲ指揮監督ス

二 自治行政機構

第三章 外地の行政機構

ノ職員ヲ指揮監督ス

(中略)

第十七條 道ニ府、郡及島ヲ置ク

(中略)

第二十一條 府尹、郡守又ハ島司ハ知事ノ指揮監督ヲ承ケ法令ヲ執行シ管内ノ行政事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

府尹、郡守又ハ島司事故アルトキハ知事ノ指定シタル府郡島ノ屬各其ノ職務ヲ代理ス但シ京城府ニ在リテハ官等ノ順序ニ從ヒ事務官、釜山府、大邱府、平壤府及羅津府ニ在リテハ理事官府尹ノ職務ヲ代理ス

(中略)

第二十五條 各郡島ニ邑面ヲ置ク

邑面ニ邑面長ヲ置ク判任官ノ待遇トス但シ百人ヲ限リ之ヲ奏任官ノ待遇ト爲スコトヲ得

邑面長ハ郡守又ハ島司ノ指揮ヲ承ケ邑面内ノ行政事務ヲ製助執行ス

邑面及邑面長ニ關スル規程ハ朝鮮總督之ヲ定ム

(以下略)

1 地方自治行政前史時代

明治四十三年日韓併合を見るや、行政機構に關する各種法令は相續いで公布を見た。乍併、地方自治行政に關するものゝみは一も之を見ることが出来なかつた。蓋し當時併合早々のことでもあり、また文化の程度一般に自治に適せざる状態にあつた朝鮮の實情に照し蓋し當然のことであつたであらう。唯道に付ては韓國隆熙三年法律第十二號を以て道地方費法の制定さるゝあり、合併後に於てもそれが引續き效力を有してゐた。本法に依る道地方費なるものは、極めて制限された能力しか保有してゐなかつたけれども、ともかく其の本質としては一種の地方團體とも見るべきもので、後に大正九年道地方費法の制定を見る迄約十年間其の役目を果してゐたのである。尙當時道の下には行政區劃として府及郡が置かれ各府郡にはまた面が置かれた（前掲明治四十三年勅令第三五七號朝鮮總督府地方官制參看）。府・郡及面は何れも純然たる行政區劃であつて、もとより法人格を有するものではない。乍併、それ等のものは本來其の性質上地方團體的性格を具有してゐるものとも見らるべきものである、各道の外各府郡にも亦、道長官又は府尹・郡守の諮問機關として參事が置かれたのも此の理由と解する。尙參事は道・府郡管内に居住し、學識名望ある者に就き朝鮮總督の認可を受けて道長官が之を命ずるものである。

其の後大正二十年十月三十日、制令第七號を以て府制（註一）が公布された。これは府を以て公法人とした最初の法規であつて、こゝに初めて府は其の地方團體たるの地位がはつきりした譯である。右府制に依れば府は法人であつて官の監督の下に其の公共事務法令に依り府に屬する事務を處理するものである。府は地域團體であつて、府内に住所を有する者は、皆其の構成員となる。府の理事機關たる府尹は、府を統轄して之を代表するものであるが、それは行政官廳たる府尹と同一人である。尙府には議決機關はなく、單に府尹の諮問機關として協議會が置かれたのみである。

協議會は府尹及協議會員を以て組織されるものであるが、協議會員は府の住民中より總督の認可を受け道長官が之を命ずる。協議會員は名譽職で其の任期は二年であるが、若し協議會員が其の職務を怠り又は體面を汚損するやうな行爲があつた場合には、道長官は朝鮮總督の認可を受けて之を解任することが出来る。協議會は府の事務に關する府尹の諮問機關であるが、其の諮問事項は、（一）府條例を設け又は改廢する事、（二）歳入出豫算を定める事、（三）府債に關する事、（四）歳入出豫算を以て定むるものを除くの外新に義務の負擔を爲し又は權利の拋棄を爲す事、（五）基本財産、特別基本財産及積立金穀等の設置又は處分に關する事、（六）府の廢置又は境界變更の場合に於ける産財處分に關する事、（七）以上の外府尹に於て必要と認むる事である。府は其の公益上必要ある場合に於ては、寄附又は補助を爲すことが出来るし、また其の必要な費用を支辨し及法令に依り府の負擔に屬する費用を支辨する義務を負ふ。府は其の財産から生ずる収入、使用料、手数料其の他府に屬する収入を以て其の支出に充て、仍ほ不足あるときは、府税及夫役現品を賦課徴收することが出来る。

（註一） 府制抜萃（大正二年制令第七號）

- 第一條 府ハ法人トス官ノ監督ヲ承ケ其ノ公共事務及法令ニ依リ府ニ屬スル事務ヲ處理ス
- 第二條 府ノ廢置及府ノ區域ハ朝鮮總督之ヲ定ム
- 府ノ廢置又ハ境界變更ノ場合ニ於テ財産處分ヲ要スルトキハ道長官ハ府尹ノ意見ヲ聽キ朝鮮總督ノ許可ヲ受ケ其ノ處分方法ヲ定ム
- 第三條 府内ニ住所ヲ有スル者ハ其ノ府住民トス
- 府住民ハ本令ニ依リ府ノ營造物ヲ共用スル權利ヲ有シ府ノ
- 負擔ヲ分任スル義務ヲ負フ
- 第四條 府ハ府住民ノ權利義務又ハ府ノ事務ニ關シ府條例ヲ設ケルコトヲ得
- 府條例ハ一定ノ公告式ニ依リ之ヲ告示スヘシ
- 第五條 府尹ハ府ヲ統轄シ之ヲ代表ス
- （中 略）
- 第十一條 府ニ協議會ヲ置キ府尹及協議會員ヲ以テ之ヲ組織ス
- 協議會ハ府ヲ以テ議長トス

協議會員ノ定員ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第十二條 協議會ハ府ノ事務ニ關シ府尹ノ諮問ニ應ス

協議會ニ諮問スヘキ事件左ノ如シ

一 府條例ヲ設ケ又ハ改廢スル事

二 歳入歳出豫算ヲ定ムル事

三 府債ニ關スル事

四 歳入出豫算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外新ニ義務ノ負擔ヲ爲シ又ハ權利ノ拋棄ヲ爲ス事

五 基本財産特別基本財産及積立金數等ノ設置又ハ處分ニ關スル事

六 第二條第二項ノ財産處分ニ關スル事

七 前各號ノ外府尹ニ於テ必要ト認ムル事

第十三條 協議會員ハ府住民中ヨリ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ道長官之ヲ命ス

協議會員ハ名譽職トシ其ノ任期ハ二年トス

第十四條 協議會員其ノ職務ヲ怠リ又ハ體面ヲ汚損スル行爲アリト認ムルトキハ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ道長官之ヲ解任スルコトヲ得

(中略)

第十七條 收益ノ爲ニスル府ノ財産ハ基本財産トシテ維持ス

府ハ特定ノ目的ノ爲特別ノ基本財産ヲ設ケ又ハ金數等ヲ積

ニ次テ先取特權ヲ有シ其ノ追徴、還付及時效ニ付テハ國稅ノ例ニ依ル

第二十七條 府ハ其ノ負債ヲ償還スル爲、府ノ永久ノ利益ト爲ルヘキ支出ヲ爲ス爲又ハ天災事變ノ爲必要アル場合ニ限リ府債ヲ起スコトヲ得

府ハ豫算内ノ支出ヲ爲ス爲一時ノ借入金ヲ爲スコトヲ得

前項ノ借入金ハ其ノ會計年度内ノ收入ヲ以テ償還スヘシ

其の後大正六年六月九日、同年制令第一號を以て面制(註)が公布された。面は法令に依り、面に屬せしめられたる事務を處理する。面の事務は面長が之を擔任する。面長は本來行政區劃たる面内の行政事務の執行に付き、府尹又は郡守の指揮監督を承けて之を補助する機關である。其の面長が恰も其の行政區劃たる面と同一區域を有する地方團體たる面の事務を擔任するものである。尙面は文字の上では別に法人たる旨を明かにしてはゐないけれども、其の性質は一の地方團體であることは疑のない所である。面は其の必要なる費用及法令に依り面の負擔に屬する費用を支辨する義務を負ふ。面は其の財産より生ずる収入、使用料、手数料其の他面に屬する収入を以て其の支出に充て、仍ほ不足あるときは賦課金及夫役現品を賦課徴收することが出来る。尙面長の諮問に應ぜしめる爲、朝鮮總督は其の指定する面に限り相談役を置くことが出来る。尤も其の相談役に對して如何なる事項を諮問すべきか等に付ては、全く朝鮮總督の定むる所に依るのであつて、上述府の協議會に比して一段と其の力は弱いものである。

(註) 面制抜萃(大正六年制令第一號)

第一條 面ハ法令ニ依リ面ニ屬セシメタル事務ヲ處理ス

第二條 面ノ事務ハ面長之ヲ擔任ス

第三章 外地の行政機構

立ツルコトヲ得

第十八條 府ハ營造物ノ使用ニ付使用料ヲ徵收スルコトヲ得

府ハ特ニ一個人ノ爲ニスル事務ニ付手数料ヲ徵收スルコトヲ得

第十九條 府ハ其ノ公益上必要アル場合ニ於テハ寄附又ハ製

助ヲ爲スコトヲ得

第二十條 府ハ其ノ必要ナル費用及法令ニ依リ府ノ負擔ニ屬

スル費用ヲ支辨スル義務ヲ負フ

府ハ其ノ財産ヨリ生ズル収入、使用料、手数料其ノ他府ニ

屬スル収入ヲ以テ前項ノ支出ニ充テ仍不足アルトキハ府稅

及夫役現品ヲ賦課徴收スルコトヲ得

(中略)

第二十三條 府稅、使用料、手数料及夫役現品並其ノ賦課徵

收ニ關スル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第二十四條 府稅、使用料、手数料及營造物ノ使用方法ニ關

シテハ前條ノ規定ニ依ル場合ヲ除クノ外府條例ヲ以テ之ヲ

定ムヘシ其ノ府條例中ニハ十圓以下ノ科料ヲ科スル規定ヲ

設クルコトヲ得

第二十五條 府稅ノ賦課ニ關シ必要アル場合ニ於テハ當該官

吏吏員ハ家宅若ハ營業所ニ臨檢シ又ハ帳簿物件ノ検査ヲ爲

スコトヲ得

第二十六條 府稅其ノ他府ニ屬スル徵收金ハ地方費ノ徵收金

府ノ會計年度ハ政府ノ會計年度ニ依ル

第二十九條 府費ヲ以テ支辨スヘキ事件ニシテ數年ヲ期シテ

其ノ費用ヲ支出スヘキモノハ其ノ年期間各年度ノ支出額ヲ

定メ繼續費ト爲スコトヲ得

(以下略)

第二十八條 府ハ毎會計年度歳入出豫算ヲ調整製スヘシ

府ノ會計年度ハ政府ノ會計年度ニ依ル

第二十九條 府費ヲ以テ支辨スヘキ事件ニシテ數年ヲ期シテ

其ノ費用ヲ支出スヘキモノハ其ノ年期間各年度ノ支出額ヲ

定メ繼續費ト爲スコトヲ得

(以下略)

第三條 面ニハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ有給又ハ無給ノ面

吏員ヲ置クコトヲ得

面吏員ハ郡守又ハ島司之ヲ任免ス

一四一

- 面吏員ハ面長ノ命ヲ承ケ事務ニ従事ス
- 第四條 朝鮮總督ハ面ヲ指定シ面長ノ諮問ニ應セシムル爲相談役ヲ置クコトヲ得
- 第五條 前三條ニ規定スルモノノ外面長、面吏員及相談役ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム
- 第六條 面ハ營造物ノ使用ニ付使用料ヲ徵收スルコトヲ得
面ハ特ニ一個人ノ爲ニスル事務ニ付手数料ヲ徵收スルコトヲ得
- 第七條 面ハ其ノ必要ナル費用及法令ニ依リ面ノ負擔ニ屬スル費用ヲ收辨スル義務ヲ負フ
面ハ其ノ財産ヨリ生スル收入、使用料、手数料其ノ他面ニ屬スル收入ヲ以テ前項ノ支出ニ充テ仍不足アルトキハ賦課金及夫役現品ヲ賦課徵收スルコトヲ得
- 第八條 賦課金其ノ他面ニ屬スル徵收金ハ地方費ノ徵收金ニ次テ先取特權ヲ有シ其ノ追徴及還付ニ付テハ國稅ノ例ニ依ル
- 第九條 第四條ノ規定ニ依リ指定シタル面ハ天災事變又ハ舊債償還ノ爲必要アルトキハ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ借入金ヲ爲スコトヲ得永久ノ利益トナルヘキ事業ノ爲必要アル場合ニ於テ二十年内ニ借入金ノ元利ヲ償還シ得ルコト確實ナルトキ亦同シ
- 第十條 面ハ豫算内ノ支出ヲ爲ス爲必要アルトキハ道長官ノ認可ヲ受ケ其ノ會計年度内ノ收入ヲ以テ償還スヘキ一時ノ借入金ヲ爲スコトヲ得
- 第十一條 面ハ毎會計年度歳入歳出豫算ヲ調製シ郡守又ハ島司ノ認可ヲ受クヘシ
面ノ會計年度ハ政府ノ會計年度ニ依ル
- 第十二條 面ノ收入金及支拂金ニ關スル時效ニ付テハ政府ノ收入金及支拂金ノ例ニ依ル
- 第十三條 賦課金、使用料、手数料及夫役現品並其ノ賦課徵收ニ關スル事項其ノ他面ノ財務ニ關スル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム
- 第十四條 面ノ事務ノ一部ヲ共同處理セシムル爲必要アルトキハ道長官ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ面組合ヲ設クルコトヲ得
面組合ニハ本令中面ニ關スル規定ヲ準用ス其ノ準用シ難キ事項ニ付テハ朝鮮總督ハ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得
- 第十五條 面ノ外面組合ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム
- 第十六條 面ノ區域ノ變更ニ依リ必要アリト認ムルトキハ道長官ハ關係アル面長ノ意見ヲ徵シ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ面ニ屬スル財産ノ處分ヲ爲スコトヲ得

(以下略)

2 地方自治行政の黎明時代

大正九年七月二十九日、同年制令第十二號及第十三號を以て府制(註一)及面制(註二)の改正があり、同日附制令第十五號を以て道地方費令(註三)が新に制定された。此等は何れも齋藤總督の英斷に出づるものであつて、朝鮮に於ける地方自治行政に一進展を劃したものである。

今回の府制改正の最も重要な點は、府協議會員を選擧に依ることとしたことである。即ち從來は官命に依つて任ぜられたものが、新しくは民選となつたのである。又面制の改正は、面長の諮問機關として、新に面協議會が出来たことである。而して面協議會員は所謂指定面に在つては選舉に依り、其の他の面に在つては郡守又は島司が之を命ずることになつてゐる。尙面協議會に對する諮問事項は、(一)歳入出豫算を定むる事、(二)法令に定むるものを除くの外使用料、手数料、賦課金又は夫役現品の賦課徵收に關する事、(三)借入金に關する事、(四)歳入出豫算を以て定むるものを除くの外、新に義務の負擔を爲し又は權利の拋棄を爲す事、(五)面の區域の變更の場合に於ける面財産の處分に關する事、其の他必要と認むるときは總て面に關する事件は之を協議會に諮問することが出来ることとなつてゐる。寔に大なる飛躍である。道地方費令の制定は、從來の道地方費が賦課金賦課の點に於て著しく限定されてゐたのを改めて、更に適切なる稅源を求め得るの途を開いたこと、また新に道評議會なる諮問機關を設けた點である。知事は道評議會に對し、(一)歳入出豫算を定むる事、但し豫算の追加更正にして地方稅・使用料又は手数料に増減變更なきものを除く、(二)地方稅・使用料・手数料又は夫役現品の賦課徵收に關する事、(三)起債に關する事、(四)歳入出豫算を以て定むるものを除くの外新に義務の負擔を爲し又は權利の拋棄を爲す事に就き諮問をしなければならぬ。又道評議會は道の公益に關する事件に付、意見書を道知事に提出することが出来る。道評議會員は名譽職であり、それは選舉に依らず皆道知事の任命に係るものである。

尙かくして大正九年十一月二十日、改正地方制度に依る最初の協議會員選舉が行はれた。當時議員選舉の事は朝鮮に於ては全く未経験の事柄であつて、其の實施成績如何は朝鮮統治上重大な意義を有してゐたのであるが、當時朝鮮總督府は之を次の如くに報告してゐる。

(一) 選舉前ニ於ケル形勢

内・鮮人共、改正制度發表ノ初ニ於テハ、其ノ民意暢達機關カ單ニ諮問會ニ過キサルヲ遺憾トシ、總督就任ノ際ニ於ケル聲明ニ違ヒタリト誹議スルノ氣勢ナキニ非サリシモ、制度ノ精神ニ關スル當局ノ説明ヲ聞キ、其運用ノ如何ニ依リ地方行政ノ上ニ民意ヲ反映セシメ得ヘキト、其ノ議員ハ投票選出ニ依ルモノナルヲ以テ、相當ノ興味ヲ以テ之ヲ迎フルニ至リ、選舉期日ノ切迫ト共ニ漸次競争運動ノ開始ヲ見ルニ至レリ。

殊ニ朝鮮人側ニ於ケル感想ハ、當初無關心ナルカ如クナリシカ、選舉期日ノ切迫ニ伴ヒ、一部ニ於ケル極端ナル排日派ニ在リテハ選舉ヲ拒否シ、法制ノ實施ヲ妨害シ、日本ノ統治ニ對スル不信任ヲ表白スヘシトノ意ヲ以テ、京城・平壤・大邱ニ在リテハ秘密印刷物ノ配付及流言ノ捏造ヲ見タルモ、何等ノ反響ヲ與ヘス、只平壤府ニ於ケル一部ノ基督教徒ニ於テ、投票ノ拒否ヲ結束セルヤノ噂アルノ外、左シタル事實ヲ認メス。又一面ニハ朝鮮人ニシテ選舉ノ運動ニ着手シ協議會員ニ當選スルニ至ラハ不逞團ニ脅迫セラレシトノ感想ヲ懷キ、傍觀ノ態度ヲ持スルモノアリ平安南北道地方ニ此氣分稍濃厚ナルノ觀ナキニアラサリシモ、漸次内地人ノ行動ニ促サレ、選舉ニ對シ傍觀的態度ヲ採ルハ將來内地人ヲシテ府・面行政ヲ壟斷セシムルモノナリトノ標語ニ動カサルノモノアリテ、時日ノ切迫スルニ伴ヒ漸次白熱的トナリ、京城ノ如キハ自動車ヲ飛ハシテ有權者ヲ歴訪スルモノアリ、開城ニアリテハ七十八歳ノ老人ヲ投票所ニ伴ヒ、益山ニアリテハ無筆者ニ對シ習字ヲ爲サシメ投票ニ應セシメタルノ事實アル等、一般異常

ナル興味ト熱心ヲ以テ選舉ニ對シタリ。内地人ニ在リテハ、朝鮮ニ在ルカ故ニ今日迄地方行政ニ付テモ選舉權ヲ賦與セラレサリシヲ遺憾トセルモノナリシカ故ニ、改正制度ハ從來ノ制度ニ數歩ヲ進メタルモノトシ、選舉權ヲ行使シ協議會員トシテ府・面ノ行政ニ參與シ得ルノ希望ニ包マレ、各地ニ立候補者續出シ、其ノ數内・鮮人ヲ通シ、府ニ在リテハ二〇八人(内地人一二二人)、面ニ在リテハ三三三人(内地人一一五人)ニシテ、何レモ定員ヨリ以上ノ立候補ヲ見ルニ至レリ。

(二) 選舉ノ實況

選舉ハ十一月二十日一齊ニ行ハレ、何等ノ遺憾・故障ナク極メテ平穩裡ニ終了セリ。府ニ在リテハ、有權者總數一萬九百六十四人(内地人六千二百五十一人)ニシテ、投票總數ハ千六百八十八人(内地人五千四百八十六)ニ達シ、其ノ投票率内地人八割八分、朝鮮人六割六分ヲ示シ、當選者ハ内地人百三十三人、朝鮮人五十七人ナリ。而シテ右投票中、無効投票百四票ニシテ、投票總數ノ八十分ノ一ニモ達セサルハ其成績ノ良好ナルヲ證セルモノナリ。面ニ在リテハ、有權者總數三千三十二人(内地人千三百九十九人)ニシテ、投票總數二千四百二十二(内地人千二百二十四)ニ達シ、其ノ投票率、内地人八割八分、朝鮮人七割三分ノ好成绩ヲ示シ、當選者ハ内地人百三十人、朝鮮人八十二人ニシテ、無効投票僅ニ四十五票ニ過キス、諺文ヲ以テ記載シタル投票ハ、大約府四〇〇票、面一三〇票ニシテ意外ニ少數ナリキ。

(朝鮮總督府內務局
改正地方制度實施概要)

惟ふに、今回の地方制度改正は、其の形式の上から之を見れば、從來の地方制度に諮問機關を設定したるに過ぎないものである。乍併、それはよく當時置しかつた選舉制度實施尙早論を排して實施したものであり、且又内容的に之を觀察すれば、地方自治制の確立を以て朝鮮に於ける國民生活を安定し、一般の福利を増進するものとしたものであ

つて、而も近き將來に之が實施を約束せるものであるから、正に朝鮮地方行政史上に一界線を劃せるものと謂ふべきであつた。翌大正十年十月一日、上記改正地方制度施行一周年に際し、齋藤總督は右に付て次の如き談話を試みてゐる。

昨年七月二十九日を以て地方制度を改正し同年十月一日より之を施行し、爾來歲華匆々一周に及べり。抑々朝鮮に於ける從來の地方制度は本府始政の當初韓國の制度を參酌し制定せられ、其の後多少の變革ありたるも、素より當時の民度に適合せるものなりしこと言を俟たず。然りと雖も既に十餘の星霜を閱し、社會の情勢も亦著しき進展を遂げ、萬般の状態變遷を経たるを以て世運の推移と民度の向上とに鑑み、地方行政の運用上改善を加ふるの必要を見るに至りたり。是に於て余は就任の初に當り、將來時期を看て地方自治制度を施行するの目的を以て、速に之が調査研究に着手せむことを宣明し、右に基き種々の調査研究を遂げ、昨大正九年制令第十二號乃至第十五號を以て地方制度の改革を斷行したるなり。

右制度改正の趣旨は、時代の要求は順應し地方行政の圓滿なる運用を期せむが爲、民意を參酌し地方の情勢に適切なる措置に出づるを目的と爲し、兼ねて又將來地方自治の制度を布くの前提として、一般地方民に自治的訓練を行はむとするに在り、是を以て其の形式の上より之を見れば、大體に於て從來の地方制度に諮問機關を設定したるに止まると雖、翻つて其の精神より之を察すれば、將來公共團體の自治に依り、地方の開発を爲さしむとするの趣旨にして、統治上重大なる意義を有し、實に朝鮮地方行政史に一界線を劃するものと謂はざるべからず。地方諮問機關の設定は事素と草創に屬するを以て、其の運用の點に至りては頗る憂慮する所無きに非ざりしも、之が施行以來滿一ヶ年間の實績に徴するに、幸に地方官は克く本制定の趣旨を體して之が運用を誤らず、民衆も亦地方官と協調

を保持し、評議員若しくは協議會員の選任より會議の狀況に至るまで、各地方概ね豫期以上の成績を挙げ得たるは予の欣快とする所なり。

然れども現行制度は固より地方自治制度制定の階梯たり、官民は宜しく和衷協同の美績を挙げ、一日も速に自治制度施行の理想を實現せむことを努むべし。殊に地方團體共同の利益を増進し、團體存立の目的を達成せむには、社會一般の公共的觀念の發達に俟つもの多し。由來隣保相扶け郷黨相親しむは東洋道德の美風にして社會生活の規範たり。而して此の精神の發揚は即ち所謂公共的觀念に外ならず、須く古來の醇俗を利用して地方發達の資に供する所あるべし。史に稽ふれば、内地に在りても自治制度の形態を存するや舊く、之を朝鮮に見るも古來地方郷廳あり又或は郷約と名づくるものありて、諮問機關の濫觴若しくは自治制度の發芽は蚤く己に存せり。地方官民は克く此の根柢淵源に顧みて地方制度の活用に膺り、自治の妙用を發揮し、以て地方行政の刷新に努められむことを希ふ。

〔朝鮮總督府 施政に關する報告・訓示並演述〕。

(註一) 府制中改正拔萃(大正九年制令第十二號)

第十一條 府尹ノ諮問ニ應セシムル爲府ニ協議會ヲ置ク

協議會ハ府尹及協議會員ヲ以テ之ヲ組織ス

協議會員ノ定員ハ十二人以上三十人以下ノ範圍内ニ於テ朝鮮總督之ヲ定ム

協議會ハ府尹ヲ以テ議長トス

第十二條 第一項及第二項第七號ヲ削リ同條中「協議會ニ諮問スヘキ事件左ノ如シ」ヲ「府尹ハ府ニ關スル左ノ事件ヲ協議會ニ諮問スヘシ但シ急施ヲ要シ協議會ニ諮問スル暇ナ

シト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス」ニ改メ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

府尹ハ必要ト認ムルトキハ前項各號ニ掲クル事件ノ外府ニ關スル事件ヲ協議會ニ諮問スルコトヲ得

第十三條 協議會員ハ之ヲ選舉ス

協議會員ハ名譽職トス

協議會員ノ任期ハ三年トス但シ補闕會員ノ任期ハ其ノ前任者ノ殘任期間トス

第十四條ノ二 前四條ニ規定スルモノノ外協議會及協議會員

ノ選舉其ノ他協議會員ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

(以下略)

(註三) 面制中改正拔萃(大正九年制令第十三號)

第四條 面長ノ諮問ニ應セシムル爲面ニ協議會ヲ置ク

協議會ハ面長及協議會員ヲ以テ之ヲ組織ス

協議會員ノ定員ハ八人以上十四人以下ノ範圍内ニ於テ朝鮮總督之ヲ定ム

協議會ハ面長ヲ以テ議長トス

第四條ノ二 面長ハ面ニ關スル左ノ事件ヲ協議會ニ諮問スヘシ但シ急施ヲ要シ協議會ニ諮問スル暇ナシト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

一 歳入出豫算ヲ定ムル事

二 法令ニ定ムルモノヲ除クノ外使用料、手数料、賦課金又ハ夫役現品ノ賦課徴収ニ關スル事

三 借入金ニ關スル事但シ第九條第二項ノ一時ノ借入金ヲ除ク

四 歳入出豫算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外新ニ義務ノ負擔ヲ爲シ又ハ權利ノ拋棄ヲ爲ス事

五 第十四條ノ財産ノ處分ニ關スル事

面長ハ必要ト認ムルトキハ前項各號ニ掲クル事件ノ外面ニ關スル事件ヲ協議會ニ諮問スルコトヲ得

前項ノ借入金ハ其ノ會計年度内ノ收入ヲ以テ之ヲ償還スヘシ

第九條 道地方費ヲ以テ有給ノ吏員ヲ置クコトヲ得

吏員ハ道知事之ヲ任免ス

吏員ハ道知事ノ命ヲ承ケ事務ニ従事ス

道知事ハ吏員ヲ監督シ懲戒處分ヲ行フコトヲ得其ノ懲戒處分ハ譴責、二十五圓以下ノ過怠金及解職トス

吏員ニハ退職料、退職給與金、死亡給與金又ハ遺族扶助料ヲ給スルコトヲ得

第十條 道地方費ニ關シ道知事ノ諮問ニ應セシムル爲道評議會ヲ置ク

道評議會ハ道知事及道評議會員ヲ以テ之ヲ組織ス

道評議會ノ定員ハ朝鮮總督之ヲ定ム

道評議會ハ道知事ヲ以テ議長トス

第十一條 道知事ハ左ノ事件ヲ道評議會ニ諮問スヘシ但シ急施ヲ要シ道評議會ニ諮問スル暇ナシト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

一 歳入出豫算ヲ定ムル事但シ豫算ノ追加更正ニシテ地方稅、使用料又ハ手数料ニ増減變更ナキモノヲ除ク

二 地方稅、使用料、手数料又ハ夫役現品ノ賦課徴収ニ關スル事

三 起債ニ關スル事

第四條ノ三 協議會員ハ朝鮮總督ノ指定スル面ニ在リテハ之ヲ選舉シ其ノ他ノ面ニ在リテハ郡守又ハ島司之ヲ命ス

協議會員ハ名譽職トス

協議會員ノ任期ハ三年トス但シ補闕ノ協議會員ノ任期ハ其ノ前任者ノ殘任期間トス

第四條ノ四 協議會員職務ヲ怠リ又ハ體面ヲ汚損スル行爲アリタルトキキハ郡守又ハ島司ハ道知事ノ認可ヲ受ケ之ヲ解任スルコトヲ得

第五條 前四條ニ規定スルモノノ外協議會及協議會員ノ選舉其ノ他協議會員ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

(以下略)

(註三) 朝鮮道地方費令拔萃(大正九年制令第十五號)

第一條 各道ノ地方費ハ道ノ地方稅其ノ他ノ道地方費ニ屬スル收入ヲ以テ之ヲ支辨ス

道地方費ニ關スル事務ハ道知事之ヲ擔任ス

第二條 法律勅令又ハ制令ニ規定アルモノノ外道地方費ヲ以テ支辨シ得ル費目左ノ如シ

一 土木費

二 勸業費

三 教育費

四 衛生費

五 救濟費

四 歳入出豫算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外新ニ義務ノ負擔ヲ爲シ又ハ權利ノ拋棄ヲ爲ス事

第十二條 道評議會ハ道ノ公益ニ關スル事件ニ付意見書ヲ道知事ニ提出スルコトヲ得

第十三條 道評議會員ハ道知事之ヲ命ス

道評議會員ハ名譽職トス

道評議會員ノ任期ハ三年トス但シ補闕ノ道評議會員ノ任期ハ其ノ前任者ノ殘任期間トス

第十四條 道評議會員職務ヲ怠リ又ハ體面ヲ汚損スル行爲アリタルトキハ道知事ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ之ヲ解任スルコトヲ得

第十五條 前五條ニ規定スルモノハ外道評議會及道評議會員ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第十六條 道知事ハ毎會計年度道地方費ノ歳入出豫算ヲ調製スヘシ

道地方費ノ會計年度ハ政府ノ會計年度ニ依ル

第十七條 道地方費ヲ以テ支辨スル事件ニシテ數年ヲ期シ其ノ費用ヲ支出スヘキモノハ道評議會ノ諮問ヲ經ス其ノ年期間各年度ノ支出額ヲ定メ繼續費ト爲スコトヲ得

第十八條 道地方費ニ特別會計ヲ設クルコトヲ得 (以下略)

3 昭和五年地方自治行政機構の確立より今日に至る

昭和五年十二月一日、同年制令第十一號及第十二號を以て、それ〴〵府制及邑面制の改正（註一）（註二）を、また制令第十五號を以て道制（註三）の制定を見た。而して改正府制及邑面制の施行期日は昭和六年四月一日、道制の施行期日は朝鮮總督が之を定むることゝせられた（後に昭和八年二月總督府令を以て昭和八年四月一日より之を施行した）。今回の地方制度の改正の骨子は、道府邑に於ける從來の諮問機關を議決機關と爲し、之を殆ど完全に近い地方自治團體たらしめた點である。

前に大正九年改正地方制度の實施を見てより、爾來年を閲すること茲に十年、諮問機關の總改選を行ふこと前後三回に及んだが、半島人一般の地方行政に對する理解も頗る進み、また諸制度運用の成績は概して良好であつた。一面ま

た地方團體の施設も著しく進歩し、一般文化の普及民度の向上も著しきものがあつた。茲に於て齋藤總督は素志に基き、愈々完全なる地方自治制を實施せんことを決意し、昭和五年三月關係諸法規の立案に着手すると共に、左の改正要旨を發表した。

朝鮮ノ施設要項ノ一トシテ、將來地方自治制度ヲ實施シ、以テ國民ノ生活ヲ安定シ一般ノ福利ノ増進ヲ期スヘキコトハ、曩ニ大正八年就任ノ初ニ於テ予ノ聲明セシ所テアツテ、此ノ理想制度ノ實現ヲ促進スヘク、先ツ其ノ階梯トシテ大正九年地方制度ノ改正ヲ行ヒ、道地方費、府・面及府・郡・島學校費ニ諮問機關ヲ設ケ、且府・指定面及府ノ學校費ニハ選舉制度ヲモ認メ、公衆ヲシテ地方制度ノ運用ニ習熟セシメンコトヲ期シタルカ、爾來年ヲ閱スルコト既ニ十年、諮問機關ノ總改選ヲ行フコト三回ニ及ヒ、官民努力ノ結果ハ、一般ノ地方行政ニ對スル理解並ニ制度運用ノ成績概シテ良好ニシテ、其ノ制定ノ目的ハ最早相當ニ成就シ得タモノト認メ得ルノミナラス、地方團體ノ施設モ年ト共ニ著シク進歩シ、一般文化ノ普及、民度ノ向上亦著シキモノカアルノテ、此ノ際既定ノ方針ニ基キ、現行制度ニ更ニ一般ノ改正ヲ加ヘ、一層民意ノ暢達ヲ圖ルノ必要ヲ認メタルノテアル。併シナカラ、未タ過渡期ニ在ル朝鮮ノ現狀ニ於テハ、種々特殊ナ事情ヲ參酌スル必要カアルノテ、慎重ニ老慮ノ上、今日ノ實情ニ照シ最モ適切ト認ムル制度ヲ考案シ、漸ヲ追フテ所期ノ理想ニ到達センコトヲ期セントスルノテアル。制度改正ノ大綱ニ付テハ、今回東上中央政府ノ諒解ヲ得タノテ、目下具體案ニ付テハ主務局ニ命シテ立案中テアルカラ、成案ヲ得ルマテニハ尙相當審議ノ時日ヲ要スルコトト思料スルモ、其ノ大要ハ左ノ如キモノテアル。

改正ノ要旨

一 府制

- (一) 府ニ於ケル學校組合及學校費ヲ廢シ其ノ事務ヲ府ニ統一ス。
 - (二) 府ノ内地人教育費及朝鮮人教育費ハ各之ヲ府ノ特別經濟トシ、内地人教育費ハ内地人ニ、朝鮮人教育費ハ朝鮮人ニ之ヲ賦課ス。
 - (三) 府協議會ヲ府會、府協議會員ヲ府會議員ニ改メ、諮問機關ヲ議決機關トス。
 - (四) 府ニ第一教育部會及第二教育部會ヲ設ケ、第一教育部會ハ内地人府會議員、第二教育部會ハ朝鮮人府會議員ヲ以テ之ヲ組織ス。
 - (五) 府會ニ議長及副議長ヲ置キ、議長ハ府尹ヲ以テ之ニ充テ副議長ハ議員中ヨリ之ヲ選舉ス。
 - (六) 府會議員ノ定員ハ現在ノ府協議會員ノ數ヨリハ若干増員ス。
- 二 邑面制
- (一) 面制ヲ邑面制ニ改ム
 - (二) 現在ノ指定面ヲ邑トシ、尙將來其ノ發達著シキ面ハ之ヲ邑ト爲ス。
 - (三) 邑ニ邑會ヲ置キ議決機關トス。
 - (四) 面ニ選舉制度ヲ行フ、但シ面協議會ハ諮問機關トス。
- 三 道制
- (一) 道地方費令ヲ道制ニ改ム。
 - (二) 道評議會ヲ道會ニ改メ之ニ議決權ヲ認ム。
 - (三) 道會議員定員ノ三分ノ二ハ府會議員・邑會議員及面協議會員之ヲ選舉シ、三分ノ一ハ道知事之ヲ任命ス。

- (四) 道會ニ議長及副議長ヲ置キ、議長ハ道知事ヲ以テ之ニ充テ副議長ハ議員中ヨリ之ヲ選舉ス。
- 四 學校組合令及學校費令
- (一) 府制改正ニ伴ヒ府ニ於ケル學校組合及學校費ヲ廢ス。
 - (二) 郡・島學校評議會員ハ邑會議員又ハ面協議會員之ヲ選舉ス。

五 地方團體ニ對スル監督

地方團體ニ對スル監督ニ付テハ、内地地方制度ノ例ニ依リ、議事機關ノ違法又ハ不當ノ議決ヲ取消又ハ再議ノ命令ヲ爲シ、尙必要アルトキハ停會及解散ヲ命シ得ルコトトシ、且重要事項ニ付テハ認可ヲ受ケシムルコトトス。

六 施行期日

府制・邑面制・學校組合令・學校費令ノ改正ハ略昭和六年四月一日ヨリ施行ノ豫定トシ、道制ノ施行ニ付テハ總督別ニ之ヲ定ムルコトトセリ。(朝鮮總督府 施政に關する報告・訓示並演述)。

かくして其の後半歳、關係法規の整備に當局の努力は続けられたのであつたが、其の年十一月愈々最後案に到達したので、今回の地方制度改正に付て左の如き總督報告が發せられた。

朝鮮地方制度改正諸案ハ、二十一日(昭和五年十一月)ノ閣議ニ於テ原案通り決定セラレタ旨ノ公報カアツタ。近ク勅裁ヲ經次第公布スルコトトナルノテアルカ、顧ミルニ往年予ノ始テ朝鮮總督ノ任ニ就クヤ、大ニ諸政ヲ刷新就中中央集權的統治方針ヲ改メテ地方分權ノ實現ニ努力シ、將來地方自治制ノ運用ヲ爲スニ適シナイモノカアルト認メタノテ、先ツ其ノ階梯トシテ各地方團體ニ諮問機關ヲ設置シ、民意ヲ施政ノ上ニ反映セシメ、民情ニ適切ナル行政ヲ行フト共ニ、他日地方自治制度實施ノ訓練ヲ積マシムルニカメタノデアル。是レ即チ現行ノ地方制度テアル。爾

來歲月ヲ經ルコト十箇年、制度運用ノ狀況ヲ顧ルニ、官民共ニ克ク本制度ノ精神ヲ會得シ、其ノ運用ヲ愆ラス、年ト共ニ良好ナル成績ヲ示シ、地方行政ノ發達著シキモノカアルノハ、誠ニ愉快ニ堪ヘナイ處テアル。昨夏再ヒ朝鮮總督ノ大任ヲ拜スルヤ、地方制度ニ更ニ一段ノ改新ヲ加フルノ適當ノ時機ナルヲ信シ、其ノ立案ヲ爲サシメタモノテアル。改正ノ要旨ハ既ニ本年三月予ノ發表セシ通りテアツテ、時勢ノ進歩ニ順應シ、府及邑ニ議決機關ヲ設ケ、府・邑ノ重要事件ニ關スル意思決定ヲ爲サシムル外、府ニ於ケル三團體ノ統一、道制ノ制定、面協議會員ノ選舉制度其ノ他地方諸制度ノ上ニ重要ナル改正ヲ行フコトトシタノテアル。本改正ハ地方行政史上ニ一新時期ヲ劃スヘキモノテ、統治上重大ナル意義ヲ有スルモノテアルコトヲ確信スル。尙其ノ改正ノ詳細ニ付テハ、之カ諸法令公布ノ上更ニ説明スル所アルテアラウ。

要スルニ、今回ノ改正ハ朝鮮ニ於ケル一般的地方自治制度ノ創定テアリ、地方人士ノ公正ナル意思ニ基キ地方福利ノ増進ヲ圖リ、併セテ施政ノ圓滿適切ナル運用ヲ期スルニ在ルノテアルカラ、官民和衷・協同シテ施政ノ方針ニ遵由シ、地方ノ開發ニ寄與セラレンコトヲ切望スルモノテアル。(朝鮮總督府 施政ニ關スル報告・訓示並演述)。

かくして愈々府制・邑面制及道制は、何れも時代の脚光を浴びて颯爽として登場して來たのであるが、其の梗概は次の如きものである。

先づ府制であるが、府制は從來から比較的進歩した法制を採用してゐた。乍併、今次の改正で、更に諮問機關たる府協議會を議決機關たる府會となし、(一)府に關する重要な事件を議決し、(二)府の公益に關する意見書を府尹其の他の關係官廳へ提出し、(三)副議長を選舉し、(四)會議規則を設け、(五)官廳の諮問に答申し、(六)府の事務に關する書類及計算書を檢閲し、事務の管理・議決の執行及出納を檢査することを得る等の權限を有せしめ

た。尙府會の議長には府尹が之に當つたが、新に副議長の制度を設けて府會議員中より互選することゝなつた。また府會に對する監督規定が設けられ、府會が其の議決權限を超え法令若しくは會議規則に背き明に公益を害し、又は府の收支に關し不適當と認むるとき等の場合に於ては、(一)府尹は其の意見に依り、又は道知事の指揮に依り再議の附し、(二)又は再選舉を行はしめ、(三)特別の事由ありと認むるときは、道知事の指揮を請ふて其の議決又は選舉を取消すことを得しめ、(四)別に又道知事は府會の停會を命じ、(五)總督は更に府會の解散を命ずることを得しめた。府會議員の定数は二十四人以上(改正前は十二人乃至三十人)、人口に應じて増加し得ることゝなし、其の任期は之を四年(改正前は三年)とした。選舉權・被選舉權の要件は大體従前と同様である。

尙從來府には一般公共事務を處理する府と、内地人教育に關する事務を處理する學校組合、及朝鮮人の教育に關する事務を處理する學校費とがあつて、各々其の財政を分離・獨立して公課の賦課・徵收を爲し、各々別に諮問機關を有して其の關係頗る錯雜を極めてゐた。そこで今回の府制の改正に依つて之を府に統一したのであるが、當時の實情としては未だ此の兩教育機關を全然單一化する時機に達してはゐなかつた。従つて其の經濟は各々之を府の一般經濟より分別し、特別經濟として從來の如く別々に學校の施設經營を爲すことにしたのである。而して第一教育部會・第二教育部會を設置し、前者は議長及内地人たる府會議員、後者は議長及朝鮮人たる府會議員を以て組織し、各教育部會は府會と殆ど同様の權限を有して各々特別經濟に關する事件を議決した。従つて府民は一般經濟に屬する府税の外、内地人は内地人教育を目的とする特別經濟の府税を、朝鮮人は朝鮮人教育を目的とする特別經濟の府税をそれぞれ負擔することになつたのである。右三團體の統一は議員選舉の煩を除き、事務の簡易化を圖り事務費を節約することゝ大に役立つたのである。

次に邑面制であるが、之は従來の面制を改正して、指定面を邑と爲し普通面を面としたものである。従來の面は明に法人なることを規定せられず、且つ法令に依つて面に屬せしめられた事務の範圍は頗る限定的であつた。然るに、今度の邑面制に於ては邑及面は明に法人なることを規定し、且汎く法令の範圍内に於て其の公共事務及法令に依り邑面に屬せしめられた事務を處理し得ることを定められた。また邑面住民の權利義務又は邑面の事務に關して、邑面規則を設け得ることになつた。

尙面には従來の如く面協議會が置かれ、邑には邑會が置かれた。而して邑會は議決機關であつて、其の副議長を置かない點を除けば、權限に於ては殆ど府會と同様であり、従來の指定面の協議會に比すれば、實に雲泥の相違があつた。面協議會は、其の諮問機關たることに於て従來と變りはないが、併し其の權限の點に於ては大に擴張せらるゝ所があつた。邑會議員及面協議會員は共に之を選擧に依つて定むることとし、其の定数は従來通りであつたが、任期の點に於て之を一年延長して四年とした。尙邑面長は従來通り地方官官制に依る待遇官吏であるが、其の邑面の代表者としての職權は大に擴張せらるゝ所があつた。尙邑面の事務の一部を共同處理せしむる爲、必要あるときは、道知事は關係ある邑會及面協議會の意見を徴し、組合規約を定め朝鮮總督の認可を受け、邑面組合を設けることを得た。邑面組合は法人であつて、特別の定めあるものを除くの外、面に關する規定が準用された。

最後に道制であるが、之は今回新に制定せられたものである。従來、道には道地方費があつて、一の財政主體として一定範圍の經費支辨は之を認められて來たが、それは嚴密な意味に於ての地方團體であるかどうかは疑問であつた。然るに今次制定せられた道制に依れば、道は新に公法人たる地方團體として汎く法令の範圍内に於て其の公共事務及法令に依り道に屬せしめられた事務を處理することになつたので、内地の府縣と殆ど同一の能力を有するに至つたのである。

かくして昭和六年五月二十一日、改政府制及邑面制に基く第一回の議員總選舉が執行された。其の結果に依ると、棄權率は内・鮮人を通じて平均一割三分強、無效投票に至つては僅かに六厘五毛に過ぎざるの好成绩を收め得たのである。

尙今次に於ける朝鮮地方制度の改正は、實に朝鮮統治史上に一新時期を劃する重大意義を有するものなので、朝野の眼は齊しく此の點に注がれたのであつた。今當時の重なる新聞紙の論調を拾つて見ると、次の如きものが見られる。朝鮮の現状を知るものは、統治上このくらゐの改革を施すことについて、何もそんなに大事を取るの必要はあるまいと思はれるのみならず、大正九年現行地方制度が布かれてからもう十年になる、その間朝鮮に於ける文化的進展と産業的開發とは驚異すべき記録だ。しかも道評議會、府・面協議會に於ける過去の成績は、決して齋藤總督が現行制度を施した主旨を裏切らなかつたといへる。朝鮮の内・鮮人が自治制度の改正を要望するものも久しい。その改正の機運はすでにあらゆる觀點から見て熟してゐる。元來現行地方制度を施したのは、(中略)、施政方針を民衆に徹底せしめて國民生活の安定と福利とを齋さんが爲であり、當時の諭告や演説に於て、總督府當局はこの制度が完全なる地方自治制度を實現する準備的のものだと明示したのであつた。齋藤總督はいはゞその約束を果さねばならぬ義務を感じてゐるに相違ない。吾等はその改正の一日も速ならんことを朝鮮の實狀から主張し得ると思ふ。……

(大阪毎日新聞昭和四年十二月十四日所載)

固より此程度の改正は、僅に地方自治制に一步を踏み出したるに過ぎざれども、其の一步は即ち一步の進歩にして今後十歩・百歩の自治權擴張に朝鮮人の希望を繋がしむるものである。……

一部の保守家中には、内地に於ても數十年の經驗を経て完成した地方自治制度を、官制改革以來十年に過ぎざる今日、俄に朝鮮に實施するのは尙ほ早しとして、制度改正に異論を挿むものもある如くなれども、思はざるの甚しきものである。……假令その機未だ十分熟せずとするも、進んで先づ自治を許すことも亦自ら自治訓練を促進する所以に外ならないのである。……

併合以來二十年間に朝鮮人の文明的な生活は外見上著しく高まつたが、物質に於ても精神に於ても、其の主觀的満足は必ずしも之に比例して増加したと速断してはならない。齋藤總督たるもの一部保守家の杞憂に顧慮する所なく朝鮮に出来るだけの自由を與へ、漸次其の統治の面目を一新するに至らんこと、我輩が特に齋藤子に期待する所である。……(時事新報昭和五年一月八日所載)

先づ此の改革が、第一にわが朝鮮統治の歴史上大正九年の改革に次ぎ、朝鮮自治制の上に一新紀元を劃するものであること、第二に民政黨の政府として其の内政以外の事項上初めて見たる新政策の表現であること、第三に齋藤總督の再任並に拓務省の新設後共に顯著にして重大なる施設であること等を挙げ、わが國民の注意を喚起すると共に、政府當局者に對しても兎に角その決断を多とするものである。……

今回の改革案は、單に制度其のものとしてこれを點検して見る時、われらの理想を距ること遠いものがある。……選舉資格が依然として納税額五圓の制限を受けてゐることは、朝鮮人にとつて最も問題とせらるゝであらうと思はれるが、これは自治制最初の階段においては事實やむを得ないことであらう。……

自治能力のかゝる發達は、必然的に更に第二・第三の制度改革を招來するに至るであらう。われらは朝鮮地方制度が改革せられることを衷心の欣びとすると同時に、これが運用に當る一般内・鮮人の自治的訓練の發達を切望す

る。……(東京日日新聞昭和五年三月十三日所載)

歴代解決を難じてゐた矢先、現内閣が兎に角も擴張(自治權)の第一歩を踏み出したことは、淡白に賞讃して少しも差支ないのである。……

折角の自治擴張案に對し概して反響の少いことは、路に當るものゝ今日に於いておもひをひそめねばならぬところと思ふ。すべての施設その節にあたらすしては、その反響の少きかの如きものあり、善かれ悪かれ反響の甚だ少きに對して、朝鮮問題の根本に考へおよばざるを得ないのである。事ある毎に日・鮮兩民族間の反感を誘ふ根本の原因が、その平生の差別觀、換言すれば日本人の朝鮮人に對する優越感乃至その現はれに在ることは、この際吾人の最も反省を要するところたるを思はねばならぬ。……(東京朝日新聞昭和五年三月二十日所載)

即ち右に依つても明かなるが如く、言論界一般の論調は、舉つて該自治制度の實施を支持したやうである。かくして朝鮮併合二十年、地方自治制は茲に其の輝かしき一步を踏み出したのである。

其の後十數年、今日に於ても朝鮮の地方自治機構は、依然として此の昭和五年に制定を見た所のもの其のまゝのものである。唯先年學校令の改正に伴ひ新に國民學校の制度が出来たので、從來地方自治團體の議決機關及諮問機關の議員の被選舉權を有せざるものとして、「小學校及普通學校の教員」といふのがあつたのを新に「國民學校及之ニ準スル私立學校ニシテ道知事ニ於テ其ノ課程を國民學校ノ課程ト同等以上ト認定シタルモノノ教員」と改正する爲め、道制府制及邑面制の各々に亘つてそれ〴〵必要な改正が施された。乍併、それがもとより制度の本質に關するものでなすことは謂ふ迄もないことである。

現行朝鮮の地方自治機構に付て概言するならば、それは要するに内地のそれに比して自治的權能が弱いといふこと

である。その第一は、地方自治團體の自治立法権の弱體性にある。即ち府邑面は各其の住民の權利義務又は團體の事務に關し、府條例・邑規則・面規則を制定し得るが、其の内容として規定し得べき事項は、内地の市町村に於けるものに比し著しく狭く、内地に於ては條例を以て規定せらるゝもので、朝鮮に於ては制令又は總督府令を以て規定されてゐるものが頗る多い。道には内地の府縣條例の如き自治立法権は明示的には之を認められてゐないが、一定の事項は道會の議決を経て道知事が道令を以て之を定め得ることになつてゐる。第二は、理事機關の問題である。道にあつては、官吏たる知事が理事機關になつて居り、此の點は内地の府縣に於けると同一であるが、内地の市に匹敵すべき府に於ても、亦官吏たる府尹が理事機關になつてゐる。尙内地の町村に匹敵すべき邑・面にあつても、尙待遇官吏たる邑・面長が各其の理事機關になつてゐる。第三は、地方自治團體の議決機關及諮問機關の構成の點である。即ち道會議員は其の定數の三分の二を選擧に依り、三分の一は公民中より道知事が之を任命することになつてゐる。而して其の選擧は間接選擧であつて、府郡島及指定邑の各區域を選擧區とし、各區内に於て其の區内の府邑會議員及面協議會員が公民中より議員を選擧する。府邑會議員及面協議會員は、各府邑面に於て之を公選する。尙道府邑會及面協議會は、何れも理事機關たる者を以て議長とし、道府會に於てのみ副議長及假議長を議員が互選することを得る。第四に、總して自治團體に對する官の監督が嚴重である。之を要するに内地の道府縣市町村等に比して、其の自治的權能は頗る薄弱なることが看取されるのである。

(註二) 府制沿革(昭和五年制令第十一號)

第一條 府ハ法人トス官ノ監督ヲ承ケ法令ノ範圍内ニ於テ其ノ公共事務及法令ニ依リ府ニ屬スル事務ヲ處理ス

第二條 府ノ廢置名、稅及區域ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第三條 府ノ廢置又ハ區域變更ノ場合ニ於テ處分ヲ要スル財產アルトキハ其ノ處分ハ關係アル府會、教育部會、邑會、

面協議會、學校評議會及學校組合會ノ意見ヲ徵シ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ道知事之ヲ定ム

第四條 府ノ廢置又ハ區域變更ノ場合ニ於テ府ノ事務ニ付必要ナル事項ハ本令ニ規定スルモノノ外朝鮮總督之ヲ定ム

第五條 府内ニ住所ヲ有スル者ハ其ノ府住民トス

府住民ハ本令ニ依リ府ノ營造物ヲ共用スル權利ヲ有シ府ノ負擔ヲ分任スル義務ヲ負フ

第六條 府ハ府住民ノ權利義務又ハ府ノ事務ニ關シ府條例ヲ設クルコトヲ得

府條例ハ一定ノ公告式ニ依リ之ヲ告示スヘシ

第七條 府ニ府會ヲ置キ議長及府會議員ヲ以テ之ヲ組織ス

議長ハ府尹ヲ以テ之ニ充ツ

第八條 府會議員ハ之ヲ選舉ス

議員ノ定數左ノ如シ

- 一 人口三萬未滿ノ府 二十四人
- 二 人口三萬以上五萬未滿ノ府 二十七人
- 三 人口五萬以上十萬未滿ノ府 三十人
- 四 人口十萬以上ノ府 三十三人

人口十萬ヲ超ユル府ニ於テハ人口五萬ヲ加フル毎ニ議員三人ヲ增加ス

前二項ノ人口ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依ル
議員ノ定數ハ總選舉ヲ行フ場合ニ非サレハ之ヲ増減セス但

第三章 外地の行政機構

シ著シク人口ノ増減アリタル場合ニ於テ朝鮮總督必要アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

内地人議員及朝鮮人議員ノ數ハ何レモ議員定數ノ四分ノ一ヲ下ルコトヲ得ス但シ開員ヲ生シタル場合ニ於テ次ノ補關選舉ヲ行フ迄ノ間ハ此ノ限ニ在ラス

第九條 帝國臣民タル年齢二十五年以上ノ男子ニシテ獨立ノ生計ヲ營ミ一年以來府住民ト爲リ且一年以來朝鮮總督ノ指定シタル府稅年額五圓以上ヲ納ムル者ハ其ノ府ニ於テ府會議員ノ選舉權ヲ有ス但シ左ニ掲クル者ハ此ノ限ニ在ラス

- 一 禁治產者及準禁治產者
 - 二 破產者ニシテ復權ヲ得サル者
 - 三 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者
 - 四 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者
 - 五 陸海軍軍人ニシテ現役中ノ者(未タ入營セサル者及歸休下士官兵ヲ除ク)又ハ戰時事變ニ際シ召集中ノ者並ニ志願ニ依リ國民軍ニ編入中ノ者
- 選舉權ヲ有スル者府稅滯納處分中ハ選舉權ヲ行使スルコトヲ得ス

第一項ニ規定スル一年ノ期間ハ府邑面ノ廢置又ハ區域變更ノ爲中斷セラルルコトナシ此ノ場合ニ於テ新ニ府ノ區域ト爲リタル地域ニ於テ負擔シタル邑面制第九條第一項ニ規定

スル邑面税及學校費地課金又ハ學校組合費ハ之ヲ第一項ニ規定スル府税ト看做ス

第十條 府會議員ノ選舉權ヲ有スル者ハ被選舉權ヲ有ス但シ左ニ掲クル者ニシテ在職中ノモノ及前條第二項ニ規定スル者ハ此ノ限ニ在ラス

- 一 所屬道及當該府ノ官吏及有給吏員
- 二 判事、檢事及警察官吏
- 三 小學校及普通學校ノ教員

第十一條 府會議員ハ名譽職トス

議員ノ任期ハ四年トシ總選舉ノ日ヨリ之ヲ起算ス
議員ノ定數ニ異同ヲ生シタル爲解任ヲ要スル者アルトキハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ之ヲ定ム

議員ノ定數ニ異動ヲ生シタル爲新ニ選舉セラレタル議員ハ總選舉ニ依リ選舉セラレタル議員ノ任期満了ノ日迄在任ス

第十二條 府會議員中開員ヲ生シタル場合ニ於テ左ノ各號ノ

- 一 該黨スルトキハ補開選舉ヲ行フヘシ
- 二 開員ノ數議員定數ノ六分ノ一ヲ超ユルニ至リタルトキ
- 三 内地人議員又ハ朝鮮人議員ノ數第八條第六項ニ規定スル最少員數ノ六分ノ五ニ滿タサルニ至リタルトキ

府尹必要アリト認ムルトキ
議員ノ定數ニ異動ヲ生シタル爲選舉ヲ行フ場合ニ於テ議員中開員アルトキハ併セテ補開選舉ヲ行フヘシ

補開議員ハ其ノ前任者ノ殘任期間在任ス

第十三條 府會ハ法令ニ依リ其ノ權限ニ屬スル事件ノ外府ニ關スル左ノ事件ヲ議決ス但シ特別經濟ニ關スル事件ハ此ノ限ニ在ラス

- 一 府條例ヲ設ケ又ハ改廢スルコト
- 二 歳入出豫算ヲ定ムルコト
- 三 決算報告ニ關スルコト
- 四 法令ニ規定スルモノヲ除クノ外府税、夫役現品、使用料又ハ手数料ノ賦課徵收ニ關スルコト
- 五 府債ヲ起シ並ニ起償ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト但シ第四十九條第二項ノ借入金ヲ除ク
- 六 基本財産及積立金等ノ設置、管理及處分ニ關スルコト
- 七 不動産ノ管理及處分ニ關スルコト
- 八 繼續費ヲ定メ又ハ變更スルコト
- 九 特別會計ヲ設ケルコト
- 十 歳入出豫算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外新ニ義務ノ負擔ヲ爲シ又ハ權利ノ拋棄ヲ爲スコト
- 十一 訴訟及和解ニ關スルコト

府尹必要アリト認ムルトキハ前項各號ニ掲クル事件ノ外府ニ關スル事件ヲ府會ノ議決ニ付スルコトヲ得

第十四條 府會ハ法令ニ依リ其ノ權限ニ屬スル選舉ヲ行フヘシ

シ

第十五條 府會ハ府ノ事務ニ關スル書類及計算書ヲ檢閲シ事務ノ管理、議決ノ執行及出納ヲ檢査スルコトヲ得但シ特別經濟ニ關スルモノハ此ノ限ニ在ラス

府會ハ議員中ヨリ委員ヲ選舉シ前項ニ規定スル府會ノ權限ニ屬スル事件ヲ行ハシムルコトヲ得

第十六條 府會ハ府ノ公益ニ關ル事件ニ付意見書ヲ府尹其ノ他ノ關係官廳ニ提出スルコトヲ得

第十七條 府會ハ官廳ノ諮問アルトキハ意見ヲ答申スヘシ
府會ノ意見ヲ徵シテ處分ヲ爲スヘキ場合ニ於テ府會成立セス、招集ニ應セス若ハ意見ヲ答申セス又ハ府會ヲ招集スルコト能ハサルトキハ當該官廳ハ其ノ意見ヲ俟タスシテ直ニ處分ヲ爲スコトヲ得

第十八條 府會ハ議員中ヨリ副議長一人ヲ選舉スヘシ
副議長ノ任期ハ議員ノ任期ニ依ル

第十九條 議長故障アルトキハ副議長之ニ代リ議長及副議長共ニ故障アルトキハ臨時ニ議員中ヨリ假議長ヲ選舉スヘシ
前項ノ假議長ノ選舉ニ付テハ年長ノ議員議長ノ職務ヲ代理ス年齢同シキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第二十條 府會ハ會議規則ヲ設クヘシ

第二十一條 本令ニ規定スルモノノ外府會、府會議員並ニ府會議員ノ選舉及其ノ取締ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之

第三章 外地の行政機構

ヲ定ム

第二十二條 府尹ハ府ヲ統轄シ府ヲ代表ス

府尹ハ府會又ハ教育部會ノ議決ヲ經ヘキ事件ニ付其ノ議案ヲ發シ其ノ議決ヲ執行シ其ノ他府ノ事務ヲ擔任ス

第二十三條 府尹ハ吏員ヲ指揮監督シ之ニ對シ懲戒ヲ行フコトヲ得其ノ懲戒處分ハ譴責、二十五圓以下ノ過怠金及解職トス

第二十四條 府會又ハ教育部會ノ議決又ハ選舉其ノ權限ヲ越エ又ハ法令若ハ會議規則ニ背クト認ムルトキハ府尹ハ其ノ意見ニ依リ又ハ道知事ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ付シ又ハ再選舉ヲ行ハシムヘシ但シ特別ノ事由アリト認ムルトキハ府尹ハ道知事ノ指揮ヲ請ヒ直ニ其ノ議決又ハ選舉ヲ取消スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ爲シタル府會又ハ教育部會ノ議決又ハ選舉仍其ノ權限ヲ越エ又ハ法令若ハ會議規則ニ背クト認ムルトキハ府尹ハ道知事ノ指揮ヲ請ヒ其ノ議決又ハ選舉ヲ取消スコトヲ得

第二十五條 府會又ハ教育部會ノ議決明ニ公益ヲ害シ又ハ府ノ收支ニ關シ不當ナリト認ムルトキハ府尹ハ其ノ意見ニ依リ又ハ道知事ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ付スヘシ但シ特別ノ事由アリト認ムルトキハ府尹ハ道知事ノ指揮ヲ請ヒ直ニ其ノ議決ヲ取消スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ爲シタル府會又ハ教育部會ノ議決仍明ニ公益ヲ害シ又ハ府ノ收支ニ關シ不適當ナリト認ムルトキハ府尹ハ道知事ノ指揮ヲ請ヒ其ノ議決ヲ取消スコトヲ得但シ前項ノ規定ニ依リ更ニ再議ニ付スルコトヲ妨ケス

第二十六條 府會又ハ教育部會成立セザルトキ、召集ニ應セザルトキ、會議ヲ開クコト能ハザルトキ又ハ議決スヘキ事件ヲ議決セザルトキハ府尹ハ道知事ノ指揮ヲ請ヒ其ノ議決スヘキ事件ヲ處分スルコトヲ得前二項ノ規定ニ依リ府會又ハ教育部會ノ議決ヲ取消シタルトキ亦同シ

第二十七條 府會又ハ教育部會ニ於テ議決スヘキ事件ニ關シ臨時急施ヲ要スル場合ニ於テ府會若ハ教育部會成立セザルトキ又ハ府尹ニ於テ之ヲ召集スルノ暇ナシト認ムルトキハ府尹ハ之ヲ專決處分スルコトヲ得

第二十八條 前二條ノ規定ニ依ル處分ニ付テハ次回ノ會議ニ於テ之ヲ府會又ハ教育部會ニ報告スヘシ

第二十九條 府會又ハ教育部會ノ權限ニ屬スル事件ノ一部ハ其ノ議決ニ依リ府尹之ヲ專決處分スルコトヲ得

第三十條 府ニ吏員ヲ置クコトヲ得
吏員ハ有給トス但シ府條例ノ定ムル所ニ依リ名譽職ト爲スコトヲ得
吏員ハ府尹之ヲ任免ス
吏員ハ府ノ命ヲ承ケ事務ニ従事ス

第三十一條 府ニ出納吏ヲ置キ官吏又ハ吏員ノ中ヨリ府尹之ヲ命ス
出納吏ハ出納事務ヲ掌ル

第三十二條 官吏ノ府ノ行政ニ關スル職務關係ハ本令中別段ノ定アル場合ヲ除クノ外國ノ行政ニ關スル其ノ職務關係ノ例ニ依ル

第三十三條 吏員ノ服務紀律並ニ出納吏及吏員ノ賠償責任、身元保證及事務引繼ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第三十四條 府會議員及名譽職吏員ハ職務ノ爲要スル費用ノ辨償ヲ受クルコトヲ得
名譽職吏員ニハ費用辨償ノ外勤務ニ相當スル報酬ヲ給スルコトヲ得

第三十五條 有給吏員ノ給料額、旅費額及其ノ支給方法ハ府條例ヲ以テ之ヲ定ムヘシ
有給吏員ニハ府條例ノ定ムル所ニ依リ退職料、退職給與金死亡給與金又ハ遺族扶助料ヲ給スルコトヲ得

第三十六條 收益ノ爲ニスル府ノ財産ハ基本財産トシテ之ヲ維持スヘシ
府ハ特定ノ目的ノ爲特別ノ基本財産又ハ積立金等ヲ設クルコトヲ得

第三十七條 府ハ營造物ノ使用ニ付使用料ヲ徵收スルコトヲ得
府ハ特ニ一個人ノ爲ニスル事務ニ付手数料ヲ徵收スルコトヲ得

第三十八條 府ハ其ノ公益上必要アル場合ニ於テハ寄附又ハ補助ヲ爲スコトヲ得

第三十九條 府ハ其ノ必要ナル費用及法令ニ依リ府ノ負擔ニ屬スル費用ヲ支辨スル義務ヲ負フ
府ハ其ノ財産ヨリ生スル收入、使用料、手数料其ノ他府ニ屬スル收入ヲ以テ前項ノ支出ニ充テ仍不足アルトキハ府稅及夫役現品ヲ賦課徵收スルコトヲ得

第四十條 府稅トシテ賦課スルコトヲ得ヘキモノ左ノ如シ
一 國稅及道稅ノ附加稅
二 特別稅

(中略)

第四十九條 府ハ其ノ負債ヲ償還スル爲、府ノ永久ノ利益ト爲ルヘキ支出ヲ爲ス爲又ハ天災事變ノ爲必要アル場合ニ限リ府債ヲ起スコトヲ得
府ハ豫算内ノ支出ヲ爲ス爲一時ノ借入金ヲ爲スコトヲ得前項ノ借入金ハ其ノ會計年度内ノ收入ヲ以テ之ヲ償還スヘシ

第五十條 府ハ每會計年度歳入出豫算ヲ定ムヘシ

第三章 外地の行政機構

府ノ會計年度ハ政府ノ會計年度ニ依ル

第五十一條 府費ヲ以テ支辨スル事件ニシテ數年ヲ期シテ其ノ費用ヲ支出スヘキモノハ其ノ年期間各年度ノ支出額ヲ定メ繼續費ト爲スコトヲ得

第五十二條 府ハ特別會計ヲ設クルコトヲ得

第五十三條 府ノ收入金及支拂金ニ關スル時數ニ付テハ政府ノ收入金及支拂金ノ例ニ依ル

第五十四條 本令ニ規定スルモノノ外府ノ財務ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第五十五條 府ノ經濟中内地人教育ヲ目的トスルモノト朝鮮人教育ヲ目的トスルモノトハ各之ヲ特別經濟トシ一般經濟ヨリ分別ス特別經濟ノ費用ハ其ノ特別經濟ニ屬スル財産ヨリ生スル收入、使用料、手数料其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充テ仍不足アルトキハ府稅及夫役現品ヲ賦課徵收スルコトヲ得

特別經濟ニ屬スヘキ費用中特ニ必要アルモノハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ一般經濟ニ於テ之ヲ支辨スルコトヲ得

第五十六條 前條第二項ノ府稅及夫役現品ハ内地人教育ヲ目的トスル特別經濟ニ在リテハ之ヲ内地人ニ、朝鮮人教育ヲ目的トスル特別經濟ニ在リテハ之ヲ朝鮮人ニ賦課ス

第五十七條 特別經濟ニ關スル事件ヲ議決セシムル爲第一教育會及第二教育部會ヲ置キ第一教育部會ハ議長及内地人

タル府會議員ヲ以テ、第二教育都會ハ議長及朝鮮人タル府會議員ヲ以テ之ヲ組織ス

第一教育都會及第二教育都會ノ議長ハ府尹ヲ以テ之ニ充ツ

第一教育都會ハ内地人教育ヲ目的トスル特別經濟ニ關スル事件ヲ、第二教育都會ハ朝鮮人教育ヲ目的トスル特別經濟ニ關スル事件ヲ議決ス

第五十八條 第十三條乃至第二十條ノ規定ハ教育都會ニ之ヲ準用ス

第五十九條 本令ニ規定スルモノノ外特別經濟及教育都會ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第六十條 府ハ第一次ニ於テ道知事、第二次ニ於テ朝鮮總督之ヲ監督ス

監督官廳ハ府ノ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第六十一條 府ニ於テ法令ニ依リ負擔シ又ハ當該官廳ノ職權ニ依リ命スル費用ヲ豫算ニ載セサルトキハ道知事ハ理由ヲ示シテ其ノ費用ヲ豫算ニ加フルコトヲ得

道知事ハ府ノ豫算中不適當ト認ムルモノアルトキハ朝鮮總督ノ指揮ヲ請ヒ之ヲ削減スルコトヲ得

第六十二條 朝鮮總督ハ府會ノ解散ヲ命スルコトヲ得

府會解散ノ場合ニ於テハ三月以内ニ議員ノ選舉ヲ行フヘシ但シ特別ノ事由アルトキハ朝鮮總督ハ其ノ期間ニ付特別ヲ

設タルコトヲ得

第六十三條 道知事ハ期日ヲ定メテ府會又ハ教育都會ノ停會ヲ命スルコトヲ得

第六十四條 本令ニ規定スルモノノ外府ノ監督ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第六十五條 本令中官吏ニ關スル規定ハ待遇官吏ニ之ヲ適用ス

附 則

本令ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(註二) 面制拔萃(昭和五年制令第十二號)

第一條 邑面ハ法人トス官ノ監督ヲ承ケ法令ノ範圍内ニ於テ其ノ公共事務及法令ニ依リ邑面ニ屬スル事務ヲ處理ス

第二條 邑面ノ廢置、名稱及區域ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第三條 邑面ノ廢置又ハ區域變更ノ場合ニ於テ處分ヲ要スル財產アルトキハ其ノ處分ハ關係アル府會、邑會及面協議會ノ意見ヲ徵シ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ道知事之ヲ定ム

第四條 邑面ノ廢置又ハ區域變更ノ場合ニ於テ邑面ノ事務ニ付必要ナル事項ハ本令ニ規定スルモノノ外朝鮮總督之ヲ定ム

第五條 邑面内ニ住所ヲ有スル者ハ其ノ邑面住民トス

邑面住民ハ本令ニ依リ邑面ノ營造物ヲ共有スル權利ヲ有シ

邑面ノ負擔ヲ分任スル義務ヲ負フ

第六條 邑面ハ邑面住民ノ權利義務又ハ邑面ノ事務ニ關シ邑面規則ヲ設クルコトヲ得

邑面規則ハ一定ノ公格式ニ依リ之ヲ告示スヘシ

第七條 邑ニ邑會、面ニ面協議會ヲ置ク

邑會ハ議長及邑會議員ヲ以テ、面協議會ハ議長及面協議會員ヲ以テ之ヲ組織ス

邑會ノ議長ハ邑長ヲ以テ、面協議會ノ議長ハ面長ヲ以テ之ニ充ツ

第八條 邑會議員及面協議會員ハ之ヲ選舉ス

議員及協議會員ノ定數左ノ如シ

- 一 人口五千未満ノ邑面 八人
- 二 人口五千以上一萬未満ノ邑面 十人
- 三 人口一萬以上二萬未満ノ邑面 十二人
- 四 人口二萬以上ノ邑面 十四人

前項ノ人口ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依ル

議員及協議會員ノ定數ハ總選舉ヲ行フ場所ニ非サレハ之ヲ増減セス但シ著シク人口ノ増減アリタル場合ニ於テ道知事必要アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

朝鮮總督特ニ必要アリト認ムル場合ニ於テハ邑又ハ面ヲ指定シテ府制第八條第六項ノ規定ヲ準用スルコトヲ得

第九條 帝國臣民タル年齢二十五年以上ノ男子ニシテ獨立ノ

第三章 外地の行政機構

生計ヲ營ミ一年以來邑面住民ト爲リ且一年以來朝鮮總督ノ指定シタル邑面稅年額五圓以上ヲ納ムル者ハ其ノ邑面ニ於テ邑會議員又ハ面協議會員ノ選舉權ヲ有ス但シ左ニ掲クル者ハ此ノ限ニ在ラス

- 一 禁治產者及準禁治產者
- 二 破產者ニシテ復權ヲ得サル者
- 三 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者
- 四 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者
- 五 陸海軍軍人ニシテ現役中ノ者(未タ入營セサル者及歸休下士官兵ヲ除ク)又ハ職事轉變ニ際シ召集中ノ者並ニ志願ニ依リ國民軍ニ編入中ノ者

選舉權ヲ有スル者邑面稅納處分中ハ選舉權ヲ行使スルコトヲ得ス

第一項ニ規定スル一年ノ期間ハ府邑面ノ廢置又ハ區域變更ノ爲中斷セララルコトナシ此ノ場合ニ於テ新ニ邑面ノ區域ト爲リタル地域ニ於テ負擔シタル第一項ニ規定スル邑面稅又ハ府制第九條第一項ニ規定スル府稅(府制第五十五條第二項ニ規定スル府稅ヲ除ク)ハ之ヲ第一項ニ規定スル邑面稅ト看做ス

第十條 邑會議員又ハ面協議會員ノ選舉權ヲ有スル者ハ各其ノ被選舉權ヲ有ス但シ左ニ掲クル者ニシテ在職中ノモノ及

前條第二項ニ規定スル者ハ此ノ限ニ在ラス

一 所屬郡島ノ官吏、待遇官吏及吏員

二 當該邑面ノ邑面長及有給吏員

三 判事、検事及警察官吏

四 小學校及普通學校ノ教員

第十一條 邑會議員及面協議會員ハ名譽職トス

議員及協議會員ノ任期ハ四年トシ總選舉ノ日ヨリ之ヲ起算ス

議員又ハ協議會員ノ定數ニ異動ヲ生シタル爲解任ヲ要スル者アルトキハ邑面長抽籤シテ之ヲ定ム但シ開員アルトキハ其ノ開員ヲ以テ之ニ充ツ

第八條第五項ノ規定ニ依リ府制第八條第六項ノ規定ヲ準用シタル邑又ハ面ニ付テハ前項ノ規定ニ拘ラス府制第十一條第三項ノ規定ヲ準用ス

第十二條 邑會議員又ハ面協議會員中開員ヲ生シタル場合ニ於テ其ノ數議員若ハ協議會員ノ定數ノ六分ノ一ヲ超ユルニ至リタルトキ又ハ邑面長必要アリト認ムルトキハ補開選舉ヲ行フヘシ

第八條第五項ノ規定ニ依リ府制第八條第六項ノ規定ヲ準用シタル邑又ハ面ニ付テハ府制第十二條第一項第二號ノ規定ヲ準用ス

シタル邑又ハ面ニ付テハ府制第十二條第一項第二號ノ規定ヲ準用ス

議員又ハ協議會員ノ定數ニ異動ヲ生シタル爲選舉ヲ行フ場合ニ於テ議員又ハ協議會員中開員アルトキハ併セテ補開選舉ヲ行フヘシ

第十三條 邑會ハ法令ニ依リ其ノ權限ニ屬スル事件ノ外邑ニ關スル左ノ事件ヲ議決ス

一 邑規則ヲ設ケ又ハ改廢スルコト

二 歳入出豫算ヲ定ムルコト

三 決算報告ニ關スルコト

四 法令ニ規定スルモノヲ除クノ外邑稅、夫役現品、使用料又ハ手数料ノ賦課徵收ニ關スルコト

五 邑債ヲ起シ並ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト但シ第四十九條第二項ノ借入金ヲ除ク

六 基本財産及積立金等ノ設置、管理及處分ニ關スルコト

七 不動産ノ管理及處分ニ關スルコト

八 繼續費ヲ定メ又ハ變更スルコト

九 特別會計ヲ設クルコト

十 歳入出豫算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外新ニ義務ノ負擔ヲ爲シ又ハ權利ノ拋棄ヲ爲スコト

第十四條 邑會ハ法令ニ依リ其ノ權限ニ屬スル選舉ヲ行フヘシ

第十五條 邑會ハ邑ノ事務ニ關スル書類及計算書ヲ檢閲シ事務ノ管理、議決ノ執行及出納ヲ檢査スルコトヲ得

第十六條 邑會ハ邑ノ公益ニ關スル事件ニ付意見書ヲ邑長又ハ關係官廳ニ提出スルコトヲ得

第十七條 邑會ハ官廳ノ諮問アルトキハ意見ヲ答申スヘシ邑會ノ意見ヲ徵シテ處分ヲ爲スヘキ場合ニ於テ邑會成立セズ、招集ニ應セス若ハ意見ヲ答申セス又ハ邑會ヲ招集スルコト能ハサルトキハ當該官廳ハ其ノ意見ヲ俟タスシテ直ニ處分ヲ爲スコトヲ得

第十八條 面長ハ法令ニ規定スルモノノ外面ニ關スル左ノ事件ヲ面協議會ニ諮問スヘシ

一 面規則ヲ設ケ又ハ改廢スルコト

二 歳入出豫算ヲ定ムルコト

三 法令ニ規定スルモノヲ除クノ外面稅、夫役現品、使用料又ハ手数料ノ賦課徵收ニ關スルコト

第十四條 邑會ハ法令ニ依リ其ノ權限ニ屬スル選舉ヲ行フヘシ

第十五條 邑會ハ邑ノ事務ニ關スル書類及計算書ヲ檢閲シ事務ノ管理、議決ノ執行及出納ヲ檢査スルコトヲ得

第十六條 邑會ハ邑ノ公益ニ關スル事件ニ付意見書ヲ邑長又ハ關係官廳ニ提出スルコトヲ得

第十七條 邑會ハ官廳ノ諮問アルトキハ意見ヲ答申スヘシ邑會ノ意見ヲ徵シテ處分ヲ爲スヘキ場合ニ於テ邑會成立セズ、招集ニ應セス若ハ意見ヲ答申セス又ハ邑會ヲ招集スルコト能ハサルトキハ當該官廳ハ其ノ意見ヲ俟タスシテ直ニ處分ヲ爲スコトヲ得

第十八條 面長ハ法令ニ規定スルモノノ外面ニ關スル左ノ事件ヲ面協議會ニ諮問スヘシ

一 面規則ヲ設ケ又ハ改廢スルコト

二 歳入出豫算ヲ定ムルコト

三 法令ニ規定スルモノヲ除クノ外面稅、夫役現品、使用料又ハ手数料ノ賦課徵收ニ關スルコト

第十九條 本令ニ規定スルモノノ外面會、面協議會、邑會議員、面協議會員並ニ邑會議員及面協議會員ノ選舉及其ノ取締ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第二十條 邑長ハ邑ヲ統轄シ邑ヲ代表ス

邑長ハ邑會ノ議決ヲ經ヘキ事件ニ付其ノ議案ヲ發シ其ノ議決ヲ執行シ其ノ他邑ノ事務ヲ擔任ス

第二十一條 面長ハ面ヲ統轄シ面ヲ代表ス

面長ハ面ノ事務ヲ擔任ス

第二十二條 邑面長ハ吏員ヲ指揮監督シ之ニ對シ懲戒ヲ行フコトヲ得其ノ懲戒處分ハ譴責、十圓以下ノ過怠金及解職トス

第二十三條 邑面ノ議決又ハ選舉其ノ權限ヲ越エ又ハ法令ニ背クト認ムルトキハ邑長ハ其ノ意見ニ依リ又ハ郡守若ハ島司ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ付シ又ハ再選舉ヲ行ハシムヘシ但シ特別ノ事由アリト認ムルトキハ邑長ハ道知事ノ指揮ヲ請ヒ直ニ其ノ議決又ハ選舉ヲ取消スコトヲ得前項ノ規定ニ依リ爲シタル邑會ノ議決又ハ選舉仍其ノ權限ヲ越エ又ハ法令ニ背クト認ムルトキハ邑長ハ道知事ノ指揮ヲ請ヒ其ノ議決又ハ選舉ヲ取消スヘシ

第二十四條 邑會ノ議決明ニ公益ヲ害シ又ハ邑ノ收支ニ關シ不適當ナリト認ムルトキハ邑長ハ其ノ意見ニ依リ又ハ郡守若ハ島司ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ付スベシ但シ特別ノ事由アリト認ムルトキハ邑長ハ道知事ノ指揮ヲ請ヒ其ノ議決ヲ取消スコトヲ得前項ノ規定ニ依リ爲シタル邑會ノ議決仍明ニ公益ヲ害シ又ハ邑ノ收支ニ關シ不適當ナリト認ムルトキハ邑長ハ道知事ノ指揮ヲ請ヒ其ノ議決ヲ取消スコトヲ得但シ前項ノ規定ニ依リ更ニ再議ニ付スルコトヲ妨ケス

第二十五條 邑會成立セザルトキ、招集ニ應ゼザルトキ、會議ヲ開クコト能ハサルトキ又ハ議決スヘキ事件ヲ議決セザ

ルトキハ邑長ハ道知事ノ指揮ヲ請ヒ其ノ議決スヘキ事件ヲ處分スルコトヲ得前二條ノ規定ニ依リ邑會ノ議決ヲ取消シタルトキ亦同シ

第二十六條 邑會ニ於テ議決スヘキ事件ニ關シ臨時急施ヲ要スル場合ニ於テ邑會成立セザルトキ又ハ邑長ニ於テ之ヲ召集スルノ暇ナシト認ムルトキハ邑長ハ之ヲ專決處分スルコトヲ得

第二十七條 前二條ノ規定ニ依ル處分ニ付テハ次回ノ會議ニ於テ之ヲ邑會ニ報告スヘシ

第二十八條 面協議會成立セザルトキ、招集ニ應ゼザルトキ會議ヲ開クコト能ハサルトキ又ハ諮問ニ應ゼザルトキハ面長ハ郡守又ハ島司ノ指揮ヲ請ヒ諮問ヲ經スシテ其ノ事件ヲ處分スルコトヲ得

第二十九條 面協議會ノ諮問ヲ經ヘキ事件ニ關シ臨時急施ヲ要スル場合ニ於テ面協議會成立セザルトキ又ハ面長ニ於テ之ヲ招集スルノ暇ナシト認ムルトキハ面長ハ諮問ヲ經スシテ之ヲ處分スルコトヲ得

第三十條 前二條ノ規定ニ依ル處分ニ付テハ次回ノ會議ニ於テ之ヲ面協議會ニ報告スヘシ

第三十一條 邑會ノ權限ニ屬スル事件ノ一部ハ其ノ議決ニ依リ邑長之ヲ專決處分スルコトヲ得

第三十二條 邑面ニ有給又ハ名譽職ノ吏員ヲ置クコトヲ得

吏員ハ邑面長之ヲ任免ス
吏員ハ邑面長ノ命ヲ承テ事務ニ從事ス
第三十三條 本令ニ規定スルモノノ外邑面長、吏員並ニ其ノ賠償責任、身元保證及事務引繼ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第三十四條 邑會議員、面協議會員及名譽職吏員ハ職務ノ爲要スル費用ノ辨償ヲ受クルコトヲ得

費用辨償額及其ノ支給方法ハ邑面規則ヲ以テ之ヲ定ムヘシ
第三十五條 有給吏員ノ給料額、旅費額及其ノ支給方法ハ邑面規則ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第三十六條 收益ノ爲ニスル邑面ノ財産ハ基本財産トシテ之ヲ維持スヘシ
邑面ハ特定ノ目的ノ爲物別ノ基本財産又ハ積立金等ヲ設クルコトヲ得

第三十七條 邑面ハ營造物ノ使用ニ付賃用料ヲ徴收スルコトヲ得
邑面ハ特ニ一個人ノ爲ニスル事務ニ付手数料ヲ徴收スルコトヲ得

第三十八條 邑面ハ其ノ公益上必要アル場合ニ於テハ審附又ハ補助ヲ爲スコトヲ得
第三十九條 邑面ハ其ノ必要ナル費用及法令ニ依リ邑面ノ負擔ニ屬スル費用ヲ支辨スル義務ヲ負フ

第三章 外地の行政機構

邑面ハ其ノ財産ヨリ生スル収入、使用料、手数料其ノ他邑面ニ屬スル収入ヲ以テ前項ノ支出ニ充テ仍不足アルトキハ邑面稅及夫役現品ヲ賦課徴收スルコトヲ得
第四十條 邑面稅トシテ賦課スルコトヲ得ヘキモノ左ノ如シ
一 國稅及道稅ノ附加稅
二 特別稅
(中略)

第四十九條 邑面ハ其ノ負債ヲ償還スル爲、邑面ノ永久ノ利益ト爲ルヘキ支出ヲ爲ス爲又ハ天災地變ノ爲必要アル場合ニ限リ邑面債ヲ起スコトヲ得
邑面ハ豫算内ノ支出ヲ爲ス爲一時ノ借入金ヲ爲スコトヲ得前項ノ借入金ハ其ノ會計年度内ノ收入ヲ以テ之ヲ償還スヘシ

第五十條 邑面ハ毎會計年度歳入出豫算ヲ定ムヘシ
邑面ノ會計年度ハ政府ノ會計年度ニ依ル

第五十一條 邑面費ヲ以テ支辨スル事件ニシテ數年ヲ期シテ其ノ費用ヲ支出スヘキモノハ其ノ年期間各年度ノ支出額ヲ定メ繼續費ト爲スコトヲ得

第五十二條 邑面ハ特別會計ヲ設クルコトヲ得
第五十三條 邑面ノ收入金及支拂金ニ關スル時效ニ付テハ政府ノ收入金及支拂金ノ例ニ依ル
第五十四條 本令ニ規定スルモノノ外邑面ノ財務ニ關シ必要

ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第五十五條 邑面ノ事務ノ一部ヲ共同處理セシムル爲必要アルトキハ道知事ハ關係アル邑會及面協議會ノ意見ヲ徵シ組合規約ヲ定メ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ邑面組合ヲ設クルコトヲ得

邑面組合ハ法人トス

道知事ハ組合ヲ組織スル邑面ノ邑面長中ノ一人ヲ指定シ其ノ組合ノ事務ヲ管理セシムヘシ但シ道知事必要アリト認ムルトキハ郡守又ハ島司ヲ指定シ組合ノ事務ヲ管理セシムルコトヲ得

組合規約ニハ組合ノ名稱、組合ヲ組織スル邑面、組合ノ共同事務、組合事務所ノ位置組合協議會ノ組織、組合事務所ノ管理方法及組合費用ノ支辨方法ヲ規定スヘシ

邑面組合ヲ解散シ又ハ組合規約ヲ變更セントスルトキハ道知事ハ關係アル邑會及面協議會ノ意見ヲ徵シ朝鮮總督ノ認可ヲ受クヘシ

前五項ニ規定スルモノノ外面組合ニハ本令中面ニ關スル規定ヲ準用ス其ノ準用シ難キ事項ニ付テハ朝鮮總督ハ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

前項ノ外面組合ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第五十六條 邑面ハ第一次ニ於テ郡守又ハ島司、第二次ニ於テ道知事、第三次ニ於テ朝鮮總督之ヲ監督ス

監督官廳ハ邑面ノ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第五十七條 郡守又ハ島司ハ吏員ニ對シ懲戒ヲ行フコトヲ得其ノ懲戒處分ハ譴責、二十五圓以下ノ過怠金及解職トス

第五十八條 邑面ニ於テ法令ニ依リ負擔シ又ハ當該官廳ノ職權ニ依リ命スル費用ヲ豫算ニ載セサルトキハ道知事ハ理由ヲ示シテ其ノ費用ヲ豫算ニ加フルコトヲ得

道知事ハ邑面ノ豫算中不適當ト認ムルモノアルトキハ之ヲ削減スルコトヲ得

第五十九條 朝鮮總督ハ邑會又ハ面協議會ノ解散ヲ命スルコトヲ得

邑會又ハ面協議會解散ノ場合ニ於テハ三月以内ニ邑會議員ノ選舉ヲ行フヘシ但シ特別ノ事由アルトキハ朝鮮總督ハ其ノ期間ニ付特例ヲ設クルコトヲ得

第六十條 郡守又ハ島司ハ期日ヲ定メテ邑會又ハ面協議會ノ停會ヲ命スルコトヲ得

第六十一條 本令ニ規定スルモノノ外面邑面ノ監督ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

附 則

本令ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(註三) 道制拔萃(昭和五年制令第十五號)

第一條 道ハ法人トス官ノ監督ヲ承ケ法令ノ範圍内ニ於テ其

ノ公共事務及法律、勅令又ハ制令ニ依リ道ニ屬スル事務ヲ處理ス

第二條 道ノ廢置、名稱及區域ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第三條 道ノ廢置又ハ區域變更ノ場合ニ於テ處分ヲ要スル財產アルトキハ其ノ處分ハ關係アル道會ノ意見ヲ徵シ朝鮮總督之ヲ定ム

第四條 道ノ廢置又ハ區域變更ノ場合ニ於テ道ノ事務ニ付必要ナル事項ハ本令ニ規定スルモノノ外朝鮮總督之ヲ定ム

第五條 道ニ道會ヲ置キ議長及道會議員ヲ以テ之ヲ組織ス議長ハ道知事ヲ以テ之ニ充ツ

第六條 道會議員ノ定數ハ二十人以上五十人以下ノ範圍内ニ於テ朝鮮總督之ヲ定ム

第七條 道會議員ノ定數ノ三分ノ二及定數ヲ三分シ難キ場合ニ於ケル其ノ端數ニ相當スル員數ノ議員ハ之ヲ選舉ス

第八條 道會議員ノ選舉ハ各選舉區ニ於テ府會議員、邑會議員及面協議會員之ヲ行フ

選舉區及各選舉區ニ於テ選舉スヘキ議員ノ配當ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第九條 帝國臣民タル年齢二十五年以上ノ男子ニシテ獨立ノ生計ヲ營ミ一年以來道内ニ住所ヲ有スル者ハ其ノ道ニ於テ道會議員ノ被選舉權ヲ有ス但シ左ニ掲クル者ハ此ノ限ニ在ラス

第三章 外地の行政機構

一 禁治産者及準禁治産者

二 破産者ニシテ復權ヲ得サル者

三 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

四 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者

五 陸海軍軍人ニシテ現役中ノ者(未タ入營セサル者及歸休下士官兵ヲ除ク)又ハ戰時事變ニ際シ召集中ノ者並ニ

志願ニ依リ國民軍ニ編入中ノ者

六 當該道及其ノ道内ノ府郡島ノ官吏及有給吏員ニシテ在職中ノ者

七 當該道内ノ邑面ノ邑面長及有給吏員ニシテ在職中ノ者

八 在職ノ判事、檢事及警察官吏

九 小學校及普通學校ノ教員ニシテ在職中ノ者

前項ニ規定スル一年ノ期間ハ道ノ廢置又ハ區域變更ノ爲中斷セララルコトナシ

第十條 道會議員ノ定數ヨリ第七條ノ規定ニ依リ選舉スヘキ議員ノ員數ヲ控除シタル員數ノ議員ハ學識名望アル者ニシテ前條ノ被選舉權ヲ有スルモノノ中ヨリ道知事之ヲ命ス

第十一條 道會議員ハ名譽職トス

議員ノ任期ハ四年トシ總選舉ノ日ヨリ之ヲ起算ス

相關議員ハ其ノ前任者ノ殘任期間在任ス

第十二條 道會ハ法令ニ依リ其ノ權限ニ屬スル事件ノ外道ニ

關スル左ノ事件ヲ議決ス

- 一 歳入出豫算ヲ定ムルコト
- 二 決算報告ニ關スルコト
- 三 法令ニ規定スルモノヲ除クノ外道税、夫役現品、使用料又ハ手数料ノ賦課徴収ニ關スルコト
- 四 道債ヲ起シ並ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト但シ第五十一條第二項ノ借入金ヲ除ク
- 五 基本財産及積立金等ノ設置、管理及處分ニ關スルコト
- 六 繼續費ヲ定メ又ハ變更スルコト
- 七 歳入出豫算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外新ニ義務ノ負擔ヲ爲シ又ハ權利ノ拋棄ヲ爲スコト
- 八 道知事必要アリト認ムルトキハ前項各號ニ掲クル事件ノ外道ニ關スル事件ヲ道會ノ議決ニ付スルコトヲ得

第十三條 道會ハ法令ニ依リ其ノ權限ニ屬スル選舉ヲ行フヘシ

第十四條 道會ハ道ノ公益ニ關スル事件ニ付意見書ヲ道知事其ノ他ノ關係官廳ニ提出スルコトヲ得

第十五條 道會ハ官廳ノ諮問アルトキハ意見ヲ答申スヘシ

道會ノ意見ヲ徵シテ處分ヲ爲スヘキ場合ニ於テ道會成立セズ、招集ニ應セス若ハ意見ヲ答申セス又ハ道會ヲ招集スルコト能ハサルトキハ當該官廳ハ其ノ意見ヲ俟タスシテ直ニ取消スコトヲ得

第二十三條 道會ノ議決又ハ選舉其ノ權限ヲ越エ又ハ法令若ハ會議規則ニ背クト認ムルトキハ道知事ハ其ノ意見ニ依リ又ハ朝鮮總督ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ付シ又ハ再選舉ヲ行ハシムヘシ但シ特別ノ事由アリト認ムルトキハ道知事ハ朝鮮總督ノ指揮ヲ請ヒ直ニ其ノ議決又ハ選舉ヲ取消スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ爲シタル道會ノ議決又ハ選舉仍其ノ權限ヲ越エ又ハ法令若ハ會議規則ニ背クト認ムルトキハ道知事ハ朝鮮總督ノ指揮ヲ請ヒ其ノ議決又ハ選舉ヲ取消スヘシ

第二十四條 道會ノ議決明ニ公益ヲ害シ又ハ道ノ收支ニ關シ不適當ナリト認ムルトキハ道知事ハ其ノ意見ニ依リ又ハ朝鮮總督ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ付スヘシ但シ特別ノ事由アリト認ムルトキハ道知事ハ朝鮮總督ノ指揮ヲ請ヒ直ニ其ノ議決ヲ取消スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ爲シタル道會ノ議決仍明ニ公益ヲ害シ又ハ道ノ收支ニ關シ不適當ナリト認ムルトキハ道知事ハ朝鮮總督ノ指揮ヲ請ヒ其ノ議決ヲ取消スコトヲ得但シ前項ノ規定ニ依リ更ニ再議ニ付スルコトヲ妨ケス

第二十五條 道會成立セサルトキ、招集ニ應セサルトキ、會議ヲ開クコト能ハサルトキ又ハ議決スヘキ事件ヲ議決セサルトキハ道知事ハ朝鮮總督ノ指揮ヲ請ヒ其ノ議決スヘキ事件ヲ處分スルコトヲ得前二條ノ規定ニ依リ道會ノ議決ヲ取

處分ヲ爲スコトヲ得

- 第十六條 道會ハ議員中ヨリ副議長一人ヲ選舉スヘシ副議長ノ任期ハ議員ノ任期ニ依ル
- 第十七條 議長故障アルトキハ副議長之ニ代リ議長及副議長共ニ故障アルトキハ臨時ニ議員中ヨリ假議長ヲ選舉スヘシ前項ノ假議長ノ選舉ニ付テハ年長ノ議員議長ノ職務ヲ代理ス年長同シトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム
- 第十八條 道會ハ會議規則ヲ設クヘシ
- 第十九條 本令ニ規定スルモノノ外道會、道會議員並道會議員ノ選舉及其ノ取締ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム
- 第二十條 道知事ハ道ヲ統轄シ道ヲ代表ス
- 道知事ハ道會ノ議決ヲ經ヘキ事件ニ付其ノ議案ヲ發シ其ノ議決ヲ執行シ其ノ他道ノ事務ヲ擔任ス
- 第二十一條 道知事ハ道ノ行政ニ關シ其ノ職權ニ屬スル事務ノ一部ヲ府郡島ノ官吏若ハ吏員、邑面長又ハ邑面吏員ニ補助執行セシメ又ハ委任スルコトヲ得
- 道知事ハ道ノ行政ニ關シ其ノ職權ニ屬スル事務ノ一部ヲ道ノ官吏又ハ吏員ニ委任スルコトヲ得
- 第二十二條 道知事ハ吏員ヲ指揮監督シ之ニ對シ懲戒ヲ行フコトヲ得其ノ懲戒處分ハ譴責、二十五圓以下ノ過怠金及解職トス

第二十六條 道會ニ於テ議決スヘキ事件ニ關シ臨時急施ヲ要スル場合ニ於テ道會成立セサルトキ又ハ道知事ニ於テ之ヲ招集スルノ暇ナシト認ムルトキハ道知事ハ之ヲ專決處分スルコトヲ得

第二十七條 前二項ノ規定ニ依ル處分ニ付テハ次回ノ會議ニ於テ之ヲ道會ニ報告スヘシ

第二十八條 道知事ハ期日ヲ定メテ道會ノ停會ヲ命スルコトヲ得

第二十九條 道會ノ權限ニ屬スル事件ノ一部ハ其ノ議決ニ依リ道知事之ヲ專決處分スルコトヲ得

第三十條 道ニ有給ノ吏員ヲ置クコトヲ得

吏員ハ道知事之ヲ任免ス

第三十一條 道ニ出納吏ヲ置キ官吏又ハ吏員ノ中ヨリ道知事之ヲ命ス

出納吏ハ出納事務ヲ掌ル

第三十二條 官吏ノ道ノ行政ニ關スル職務關係ハ本令中別段ノ定アル場合ヲ除クノ外國ノ行政ニ關スル其ノ職務關係ノ例ニ依ル

第三十三條 吏員ノ服務紀律並ニ出納吏及吏員ノ賠償責任、身元保證及事務引繼ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定